


(朱色部分は変更)

新	旧	備考
<div data-bbox="189 625 1285 884" style="background-color: #008080; color: white; text-align: center; padding: 10px;"> <p>盛岡市立地適正化計画</p> </div> <div data-bbox="635 1335 777 1472" style="text-align: center;">  </div> <div data-bbox="421 1520 985 1864" style="text-align: center;"> <p>令和2年3月 (令和3年3月 第1回変更) (令和5年3月 第2回変更) (令和〇年〇月 第3回変更) 盛岡市</p> </div>	<div data-bbox="1338 625 2433 884" style="background-color: #008080; color: white; text-align: center; padding: 10px;"> <p>盛岡市立地適正化計画</p> </div> <div data-bbox="1819 1335 1961 1472" style="text-align: center;">  </div> <div data-bbox="1623 1520 2160 1843" style="text-align: center;"> <p>令和2年3月 (令和3年3月 第1回変更) (令和5年3月 第2回変更) 盛岡市</p> </div>	

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">はじめに 変更追加予定</p> <p>盛岡市は、盛岡藩の城下町として 400 余年の歴史と伝統を有し、岩手県の県都として多くの都市機能が集積するとともに、高速交通の結節点としての優位性を持って発展を続け、平成 31 年（2019 年）4 月 1 日には、市制施行 130 周年を迎えました。</p> <p>本市の都市計画は、昭和 5 年（1930 年）に都市計画区域を定めたことから始まり、平成 14 年（2002 年）には、市の都市計画に関する基本的な方針を示した盛岡市都市計画マスタープランを策定し、平成 22 年（2010 年）には、社会情勢の変化や地域の課題等を踏まえマスタープランの見直しを行うなど、コンパクトな市街地の形成に向け各種事業を展開してきました。</p> <p>しかしながら、全国的に人口減少、少子化・高齢化が進む中、本市の人口も平成 12 年（2000 年）の 30 万 3 千人をピークに減少に転じ、今後も減少の一途を辿ると推測されています。</p> <p>このまま人口減少が進むと、これまで一定の人口に支えられてきた医療・福祉・商業・子育て支援等の都市機能の減退は避けられないほか、空き地・空き家の増加による都市環境の悪化を招き、また、道路など都市施設の維持に係る現在のサービス水準の維持が難しくなるなど、様々な影響が懸念されます。</p> <p>そこで、本市では、これまでのまちづくりの目標のひとつであるコンパクトな市街地の形成に、公共交通のネットワークの要素を加えた「コンパクト・プラス・ネットワーク」による持続可能な都市構造の形成を目指すこととし、『盛岡市立地適正化計画』を策定しました。</p> <p>本計画を市民の皆様と共有し、盛岡市総合計画に掲げる「ひと・まち・未来が輝き 世界につながるまち盛岡」の実現に向けて取組を進めてまいります。</p> <p>最後に、本計画の策定にあたり、御尽力いただきました盛岡市立地適正化計画策定検討協議会の委員の皆様と、貴重な御意見をいただきました市民の皆様にご心から感謝申し上げます。</p> <p style="margin-top: 20px;">令和〇年〇月</p> <div style="border: 1px solid red; width: 150px; height: 20px; margin: 10px auto;"></div> <div style="border: 1px solid red; width: 120px; height: 150px; margin: 10px auto;"></div>	<p style="text-align: center;">はじめに</p> <p>盛岡市は、盛岡藩の城下町として 400 余年の歴史と伝統を有し、岩手県の県都として多くの都市機能が集積するとともに、高速交通の結節点としての優位性を持って発展を続け、平成 31 年（2019 年）4 月 1 日には、市制施行 130 周年を迎えました。</p> <p>本市の都市計画は、昭和 5 年（1930 年）に都市計画区域を定めたことから始まり、平成 14 年（2002 年）には、市の都市計画に関する基本的な方針を示した盛岡市都市計画マスタープランを策定し、平成 22 年（2010 年）には、社会情勢の変化や地域の課題等を踏まえマスタープランの見直しを行うなど、コンパクトな市街地の形成に向け各種事業を展開してきました。</p> <p>しかしながら、全国的に人口減少、少子化・高齢化が進む中、本市の人口も平成 12 年（2000 年）の 30 万 3 千人をピークに減少に転じ、今後も減少の一途を辿ると推測されています。</p> <p>このまま人口減少が進むと、これまで一定の人口に支えられてきた医療・福祉・商業・子育て支援等の都市機能の減退は避けられないほか、空き地・空き家の増加による都市環境の悪化を招き、また、道路など都市施設の維持に係る現在のサービス水準の維持が難しくなるなど、様々な影響が懸念されます。</p> <p>そこで、本市では、これまでのまちづくりの目標のひとつであるコンパクトな市街地の形成に、公共交通のネットワークの要素を加えた「コンパクト・プラス・ネットワーク」による持続可能な都市構造の形成を目指すこととし、『盛岡市立地適正化計画』を策定しました。</p> <p>本計画を市民の皆様と共有し、盛岡市総合計画に掲げる「ひと・まち・未来が輝き 世界につながるまち盛岡」の実現に向けて取組を進めてまいります。</p> <p>最後に、本計画の策定にあたり、御尽力いただきました盛岡市立地適正化計画策定検討協議会の委員の皆様と、貴重な御意見をいただきました市民の皆様にご心から感謝申し上げます。</p> <p style="margin-top: 20px;">令和 2 年 3 月</p> <p style="text-align: center; font-size: 1.2em; font-weight: bold;">盛岡市長 谷藤 裕明</p> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">  </div>	<p>更新。</p>

新	旧	備考
目 次		
第1章 立地適正化計画策定の背景と目的..... 1	第1章 立地適正化計画策定の背景と目的..... 1	
第2章 都市が抱える課題分析及び解決すべき課題の抽出..... 10	第2章 都市が抱える課題分析及び解決すべき課題の抽出..... 10	
1. 盛岡市の現状と将来見通し..... 10	1. 盛岡市の現状と将来見通し..... 10	
2. 「コンパクト・プラス・ネットワーク」の都市構造への誘導に向けた課題..... 69	2. 「コンパクト・プラス・ネットワーク」の都市構造への誘導に向けた課題..... 69	
第3章 まちづくりの方針..... 72	第3章 まちづくりの方針..... 72	
第4章 目指すべき都市の骨格構造..... 75	第4章 目指すべき都市の骨格構造..... 75	
1. 暮らしのイメージの実現に向けた骨格構造の考え方..... 75	1. 暮らしのイメージの実現に向けた骨格構造の考え方..... 75	
2. 目指すべき都市の骨格構造..... 79	2. 目指すべき都市の骨格構造..... 79	
第5章 課題解決のための取組み方針・誘導方針..... 82	第5章 課題解決のための取組み方針・誘導方針..... 82	
1. 課題解決のための取組み方針..... 82	1. 課題解決のための取組み方針..... 82	
2. 都市機能誘導・居住誘導の方針..... 84	2. 都市機能誘導・居住誘導の方針..... 84	
第6章 誘導区域等..... 86	第6章 誘導区域等..... 86	
1. 都市機能誘導区域..... 86	1. 都市機能誘導区域..... 86	
2. 居住誘導区域..... 94	2. 居住誘導区域..... 94	
3. 市独自区域（一般居住区域）..... 95	3. 市独自区域（一般居住区域）..... 95	
4. 居住誘導区域及び一般居住区域に含めない区域..... 96	4. 居住誘導区域及び一般居住区域に含めない区域..... 96	
5. 誘導区域等..... 107 106	5. 誘導区域等..... 107	
第7章 誘導施設..... 111	第7章 誘導施設..... 111	
1. 誘導施設の候補となる都市機能及び施設の整理..... 111	1. 誘導施設の候補となる都市機能及び施設の整理..... 111	
2. 誘導施設設定の基本的な考え方..... 115	2. 誘導施設設定の基本的な考え方..... 115	
3. 誘導施設..... 120	3. 誘導施設..... 120	
第8章 誘導施策..... 121	第8章 誘導施策..... 121	
1. 都市機能誘導区域に誘導施設を維持・誘導するための施策..... 121	1. 都市機能誘導区域に誘導施設を維持・誘導するための施策..... 121	
2. 居住誘導区域における人口密度の維持を図るための施策..... 126	2. 居住誘導区域における人口密度の維持を図るための施策..... 126	
3. 低未利用土地の有効活用と適正管理のための施策..... 130	3. 低未利用土地の有効活用と適正管理のための施策..... 130	
4. 地域の魅力を活かしたまちづくりの促進に係る施策..... 132	4. 地域の魅力を活かしたまちづくりの促進に係る施策..... 132	
5. 利用しやすい地域公共交通網の形成に係る施策..... 134	5. 利用しやすい地域公共交通網の形成に係る施策..... 134	
6. 届出制度..... 136	6. 届出制度..... 136	
第9章 目標と期待される効果..... 138	第9章 目標と期待される効果..... 138	
1. 定量的な目標値..... 138	1. 定量的な目標値..... 138	
2. 期待される定量的な効果..... 141	2. 期待される定量的な効果..... 141	
第10章 施策の達成状況に関する評価方法..... 142	第10章 施策の達成状況に関する評価方法..... 142	
参考..... 145	参考..... 145	
変更の経緯..... 147 148	変更の経緯..... 147	
別冊 防災指針編	別冊 防災指針編	

第1章 立地適正化計画策定の背景と目的

1. 計画策定の背景・目的

～ 略（変更なし）～

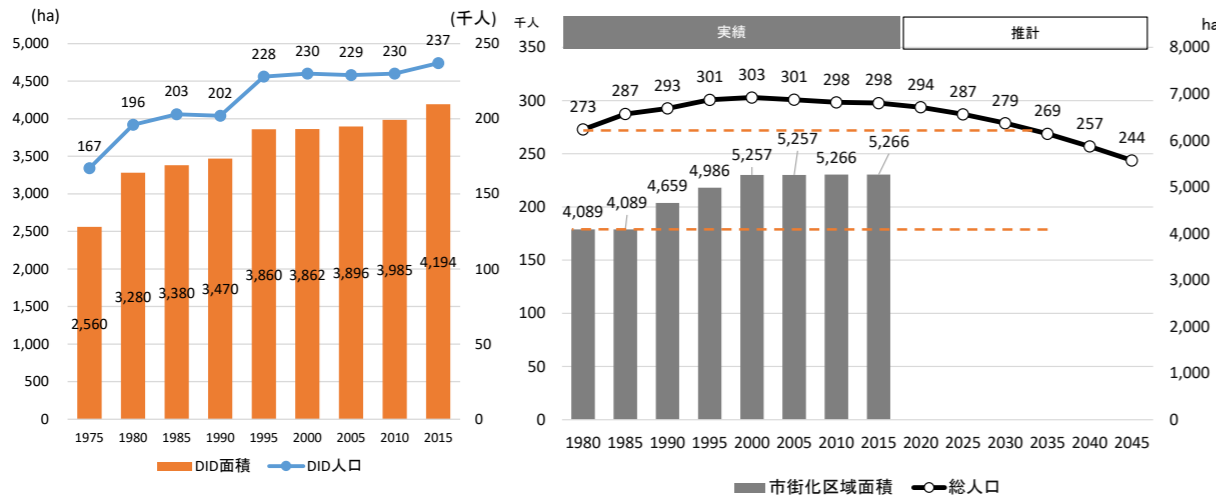


図 DID面積と人口

図 市街化区域面積と人口推移

出典：総務省「国勢調査」、
国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年（2017年）推計）」
「日本の地域別将来推計人口（平成30年（2018年）推計）」

～ 略（変更なし）～

2. 立地適正化計画制度

～ 略（変更なし）～

第1章 立地適正化計画策定の背景と目的

1. 計画策定の背景・目的

～ 略（変更なし）～

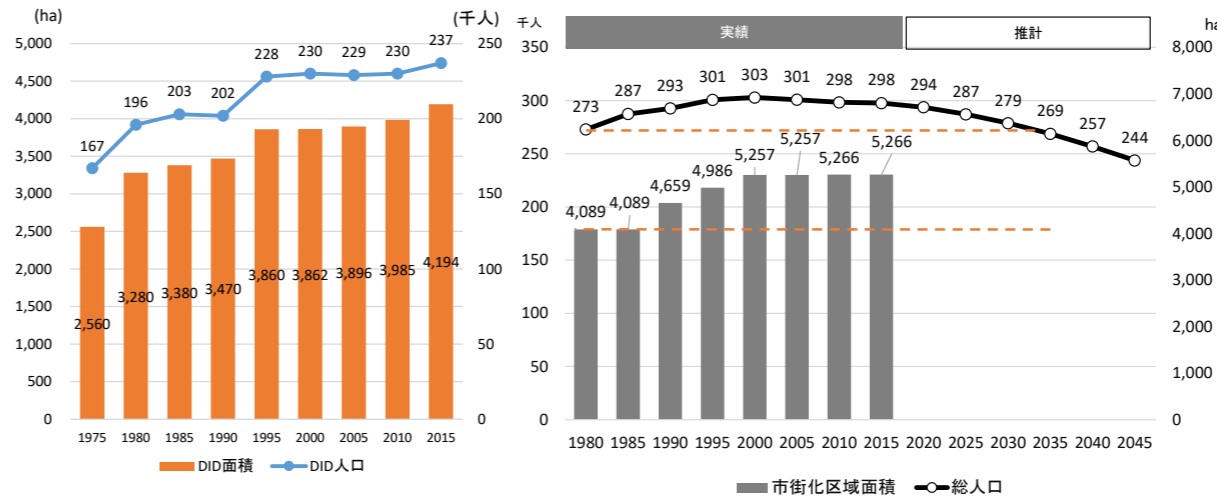


図 DID面積と人口

図 市街化区域面積と人口推移

出典：総務省「国勢調査」、
国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年（2017年）推計）」
「日本の地域別将来推計人口（平成30年（2018年）推計）」

～ 略（変更なし）～

2. 立地適正化計画制度

～ 略（変更なし）～

区域区分の変更に伴う更新。

3. 計画の位置づけ

本計画は、都市再生特別措置法第 81 条第 1 項の規定に基づく「住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画」であり、市の都市計画マスタープランの一部として、持続可能で機能的な都市構造を確保するために、居住や都市機能の立地を促進する区域等を示すものです。

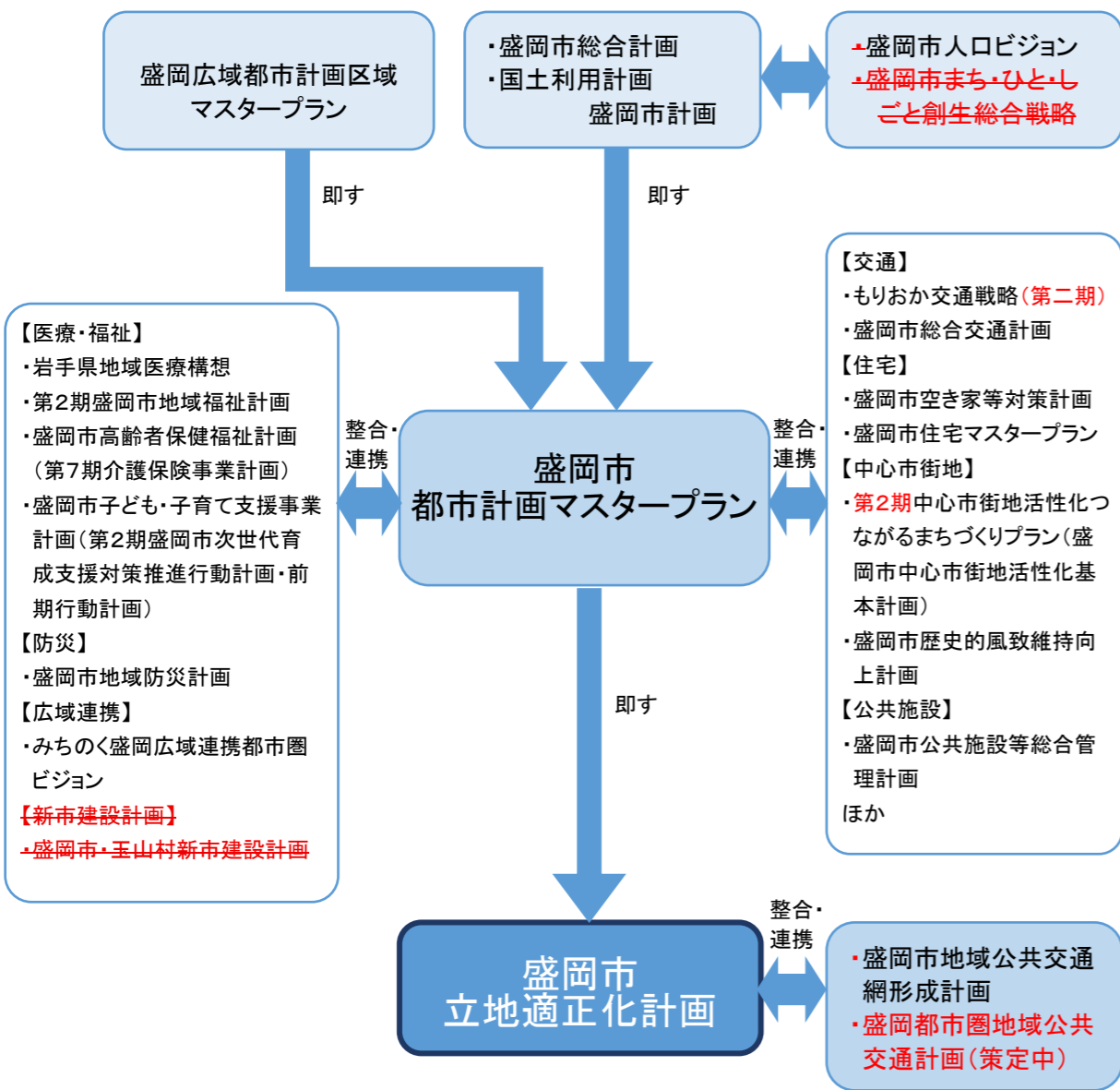


図 立地適正化計画の位置づけ

3. 計画の位置づけ

本計画は、都市再生特別措置法第 81 条第 1 項の規定に基づく「住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画」であり、市の都市計画マスタープランの一部として、持続可能で機能的な都市構造を確保するために、居住や都市機能の立地を促進する区域等を示すものです。

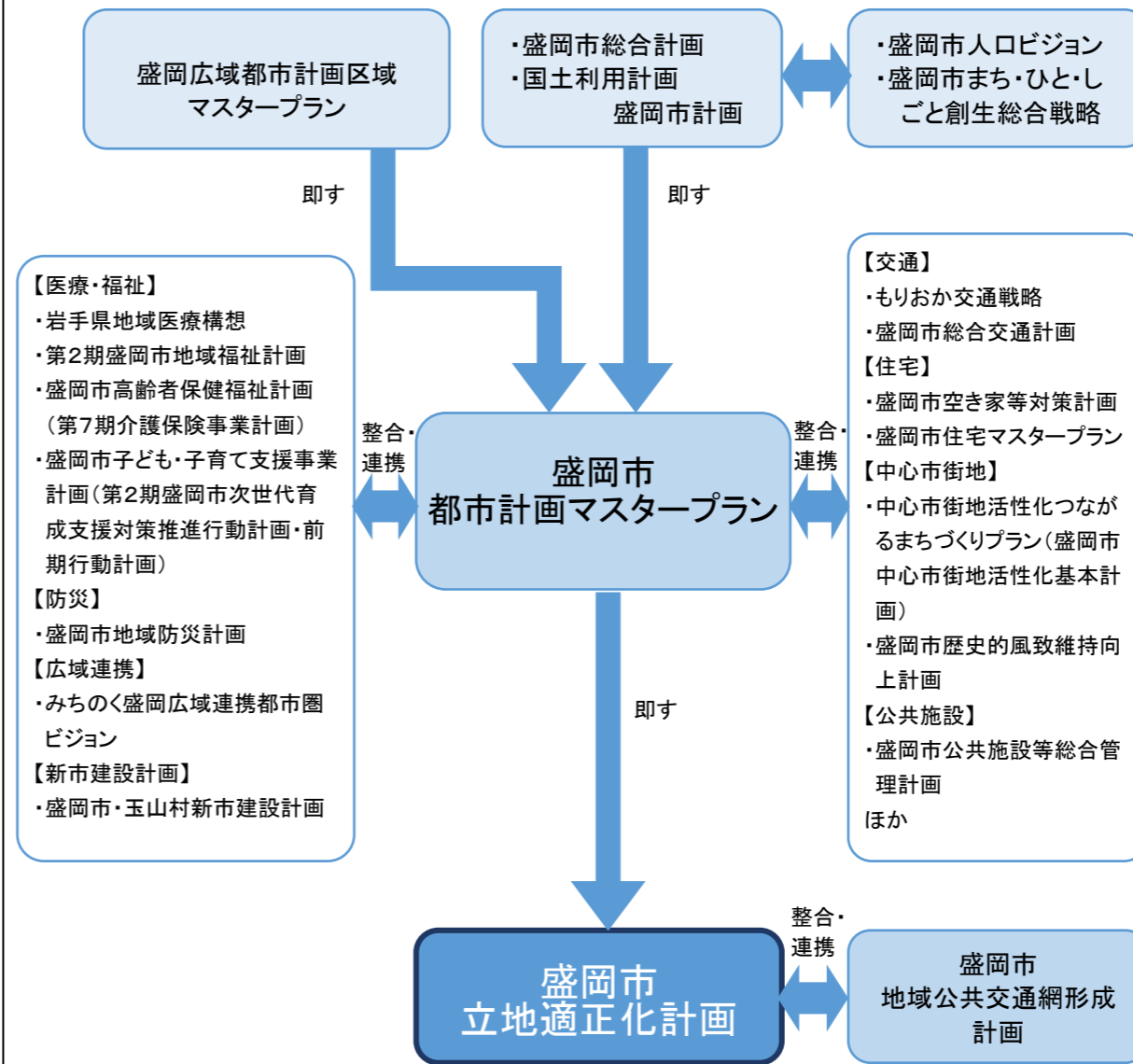


図 立地適正化計画の位置づけ

各計画の改定に伴う更新。

4. 計画の目標年次

～ 略（変更なし）～

5. 計画の対象区域

表 対象区域の面積

行政区域面積	名称	都市計画区域面積	市街化区域面積	市街化調整区域面積
盛岡市 88,647ha	盛岡広域 都市計画区域	44,570 ha	5,230 ha [※]	39,340 ha [※]

※令和7年（2025年）3月時点では、市街化区域は5,234ha、市街化調整区域は39,336ha

6. 計画策定のフローチャート

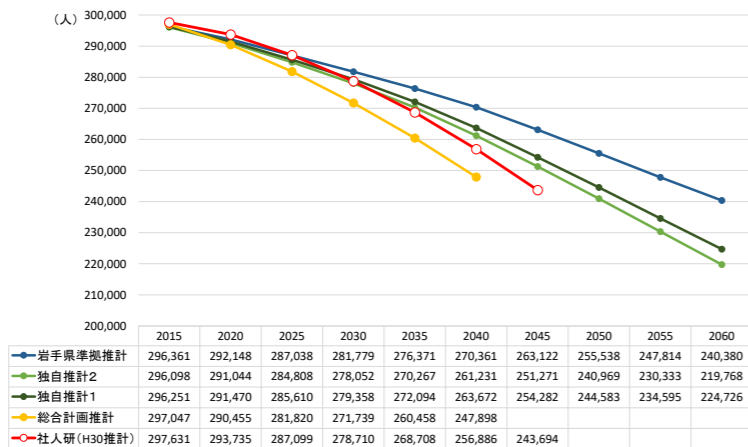
～ 略（変更なし）～

第2章 都市が抱える課題分析及び解決すべき課題の抽出

1. 盛岡市の現状と将来見通し

(1) 人口

① 総人口・年齢層別人口の推移



<参考> 国立社会保障・人口問題研究所推計値と盛岡市人口ビジョン推計値の比較

出典：総務省「国勢調査」、
平成27年（2015年）以降は「国立社会保障・人口問題研究所平成30年（2018年）3月推計」
「盛岡市人口ビジョン（平成27年10月）」

② 地区別の人口、年齢階層別人口分布（500mメッシュ）

～ 略（変更なし）～

4. 計画の目標年次

～ 略（変更なし）～

5. 計画の対象区域

表 対象区域の面積

行政区域面積	名称	都市計画区域面積	市街化区域面積	市街化調整区域面積
盛岡市 88,647ha	盛岡広域 都市計画区域	44,570 ha	5,230 ha	39,340 ha

6. 計画策定のフローチャート

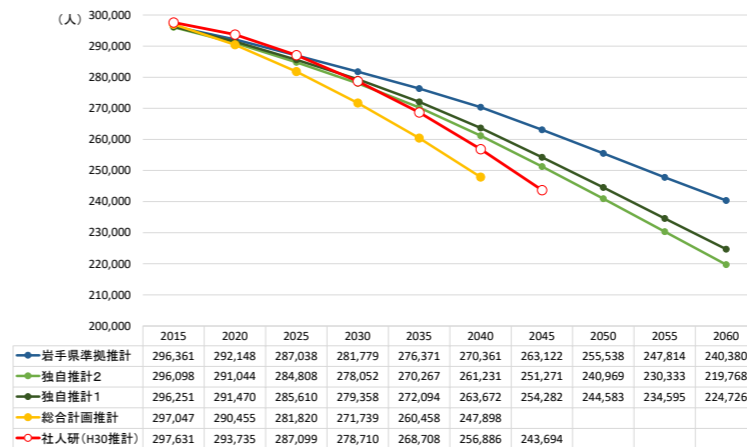
～ 略（変更なし）～

第2章 都市が抱える課題分析及び解決すべき課題の抽出

1. 盛岡市の現状と将来見通し

(1) 人口

① 総人口・年齢層別人口の推移



<参考> 国立社会保障・人口問題研究所推計値と盛岡市人口ビジョン推計値の比較

出典：総務省「国勢調査」、
平成27年（2015年）以降は「国立社会保障・人口問題研究所平成30年（2018年）3月推計」
「盛岡市人口ビジョン」

② 地区別の人口、年齢階層別人口分布（500mメッシュ）

～ 略（変更なし）～

区域区分の変更に伴う更新。
注釈の追加。

将来人口推計の出典データの基準年月の追記。

第3章 まちづくりの方針

盛岡市総合計画では、目指す将来像を「**輝きが増し 活力に満ち 夢をかなえるまち盛岡**」とし、その実現のために「**豊かな地域資源が活力を生み出すまちづくり**」、「**人を育み未来を選べるまちづくり**」、「**人がいきいきとつながり支え合うまちづくり**」、「**安全・安心で快適に暮らせるまちづくり**」の4つの基本目標を定めてまちづくりに取り組んでいます。

また、盛岡市都市計画マスタープランでは、まちづくりの基本理念として「心を育む、歴史と風格のあるまち盛岡の形成」を掲げ、「市街地と自然環境が調和する都市構造」、「コンパクトな都市構造」、「土地利用と交通を一体と考えた都市構造」を将来都市構造の基本とするまちづくりを進めてきました。

■盛岡市総合計画

【目指す将来像】 **輝きが増し 活力に満ち 夢をかなえるまち盛岡**

【基本目標】

- **豊かな地域資源が活力を生み出すまちづくり** ○ **人を育み未来を選べるまちづくり**
- **人がいきいきとつながり支え合うまちづくり** ○ **安全・安心で快適に暮らせるまちづく**

■盛岡市都市計画マスタープラン ～ （略）変更なし ～

これらの計画における将来像を踏まえ、市が目指す「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりにおける暮らしのイメージを、次のように設定しました。

暮らしのイメージ ～ （略）変更なし ～

第3章 まちづくりの方針

盛岡市総合計画では、目指す将来像を「ひと・まち・未来が輝き 世界につながるまち盛岡」とし、その実現のために「人がいきいきと暮らすまちづくり」、「盛岡の魅力があふれるまちづくり」、「人を育み未来につなぐまちづくり」、「人が集い活力を育むまちづくり」の4つの基本目標を定めてまちづくりに取り組んでいます。

また、盛岡市都市計画マスタープランでは、まちづくりの基本理念として「心を育む、歴史と風格のあるまち盛岡の形成」を掲げ、「市街地と自然環境が調和する都市構造」、「コンパクトな都市構造」、「土地利用と交通を一体と考えた都市構造」を将来都市構造の基本とするまちづくりを進めてきました。

■盛岡市総合計画

【目指す将来像】 **ひと・まち・未来が輝き 世界につながるまち盛岡**

- 【基本目標】
- 人がいきいきと暮らすまちづくり ○ 盛岡の魅力があふれるまちづくり
 - 人を育み未来につなぐまちづくり ○ 人が集い活力を育むまちづくり

■盛岡市都市計画マスタープラン ～ （略）変更なし ～

これらの計画における将来像を踏まえ、市が目指す「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりにおける暮らしのイメージを、次のように設定しました。

暮らしのイメージ ～ （略）変更なし ～

「盛岡市総合計画」の改定に伴う、「目指す将来像」、「基本目標」の更新。

新 盛岡市立地適正化計画（変更素案） P75～P95	旧	備考
<p>第4章 目指すべき都市の骨格構造</p> <p>～ 略（変更なし）～</p>	<p>第4章 目指すべき都市の骨格構造</p> <p>～ 略（変更なし）～</p>	
<p>第5章 課題解決のための取組み方針・誘導方針</p> <p>～ 略（変更なし）～</p>	<p>第5章 課題解決のための取組み方針・誘導方針</p> <p>～ 略（変更なし）～</p>	
<p>第6章 誘導区域等</p> <p>1. 都市機能誘導区域</p> <p>～ 略（変更なし）～</p> <p>2. 居住誘導区域</p> <p>～ 略（変更なし）～</p> <p>3. 市独自区域（一般居住区域）</p> <p>～ 略（変更なし）～</p>	<p>第6章 誘導区域等</p> <p>1. 都市機能誘導区域</p> <p>～ 略（変更なし）～</p> <p>2. 居住誘導区域</p> <p>～ 略（変更なし）～</p> <p>3. 市独自区域（一般居住区域）</p> <p>～ 略（変更なし）～</p>	

新 盛岡市立地適正化計画（変更素案） P96	旧	備考
<p>4. 居住誘導区域及び一般居住区域に含めない区域</p> <p>居住誘導区域は、人口密度の維持を図るべき区域であることから、次に示す災害の危険性が高い区域や住宅の建築を制限している区域は含めないこととします。</p> <p>また、一般居住区域は、暮らしやコミュニティ等の存続を図るべき区域であることから、居住誘導区域と同様に、次に示す災害の危険性が高い区域や住宅の建築を制限している区域は含めないこととします。</p> <p>なお、市の中心部等は、北上川、雫石川、中津川の洪水浸水想定区域となっていますが、これらの区域には多様な都市機能および人口が集積しており、市の都市構造上、将来的にも都市機能を存置すべき区域であることから、居住誘導区域に含めることとします。</p> <p>居住誘導区域内の洪水による被害の軽減を図るため、緊急性の高い雨水幹線整備の重点的な実施、雨水流出量の増加に対応するための一級河川南川の改修の推進等、災害につよいまちづくりを推進します。また、ハザードマップの周知徹底や災害発生時に市民や事業所が迅速・的確に避難行動がとれるよう、積極的な情報提供を行います。</p> <p>また、国土交通省においては、北上川の上流域は、流域内で最大の人口・資産が集積する盛岡市を抱え、ダム等の治水施設の能力を超える豪雨が発生した場合、その被害は甚大であることから、「四十四田ダムと御所ダムの洪水調節機能向上」のための対策を実施し、下流域の安全度を下げること無く、盛岡市街地を含む北上川上流域の安全度向上を図ることをポイントの一つとして、平成30年（2018年）6月に「北上川水系河川整備計画」の変更を行っています。さらに、気候変動による今後の水害の激甚化・頻発化に備え、北上川水系北上川流域において、国、流域自治体、企業・住民等、あらゆる関係者が協働して流域全体で水災害対策を行う「北上川水系流域治水プロジェクト」により、流域治水の取組を計画的に推進することとしており、本市においても流域治水の対策に取り組んでいます。</p> <p>① 土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域 ② 急傾斜地崩壊危険区域 ③ 土砂災害危険箇所（土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所） ④③ 特別用途地区のうち住宅の建築が制限されている区域（第一種特別業務地区（流通センター）） ⑤④ 地区計画のうち、工業系の集積を図るために住宅の建築が制限されている区域（盛岡南新都市地区、道明地区） ⑥⑤ 工業地域（みたけ地区は工業系以外の建物の立地件数が多いため除く） ⑦⑥ 大規模な都市公園（県営総合運動公園）</p>	<p>4. 居住誘導区域及び一般居住区域に含めない区域</p> <p>居住誘導区域は、人口密度の維持を図るべき区域であることから、次に示す災害の危険性が高い区域や住宅の建築を制限している区域は含めないこととします。</p> <p>また、一般居住区域は、暮らしやコミュニティ等の存続を図るべき区域であることから、居住誘導区域と同様に、次に示す災害の危険性が高い区域や住宅の建築を制限している区域は含めないこととします。</p> <p>なお、市の中心部等は、北上川、雫石川、中津川の洪水浸水想定区域となっていますが、これらの区域には多様な都市機能および人口が集積しており、市の都市構造上、将来的にも都市機能を存置すべき区域であることから、居住誘導区域に含めることとします。</p> <p>居住誘導区域内の洪水による被害の軽減を図るため、緊急性の高い雨水幹線整備の重点的な実施、雨水流出量の増加に対応するための一級河川南川の改修の推進等、災害につよいまちづくりを推進します。また、ハザードマップの周知徹底や災害発生時に市民や事業所が迅速・的確に避難行動がとれるよう、積極的な情報提供を行います。</p> <p>また、国土交通省においては、北上川の上流域は、流域内で最大の人口・資産が集積する盛岡市を抱え、ダム等の治水施設の能力を超える豪雨が発生した場合、その被害は甚大であることから、「四十四田ダムと御所ダムの洪水調節機能向上」のための対策を実施し、下流域の安全度を下げること無く、盛岡市街地を含む北上川上流域の安全度向上を図ることをポイントの一つとして、平成30年（2018年）6月に「北上川水系河川整備計画」の変更を行っています。さらに、気候変動による今後の水害の激甚化・頻発化に備え、北上川水系北上川流域において、国、流域自治体、企業・住民等、あらゆる関係者が協働して流域全体で水災害対策を行う「北上川水系流域治水プロジェクト」により、流域治水の取組を計画的に推進することとしており、本市においても流域治水の対策に取り組んでいます。</p> <p>① 土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域 ② 急傾斜地崩壊危険区域 ③ 土砂災害危険箇所（土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所） ④ 特別用途地区のうち住宅の建築が制限されている区域（第一種特別業務地区（流通センター）） ⑤ 地区計画のうち、工業系の集積を図るために住宅の建築が制限されている区域（盛岡南新都市地区、道明地区） ⑥ 工業地域（みたけ地区は工業系以外の建物の立地件数が多いため除く） ⑦ 大規模な都市公園（県営総合運動公園）</p>	<p>「土砂災害危険箇所」の総称を使用しないこととなったため削除。 「土砂災害危険箇所」は、「①土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域」に指定。</p>

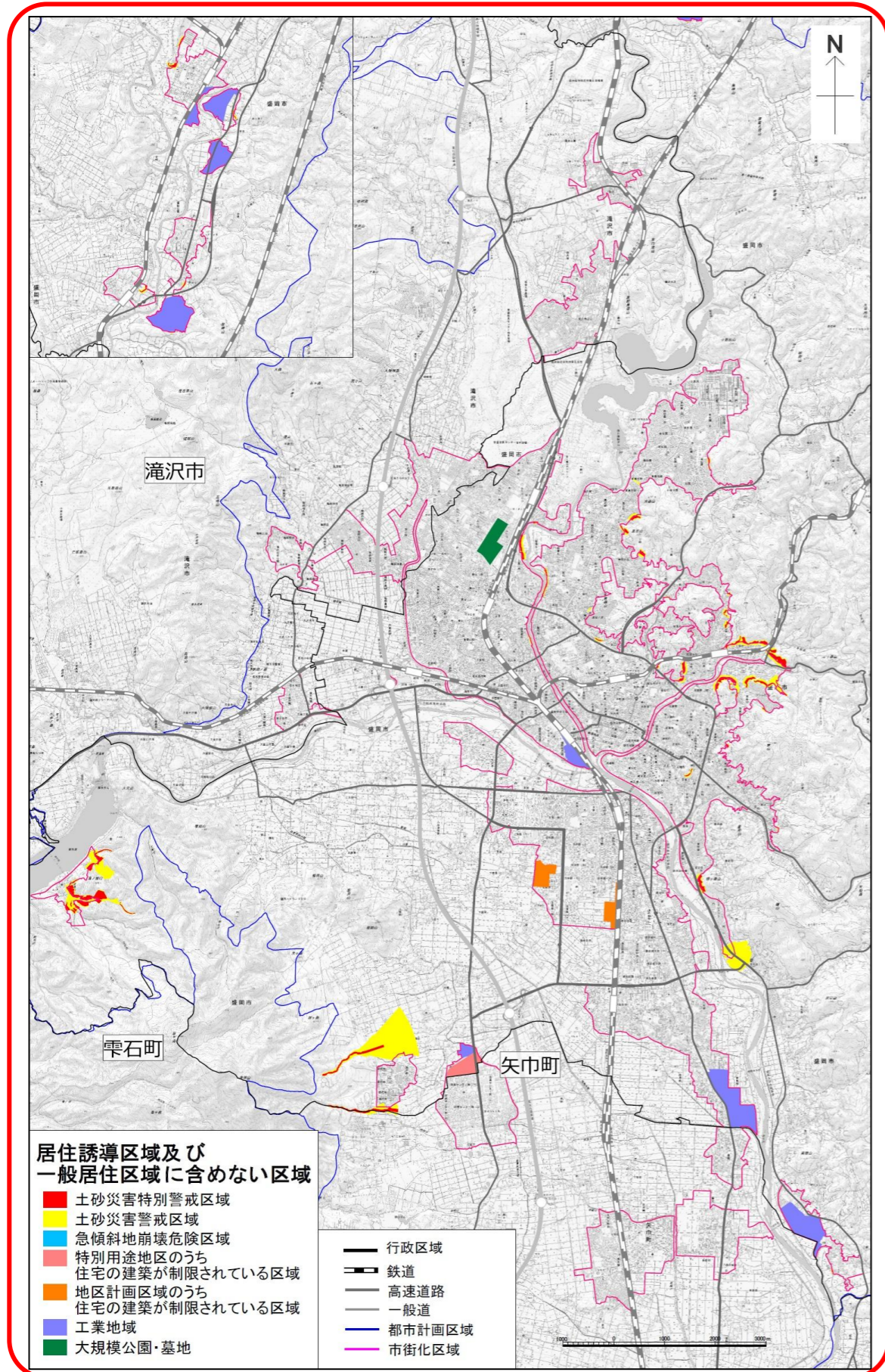


図 居住誘導区域及び一般居住区域に含めない区域

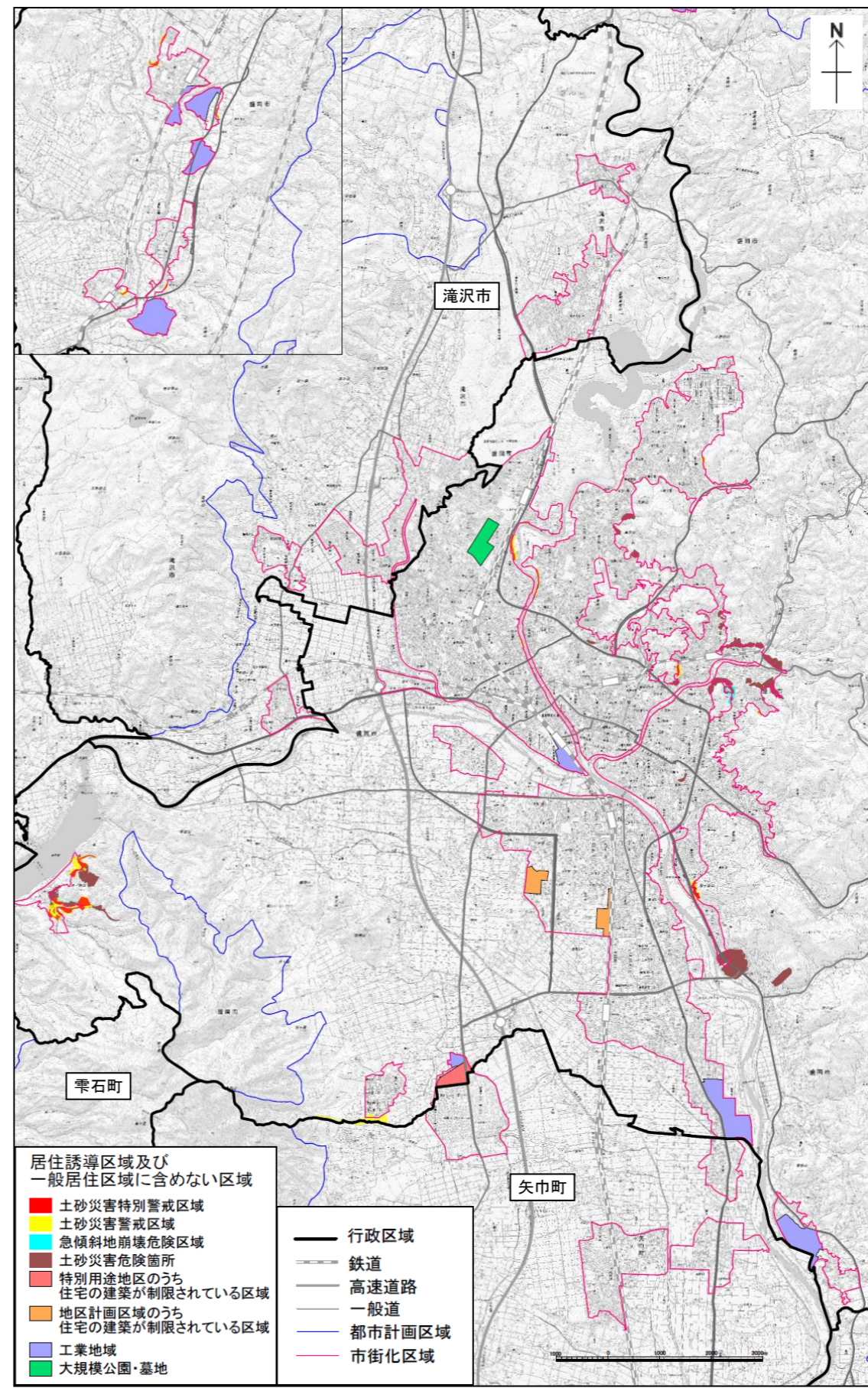


図 居住誘導区域及び一般居住区域に含めない区域

「土砂災害危険箇所」の削除。
「土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域」の更新。

① 土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域

土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に規定する区域で、市街化区域内ではつなぎ地区や高松地区の北上川沿いなどに分布しています。

土砂災害特別警戒区域は、都市計画運用指針において「原則として居住誘導区域に含まない区域」とされていることから、居住誘導区域及び一般居住区域に含めないこととします。

また、土砂災害警戒区域は、都市計画運用指針において「適当でないと判断される場合は原則として居住誘導区域に含まない区域」とされており、土砂災害は事前の予測が難しく、木造住宅等への被害が大きく人的被害に直結しやすいことから、居住誘導区域及び一般居住区域に含めないこととします。

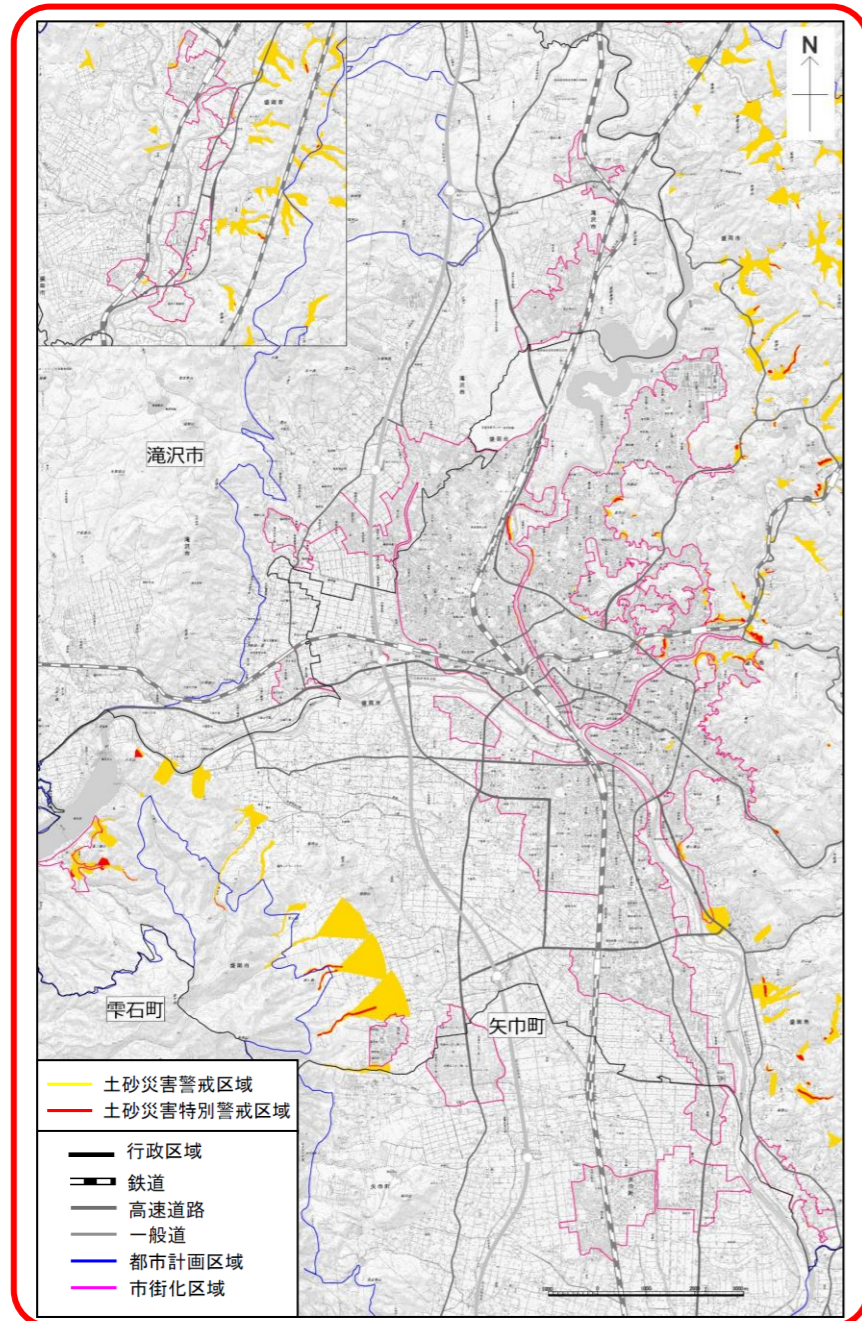


図 土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域

出典：岩手県「土砂災害危険箇所図」
岩手県「土砂災害警戒区域等の指定・基礎調査結果公表状況」

① 土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域

土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に規定する区域で、市街化区域内ではつなぎ地区や高松地区の北上川沿いなどに分布しています。

土砂災害特別警戒区域は、都市計画運用指針において「原則として居住誘導区域に含まない区域」とされていることから、居住誘導区域及び一般居住区域に含めないこととします。

また、土砂災害警戒区域は、都市計画運用指針において「適当でないと判断される場合は原則として居住誘導区域に含まない区域」とされており、土砂災害は事前の予測が難しく、木造住宅等への被害が大きく人的被害に直結しやすいことから、居住誘導区域及び一般居住区域に含めないこととします。

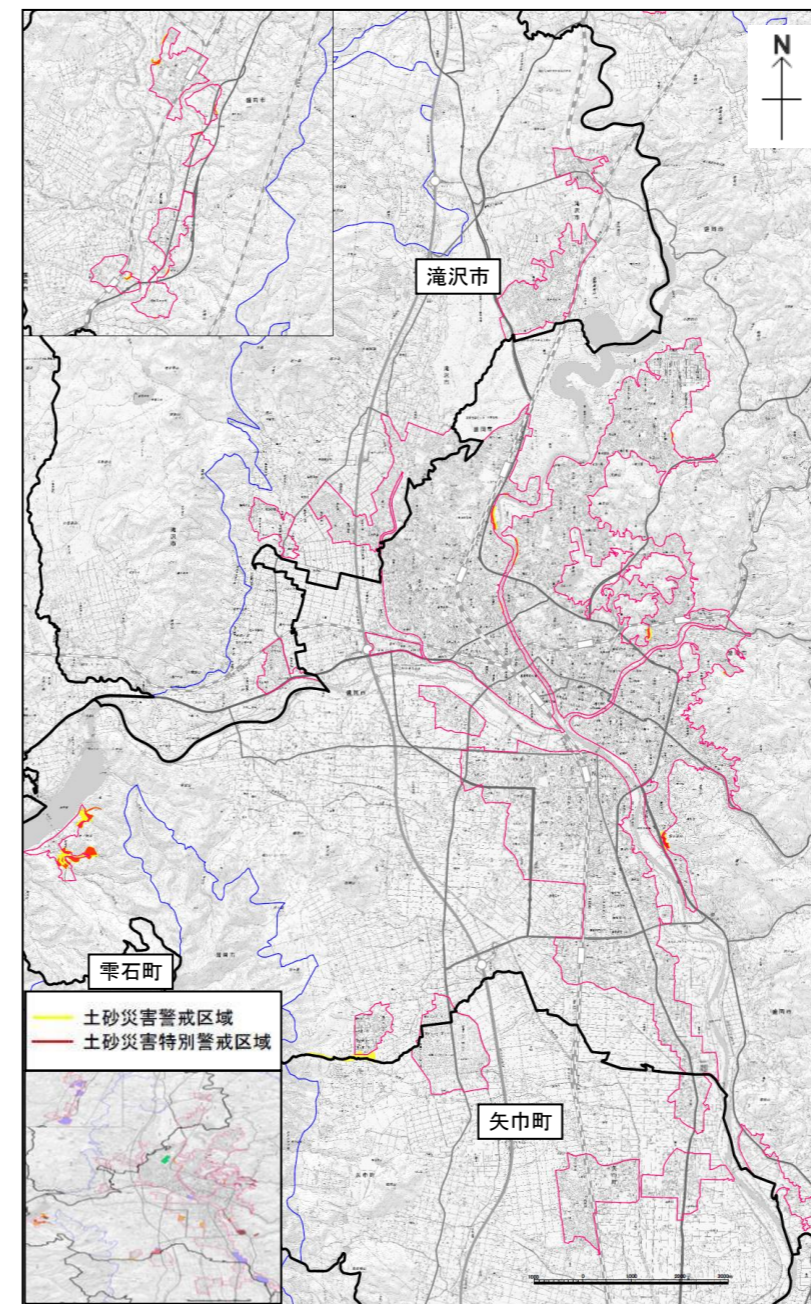


図 土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域

出典：岩手県「土砂災害危険箇所図」
岩手県「土砂災害警戒区域等の指定・基礎調査結果公表状況」

「土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域」の更新。

② 急傾斜地崩壊危険区域 ～（略）変更なし～

~~③ 土砂災害危険箇所（土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所）
土砂災害危険箇所は、都市計画運用指針において、災害の発生のおそれのある区域として「原則として居住誘導区域に含まない区域」とされていることから、居住誘導区域及び一般居住区域に含めないこととします。~~

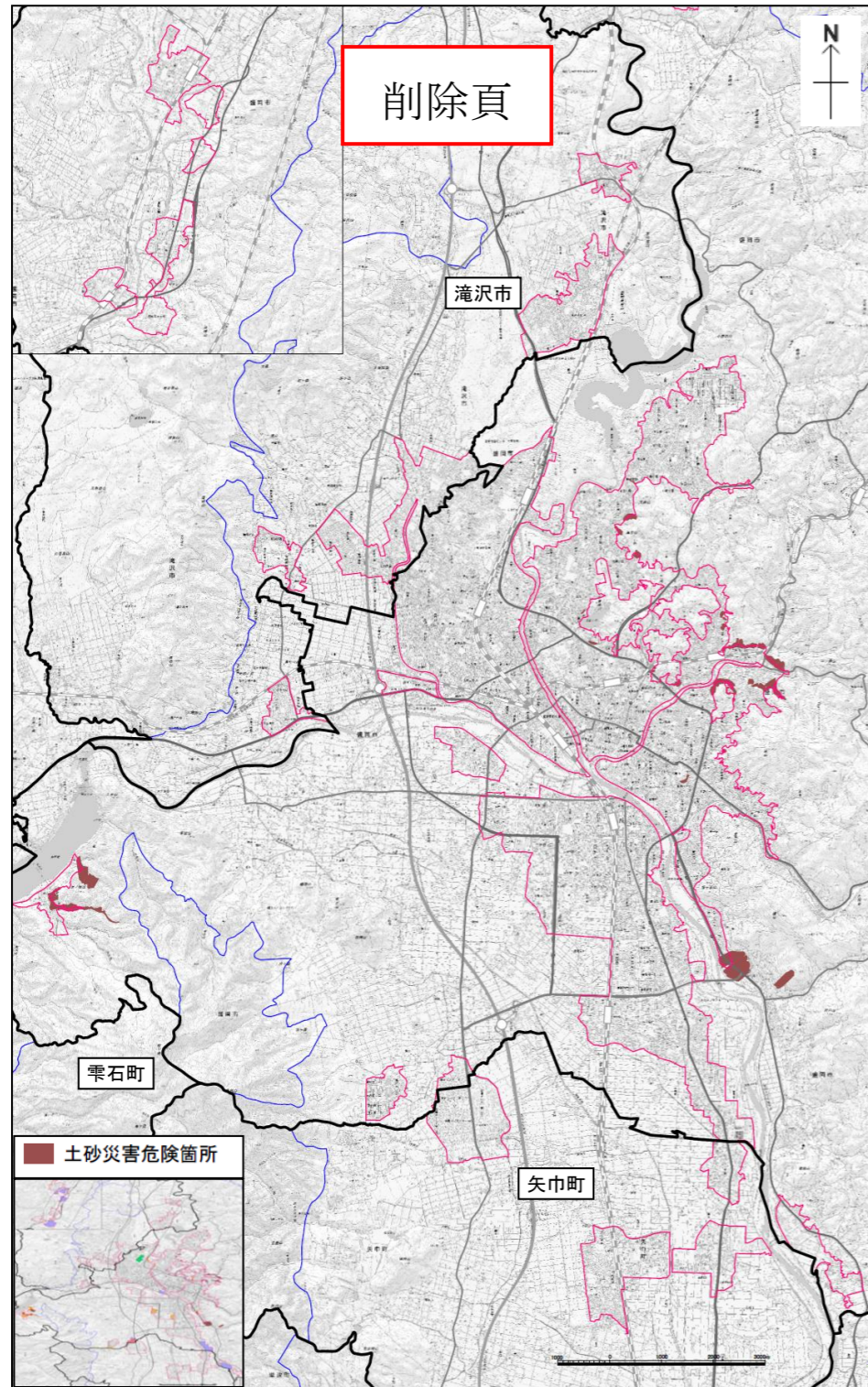


図 土砂災害危険箇所図

出典：岩手県「土砂災害危険箇所図」
岩手県「土砂災害警戒区域等の指定・基礎調査結果公表状況」

② 急傾斜地崩壊危険区域 ～（略）変更なし～

③ 土砂災害危険箇所（土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所）
土砂災害危険箇所は、都市計画運用指針において、災害の発生のおそれのある区域として「原則として居住誘導区域に含まない区域」とされていることから、居住誘導区域及び一般居住区域に含めないこととします。

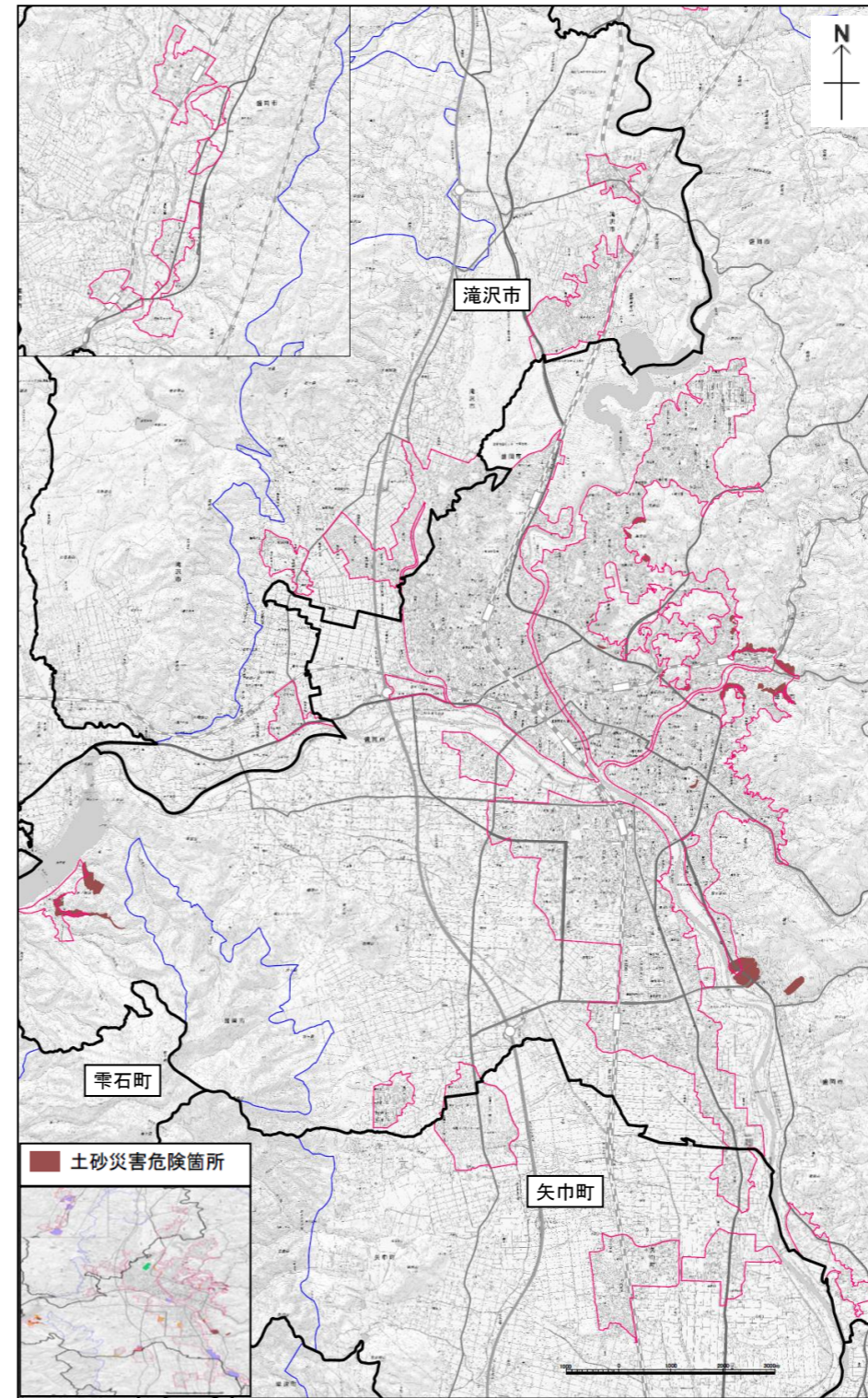


図 土砂災害危険箇所図

出典：岩手県「土砂災害危険箇所図」
岩手県「土砂災害警戒区域等の指定・基礎調査結果公表状況」

「土砂災害危険箇所」の総称を使用しないこととなったため削除。

④③ 特別用途地区のうち住宅の建築が制限されている区域

特別用途地区は、市で5種類指定されており、そのうち住宅の建築が制限されているのは、流通センターの「第一種特別業務地区」です。

流通センターの「第一種特別業務地区」は、流通施設の集積を図るための整備、誘導が行われているところであることから、居住誘導区域及び一般居住区域に含めないこととします。

表 特別用途地区一覧

特別用途地区の内容	基本用途	面積 (ha)	計画決定年月日	最終変更年月日	告示番号	住宅・共同住宅の建築制限
特別工業地区	準工業	8.0	H 8. 3. 29	H19. 11. 30	市 425号	無
特別業務地区 (第一種特別業務地区)	準工業	21.0	H 8. 3. 29	H19. 11. 30	市 425号	有
特別業務地区 (第二種特別業務地区)	準工業	23.0 10.2	H13. 8. 1	H19. 11. 30 R 4. 3. 29	425 市 134号	無
特別業務地区 (第三種特別業務地区)	準工業	9.3	H16. 12. 8	H19. 11. 30	市 425号	無
特別業務地区 (第四種特別業務地区)	準工業	182.0 228.2	H19. 11. 30	H28. 3. 31 R 4. 3. 29	168 市 134号	無
前湯小売店舗地区	近隣商業	12.4	R 4. 3. 29	R 4. 3. 29	市 134号	無

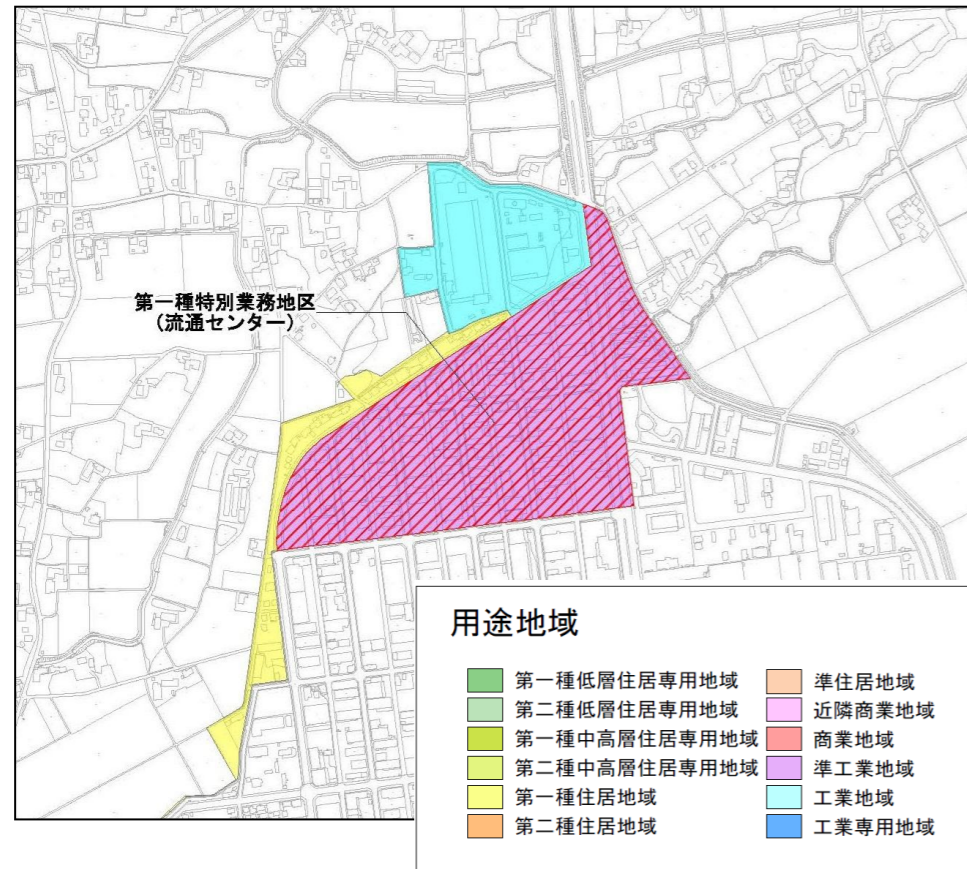


図 特別用途地区（第一種特別業務地区（流通センター））

④ 特別用途地区のうち住宅の建築が制限されている区域

特別用途地区は、市で5種類指定されており、そのうち住宅の建築が制限されているのは、流通センターの「第一種特別業務地区」です。

流通センターの「第一種特別業務地区」は、流通施設の集積を図るための整備、誘導が行われているところであることから、居住誘導区域及び一般居住区域に含めないこととします。

表 特別用途地区一覧

特別用途地区の内容	基本用途	面積 (ha)	計画決定年月日	最終変更年月日	告示番号	住宅・共同住宅の建築制限
特別工業地区	準工業	8.0	H 8. 3. 29	H19. 11. 30	市 425号	無
特別業務地区 (第一種特別業務地区)	準工業	21.0	H 8. 3. 29	H19. 11. 30	市 425号	有
特別業務地区 (第二種特別業務地区)	準工業	23.0	H13. 8. 1	H19. 11. 30	市 425号	無
特別業務地区 (第三種特別業務地区)	準工業	9.3	H16. 12. 8	H19. 11. 30	市 425号	無
特別業務地区 (第四種特別業務地区)	準工業	182.0	H19. 11. 30	H28. 3. 31	市 168号	無

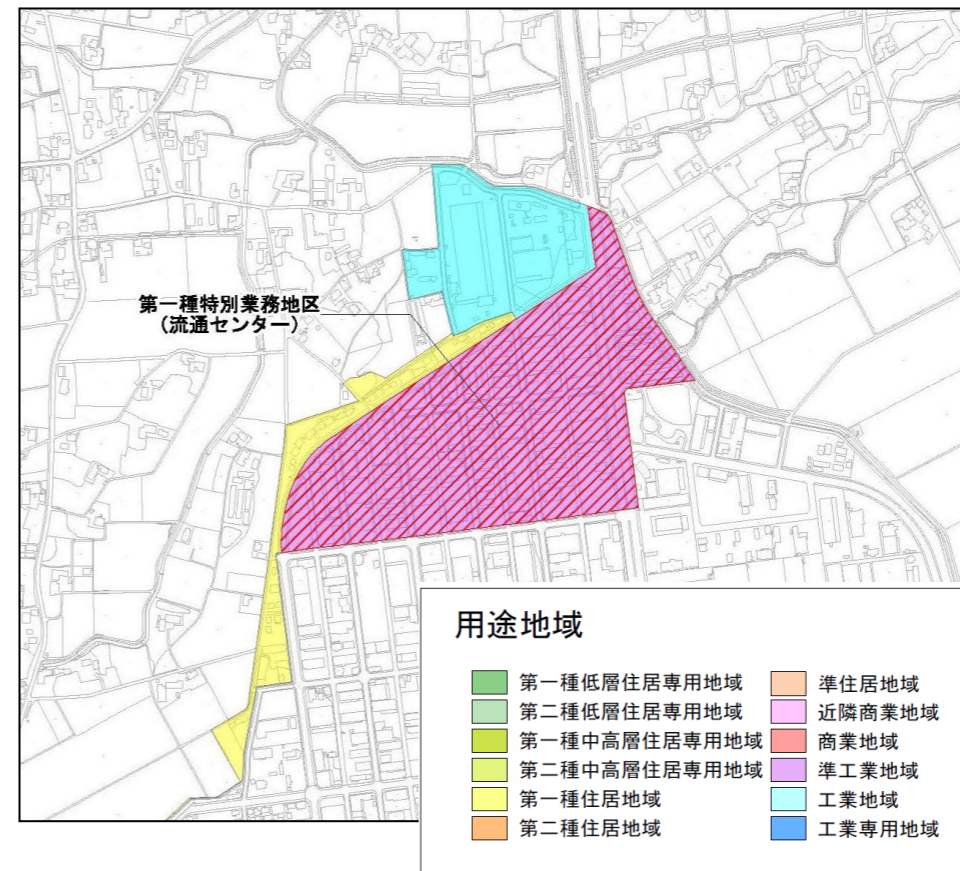


図 特別用途地区（第一種特別業務地区（流通センター））

「③土砂災害危険個所」の削除に伴う番号の更新。

特別用途地区の変更に伴う更新。

⑤④ 地区計画のうち住宅の建築が制限されている区域

地区計画は、市で 26 地区を都市計画決定しており、そのうち住宅の建築が制限されているのは、盛岡駅西口地区、盛岡南新都市地区、道明地区の 3 地区です。

盛岡駅西口地区の住宅の建築が制限されている地区は、商業業務系の都市機能の集積を図ることを目的としており、その周辺は商業業務と住居系の複合的な土地利用を図ることとされているため、居住誘導区域に含めることとします。

盛岡南新都市地区、道明地区のうち、工業系の集積を図る地区は、居住誘導区域及び一般居住区域に含めないこととします。

表 地区計画一覧

番号	地区名	最終決定年月日	面積 (ha)	地区整備計画 区域面積 (ha)	住宅・共同住宅の建築制限	
						面積 (ha)
1	盛岡駅北地区	昭和 57 年 4 月 1 日	2.2	2.2		
2	永井地区	昭和 59 年 11 月 16 日 令和 2 年 3 月 17 日	14.0	3.7		
3	三ツ割地区	昭和 62 年 4 月 7 日 令和 2 年 3 月 17 日	1.8	1.8		
4	緑が丘地区	昭和 63 年 3 月 1 日	2.2	2.2		
5	加賀野地区	平成 2 年 5 月 8 日	0.7	0.7		
6	三本柳地区	平成 2 年 5 月 8 日 令和 2 年 3 月 17 日	4.2	4.2		
7	洗民駅周辺地区	平成 31 年 3 月 12 日	47.2	47.2		
8	洗民地区	平成 31 年 3 月 12 日	31.8	31.8		
9	武道地区	平成 20 年 8 月 6 日 令和 4 年 3 月 29 日	21.8 21.9	21.8 21.9		
10	芋田地区	平成 2 年 5 月 8 日 令和 2 年 3 月 17 日	16.4	16.4		
11	好摩駅東地区	平成 28 年 6 月 27 日	20.0	20.0		
12	好摩駅西地区	平成 28 年 6 月 27 日	86.2	86.2		
13	盛岡駅西口地区	平成 27 年 3 月 27 日	33.4	33.4	商業業務地区 1・3	3.3
14	小鳥沢地区	平成 8 年 3 月 29 日	1.3	1.3		
15	大平地区	平成 31 年 3 月 12 日	12.3	12.3		
16	前潟地区	平成 31 年 3 月 12 日 令和 4 年 3 月 29 日	30.3	30.3		
17	乙部北地区	平成 31 年 3 月 12 日	65.6	65.6		
18	乙部南地区	平成 31 年 3 月 12 日	30.4	30.4		
19	中ノ橋 A 地区	平成 15 年 9 月 9 日	0.5	0.5		
20	盛岡南新都市地区	平成 31 年 3 月 12 日	313.5	313.5	体育施設地区・工業地区 1・2	27.2
21	長橋地区	平成 15 年 10 月 27 日	28.5	28.5		
22	盛岡駅前南地区	平成 15 年 3 月 17 日	3.5	3.5		
23	津志田西地区	平成 31 年 3 月 12 日	7.9	7.9		
24	洗民東地区	平成 18 年 6 月 30 日 令和 2 年 3 月 17 日	11.5	11.5		
25	道明地区	令和元年 8 月 26 日 令和 5 年 8 月 25 日	70.6	70.6	工業地区	14.5
26	大慈寺地区	平成 31 年 3 月 12 日	36.8	36.8		
27	洗民鶴塚地区	令和 7 年 3 月 28 日	4.3	4.3		

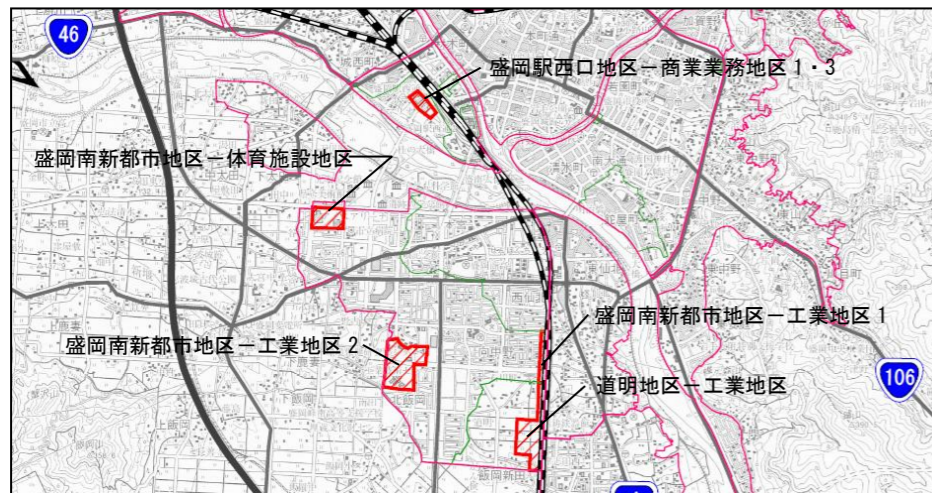


図 地区計画で住宅の建築を制限している地区

⑤ 地区計画のうち住宅の建築が制限されている区域

地区計画は、市で 26 地区を都市計画決定しており、そのうち住宅の建築が制限されているのは、盛岡駅西口地区、盛岡南新都市地区、道明地区の 3 地区です。

盛岡駅西口地区の住宅の建築が制限されている地区は、商業業務系の都市機能の集積を図ることを目的としており、その周辺は商業業務と住居系の複合的な土地利用を図ることとされているため、居住誘導区域に含めることとします。

盛岡南新都市地区、道明地区のうち、工業系の集積を図る地区は、居住誘導区域及び一般居住区域に含めないこととします。

表 地区計画一覧

番号	地区名	最終決定年月日	面積 (ha)	地区整備計画 区域面積 (ha)	住宅・共同住宅の建築制限	
						面積 (ha)
1	盛岡駅北地区	昭和57年4月1日	2.2	2.2		
2	永井地区	昭和59年11月16日	14.0	3.7		
3	三ツ割地区	昭和62年4月7日	1.8	1.8		
4	緑が丘地区	昭和63年3月1日	2.2	2.2		
5	加賀野地区	平成2年5月8日	0.7	0.7		
6	三本柳地区	平成2年5月8日	4.2	4.2		
7	洗民駅周辺地区	平成31年3月12日	47.2	47.2		
8	洗民地区	平成31年3月12日	31.8	31.8		
9	武道地区	平成20年8月6日	21.8	21.8		
10	芋田地区	平成2年5月8日	16.4	16.4		
11	好摩駅東地区	平成28年6月27日	20.0	20.0		
12	好摩駅西地区	平成28年6月27日	86.2	86.2		
13	盛岡駅西口地区	平成27年3月27日	33.4	33.4	商業業務地区1・3	3.3
14	小鳥沢地区	平成8年3月29日	1.3	1.3		
15	大平地区	平成31年3月12日	12.3	12.3		
16	前潟地区	平成31年3月12日	30.3	30.3		
17	乙部北地区	平成31年3月12日	65.6	65.6		
18	乙部南地区	平成31年3月12日	30.4	30.4		
19	中ノ橋A地区	平成15年9月9日	0.5	0.5		
20	盛岡南新都市地区	平成31年3月12日	313.5	313.5	体育施設地区・工業地区1・2	27.2
21	長橋地区	平成15年10月27日	28.5	28.5		
22	盛岡駅前南地区	平成15年3月17日	3.5	3.5		
23	津志田西地区	平成31年3月12日	7.9	7.9		
24	洗民東地区	平成18年6月30日	11.5	11.5		
25	道明地区	令和元年8月26日	70.6	70.6	工業地区	14.5
26	大慈寺地区	平成31年3月12日	36.8	36.8		

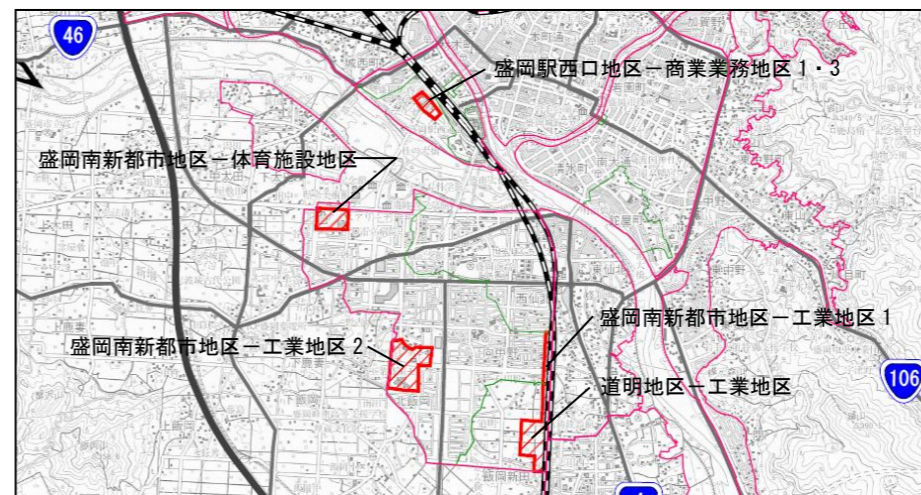


図 地区計画で住宅の建築を制限している地区

「③土砂災害危険箇所」の削除に伴う番号の更新。

地区計画の変更に伴う更新。

⑥⑤ 工業地域

工業地域は、工業系の集積を誘導すべき地域であることから、工業地域が指定されている各地区の土地利用の状況より判断することとします。

市では、工業地域は **355ha318ha** 指定されています。その内、みたけ地区は、住宅や商業系の建物利用が多くなっており、建物の新築状況をも、住居系、商業系の立地が多くなっています。このため、みたけ地区は居住誘導区域及び一般居住区域に含め、その他の地区は居住誘導区域及び一般居住区域に含めないこととします。

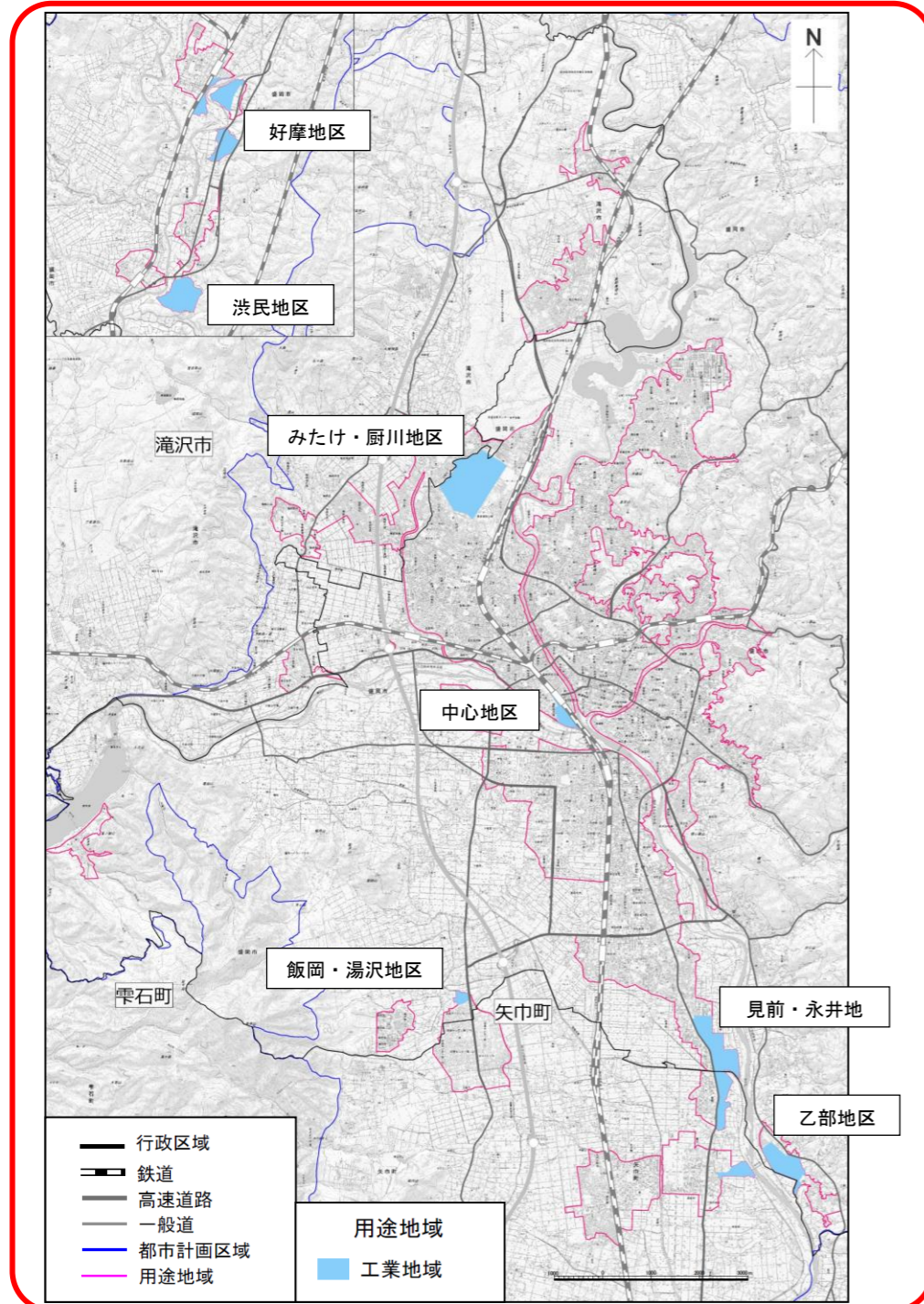


図 工業地域

⑥ 工業地域

工業地域は、工業系の集積を誘導すべき地域であることから、工業地域が指定されている各地区の土地利用の状況より判断することとします。

市では、工業地域は **355ha** 指定されています。その内、みたけ地区は、住宅や商業系の建物利用が多くなっており、建物の新築状況をも、住居系、商業系の立地が多くなっています。このため、みたけ地区は居住誘導区域及び一般居住区域に含め、その他の地区は居住誘導区域及び一般居住区域に含めないこととします。

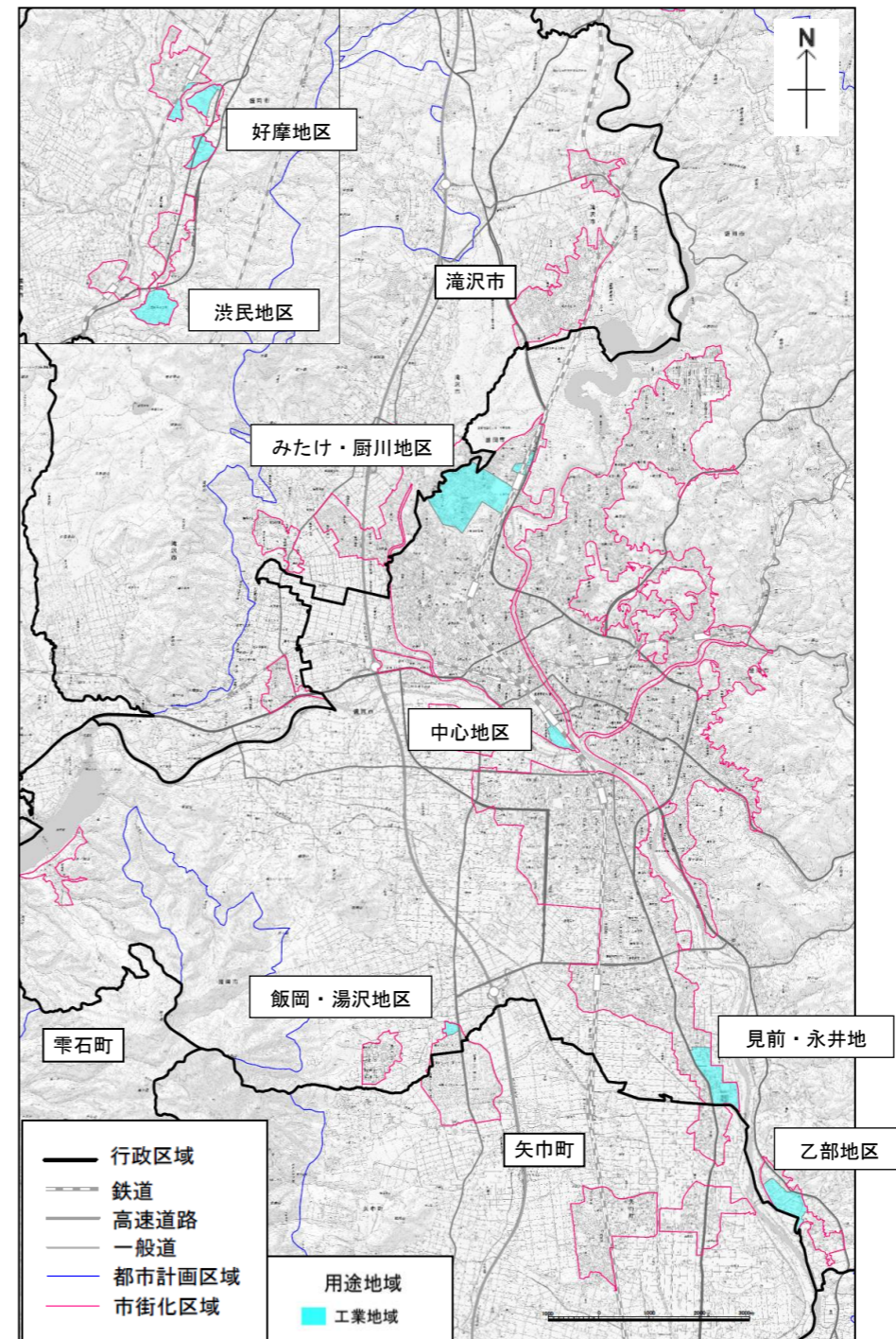


図 工業地域

「③土砂災害危険箇所」の削除に伴う番号の更新。

用途地域の変更に伴う更新。

用途地域の変更に伴う更新。

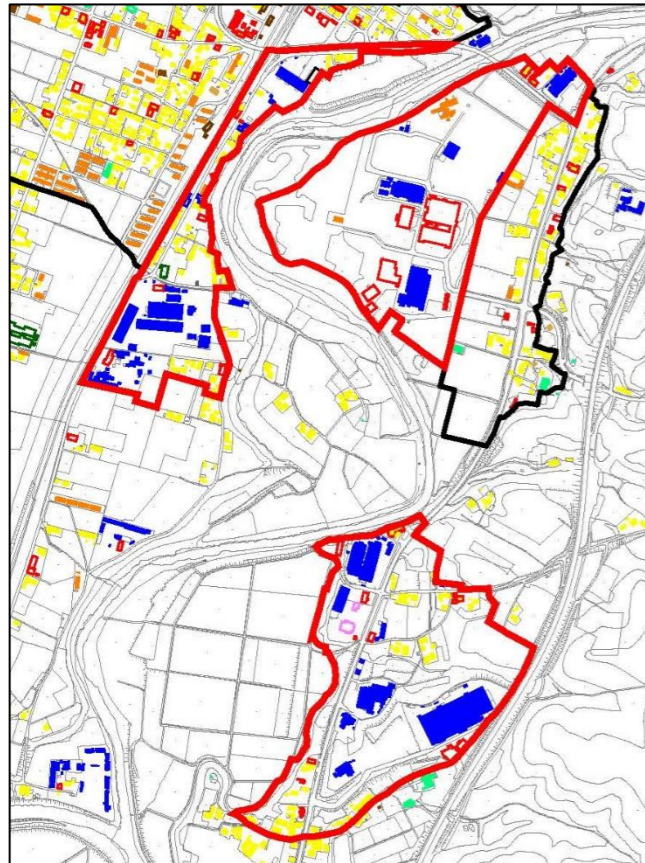


図 好摩地区

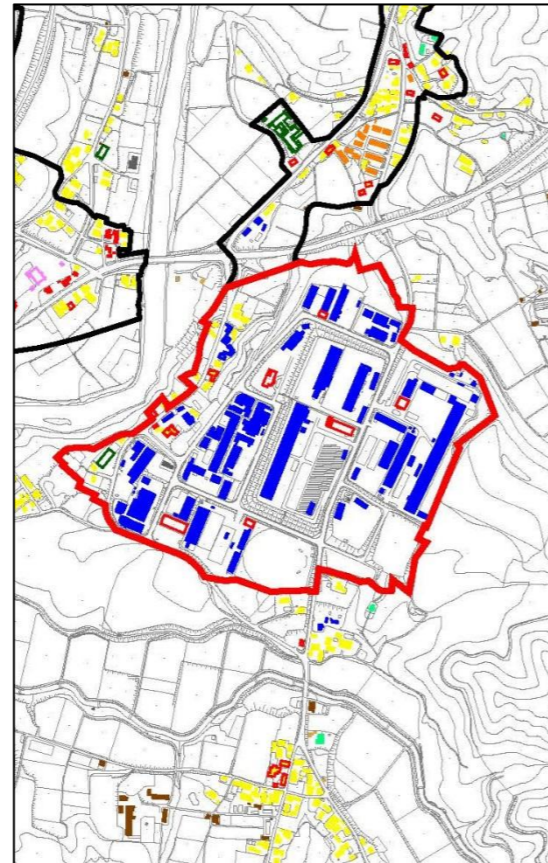


図 洪民地区

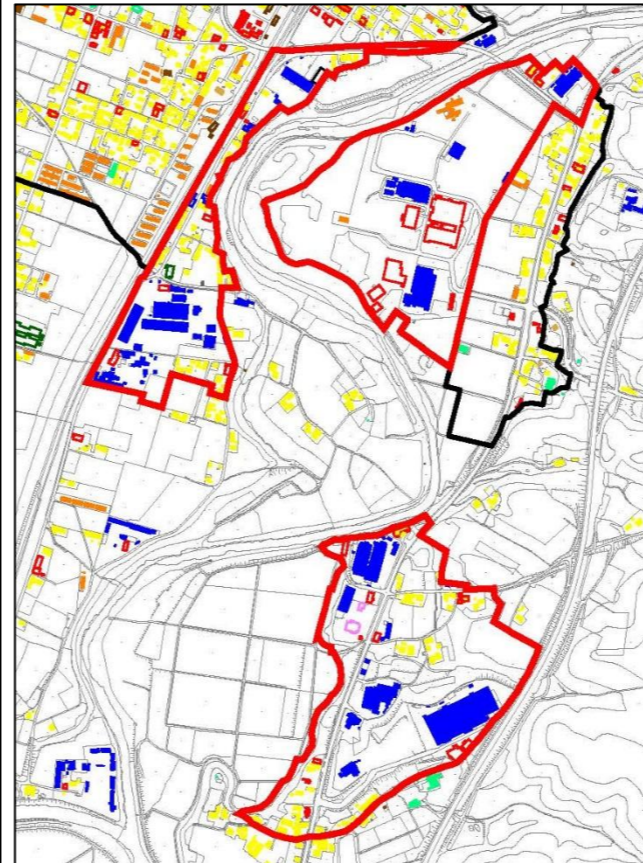


図 好摩地区

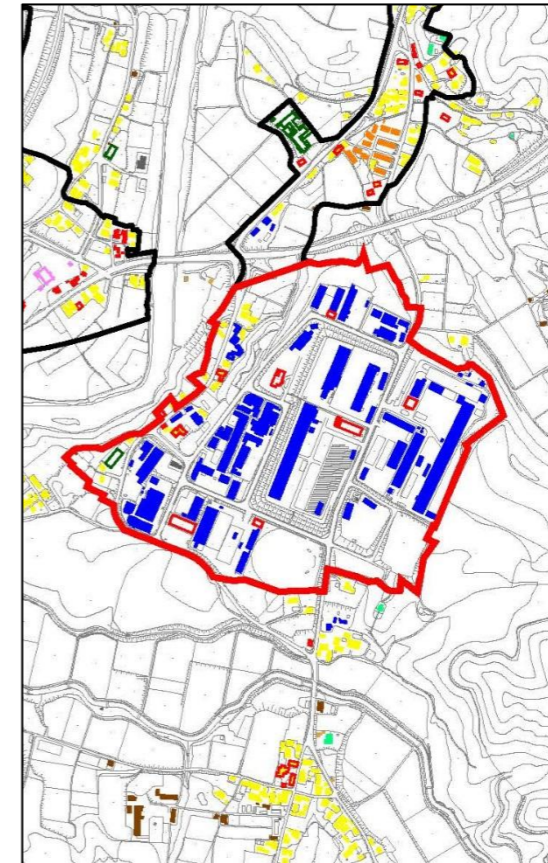


図 洪民地区

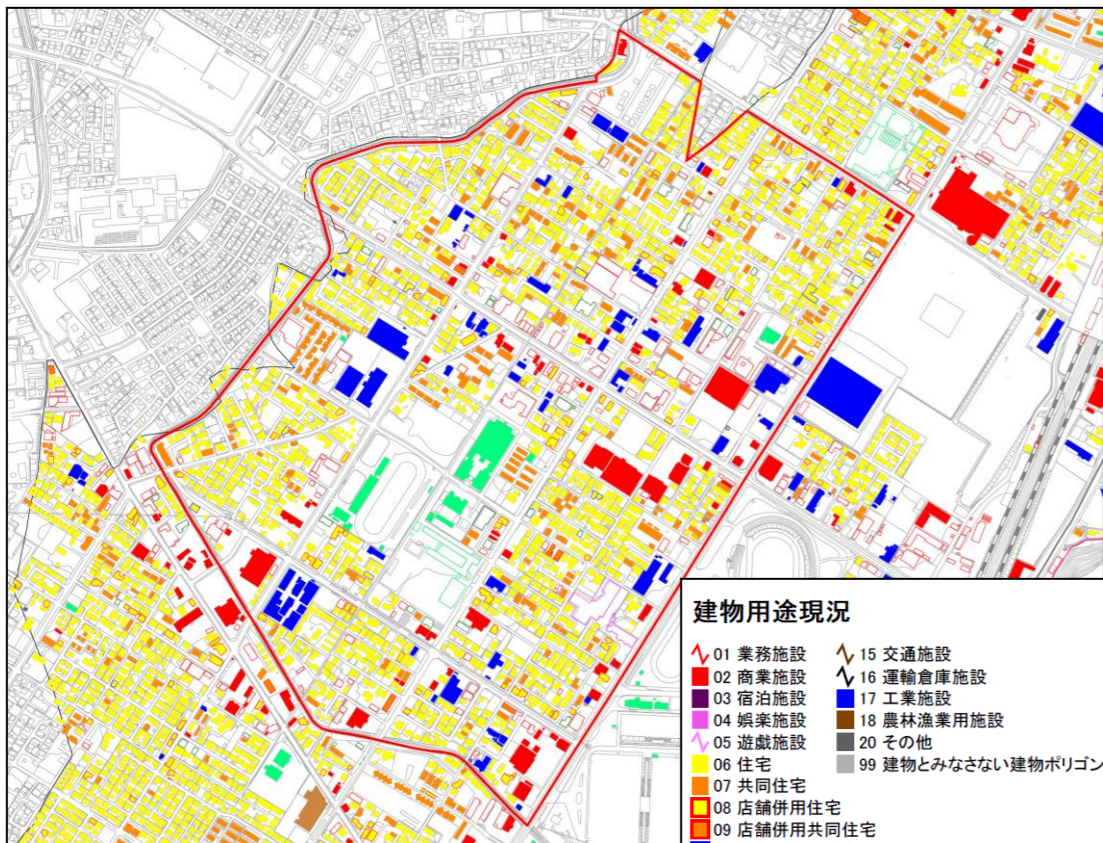


図 みたけ・厨川地区

建物用途現況

- 01 業務施設
- 02 商業施設
- 03 宿泊施設
- 04 娯楽施設
- 05 遊戯施設
- 06 住宅
- 07 共同住宅
- 08 店舗併用住宅
- 09 店舗併用共同住宅
- 10 作業所併用住宅
- 11 官公庁施設
- 12 教育施設
- 13 文化・宗教施設
- 14 医療・福祉施設
- 15 交通施設
- 16 運輸倉庫施設
- 17 工業施設
- 18 農林漁業用施設
- 20 その他
- 99 建物とみなさない建物ポリゴン

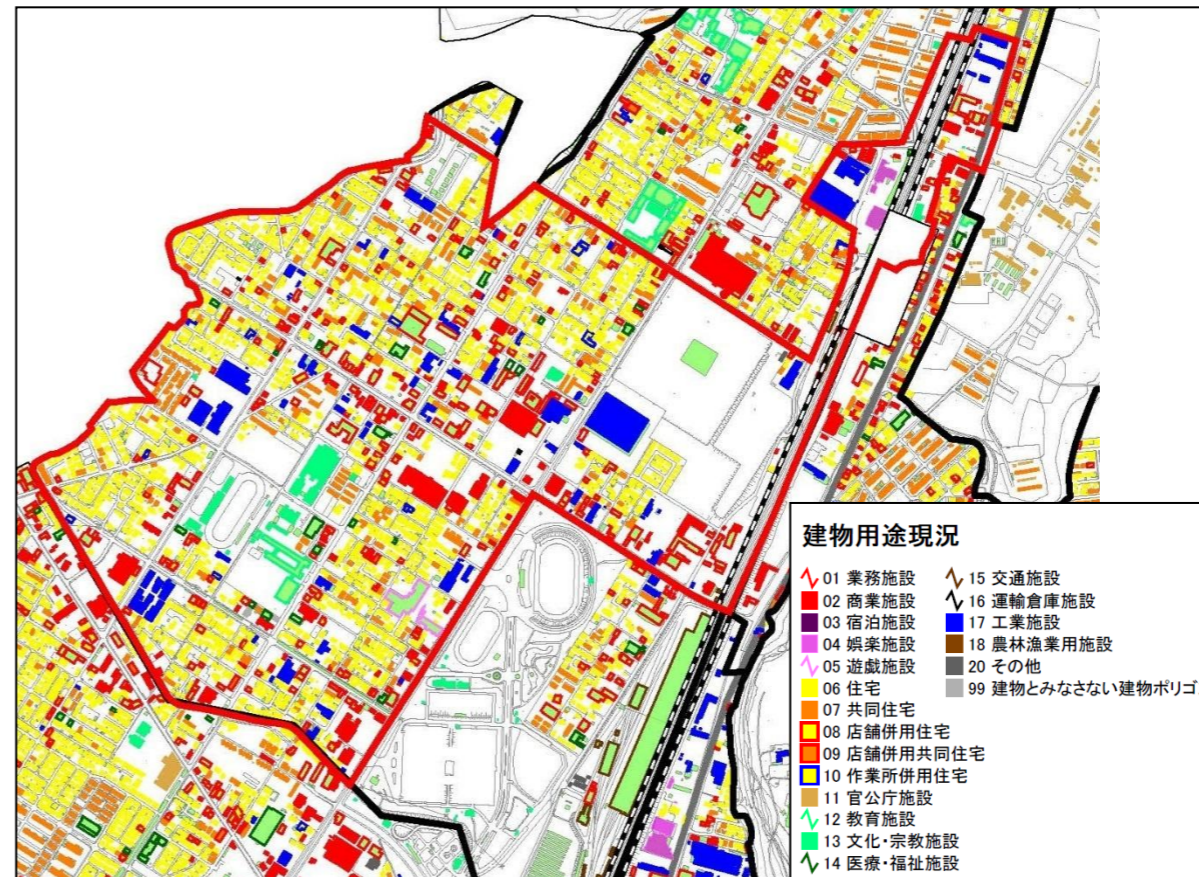


図 みたけ・厨川地区

建物用途現況

- 01 業務施設
- 02 商業施設
- 03 宿泊施設
- 04 娯楽施設
- 05 遊戯施設
- 06 住宅
- 07 共同住宅
- 08 店舗併用住宅
- 09 店舗併用共同住宅
- 10 作業所併用住宅
- 11 官公庁施設
- 12 教育施設
- 13 文化・宗教施設
- 14 医療・福祉施設
- 15 交通施設
- 16 運輸倉庫施設
- 17 工業施設
- 18 農林漁業用施設
- 20 その他
- 99 建物とみなさない建物ポリゴン

用途地域の変更に伴う更新。

新 盛岡市立地適正化計画（変更素案） P104～P105	旧	備考
<p>その他の地区 ～ （略）変更なし ～</p> <p>⑦⑥ 大規模な都市公園</p> <p>内容 ～ （略）変更なし ～</p>	<p>その他の地区 ～ （略）変更なし ～</p> <p>⑦大規模な都市公園</p> <p>内容 ～ （略）変更なし ～</p>	<p>「③土砂災害危険箇所」の 削除に伴う番号の更新。</p>

5. 誘導区域等

都市機能誘導区域の設定基準、居住誘導区域の設定基準及び市独自区域(一般居住区域)の設定基準を踏まえ、以下のように誘導区域等を設定します。また、**防災指針編の策定により**居住誘導区域及び都市機能誘導区域に設定しない地域は次頁のとおりです。

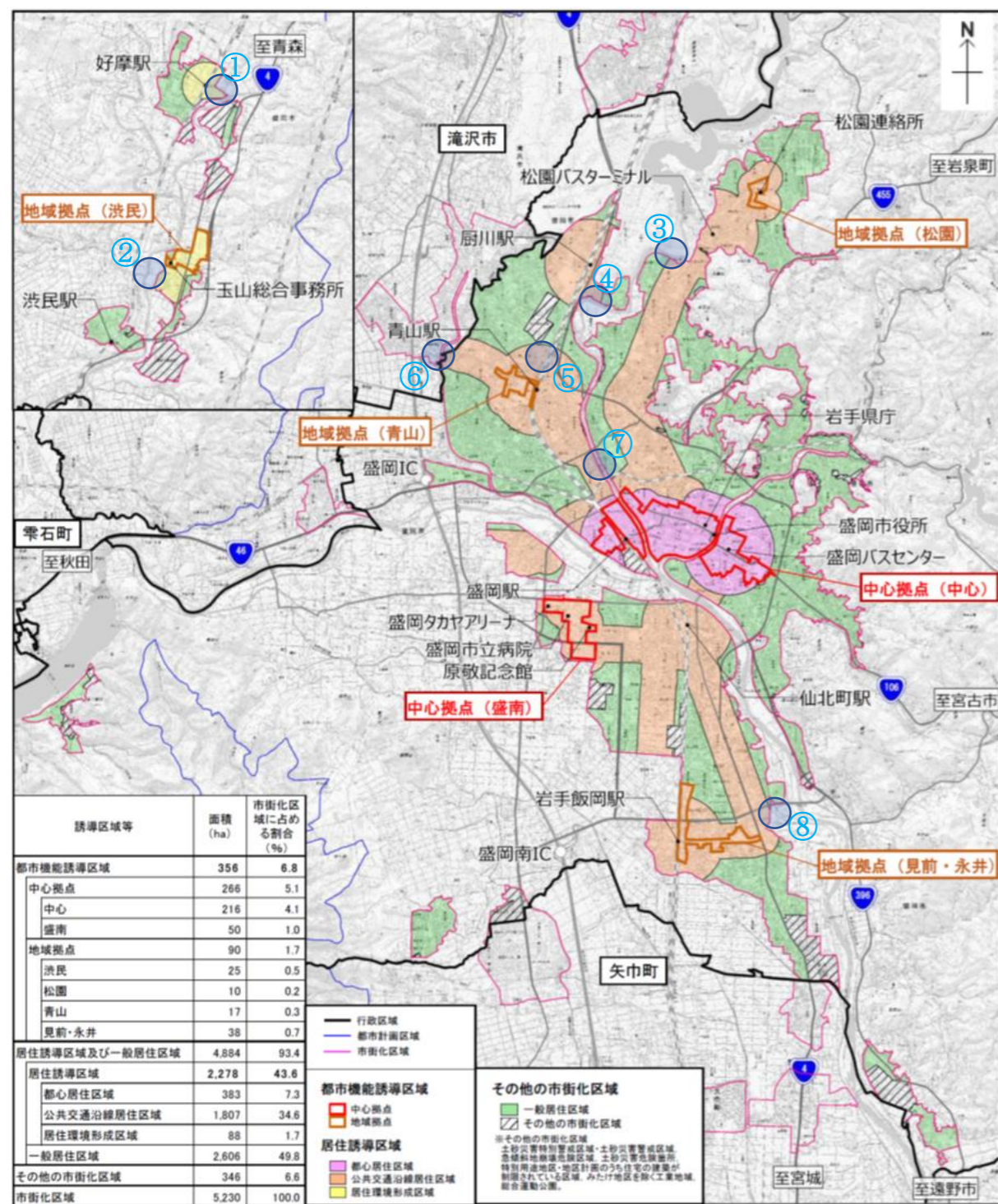


図 誘導区域等

※市街化区域において、この図に表示する各誘導区域の縁辺部で、土地の一部に誘導区域を含む建築行為又は開発行為を行う土地は誘導区域とします。

※図中の面積等は当初策定時のものです。

5. 誘導区域等

都市機能誘導区域の設定基準、居住誘導区域の設定基準及び市独自区域(一般居住区域)の設定基準を踏まえ、以下のように誘導区域等を設定します。また、居住誘導区域及び都市機能誘導区域に設定しない地域は次頁のとおりです。

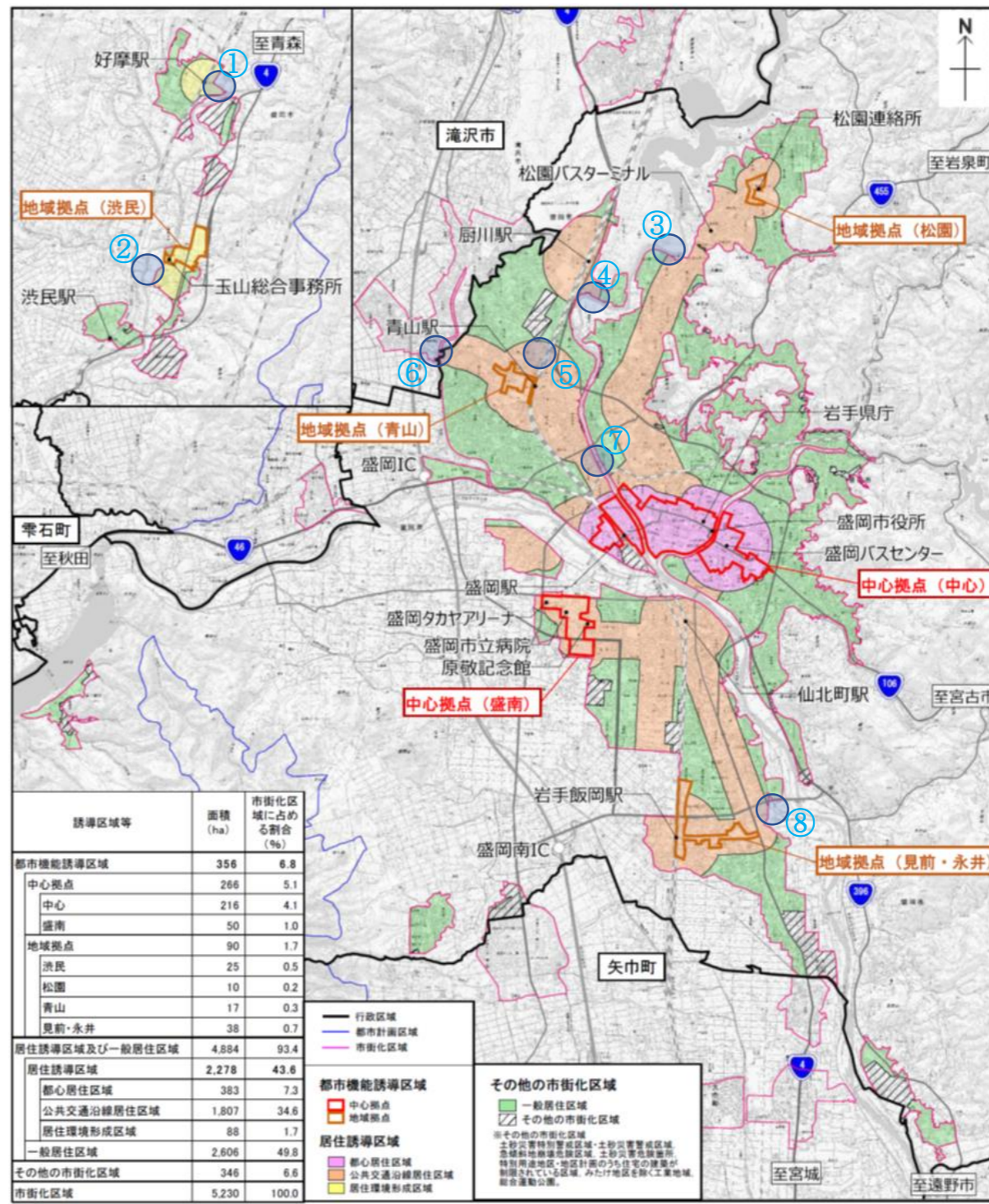


図 誘導区域等

※市街化区域において、この図に表示する各誘導区域の縁辺部で、土地の一部に誘導区域を含む建築行為又は開発行為を行う土地は誘導区域とします。

表現の見直し。

注釈の追加。

○居住誘導区域に設定しない地域 ~ (略) 変更なし ~
 ○都市機能誘導区域に設定しない地域 ~ (略) 変更なし ~

○居住誘導区域に設定しない地域 ~ (略) 変更なし ~
 ○都市機能誘導区域に設定しない地域 ~ (略) 変更なし ~

○誘導区域等(第3回変更後)

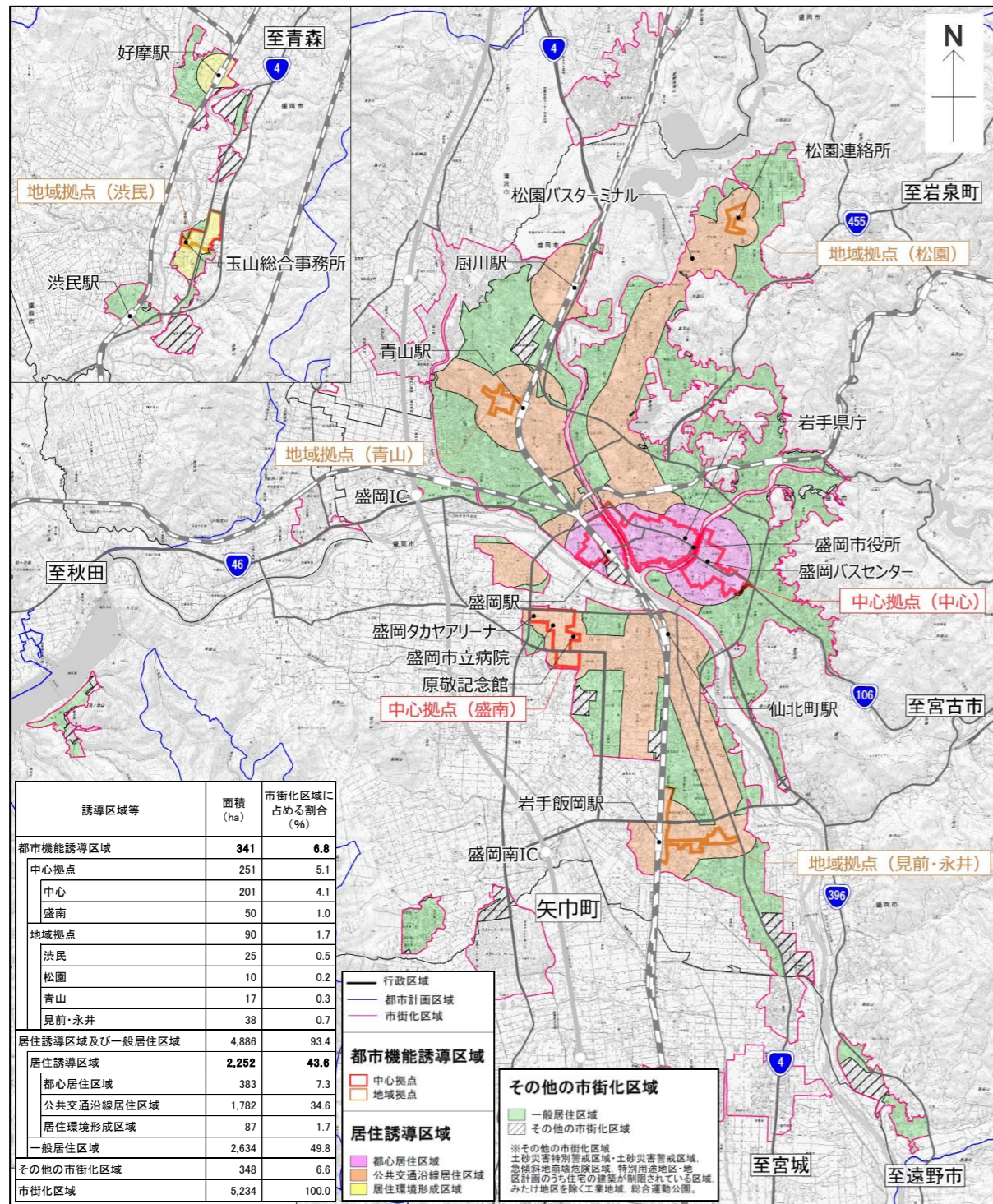


図 誘導区域等(第3回変更後)

第3回変更後の誘導区域図、面積を追加。

第7章 誘導施設

～ 略（変更なし）～

2. 誘導施設設定の基本的な考え方

(1) 市民等のニーズの高い施設

～ 略（変更なし）～

(2) 建替え時期を迎える主要な公共施設

市が所有する公共施設のうち、盛岡市公共施設保有最適化・長寿命化実施計画に位置付けられている主要な公共施設で、中心拠点及び地域拠点に配置することが考えられる施設は、以下の通りです。

表 盛岡市公共施設保有最適化・長寿命化実施計画に位置付けられている主な施設

都市機能	施設名称	中期計画における具体の方向性
文化機能	市立図書館 ※1	旧盛岡地区、都南地区、玉山地区において、図書サービスが受けられるよう図書館を配置することとし、市立図書館は、今後の在り方について検討を行い、方向性を定めます。旧盛岡地区には、県立図書館や公民館図書室、地区活動センター図書室、地域文庫などがあることから、全市域を対象とした中央館機能の都南図書館への移転、県立図書館と機能重複しない地区図書館としての窓口機能の整備、既存公民館・地区活動センター等との連携した図書サービス等の提供などを含め、その在り方を検討し、方向性を定めます。（なお、中期計画策定後、「市立図書館の在り方について（平成30年6月4日 教育委員会）」において、「生涯学習の推進及び図書館サービスの充実を図るため、従来どおり旧盛岡市域、都南地域及び玉山地域の3地域にそれぞれ市の図書館を設置する体制を維持するものとし、旧盛岡市域における市立図書館は、中央館として現在地において存続させるものとする。」とされています）
	石川啄木記念館 玉山歴史民俗資料館 ※2	石川啄木記念館と玉山歴史民俗資料館との複合化の検討。PFI導入の可能性検討。
	原敬記念館	先人記念館と連携した施設の在り方の検討。

※1 市立図書館は令和5年度に大規模改修を実施。

※2 石川啄木記念館は令和6年度に大規模改修及び玉山歴史民俗資料館との複合化を実施。

(3) 誘導施設の基本的な考え方

～ 略（変更なし）～

第7章 誘導施設

～ 略（変更なし）～

2. 誘導施設設定の基本的な考え方

(1) 市民等のニーズの高い施設

～ 略（変更なし）～

(2) 建替え時期を迎える主要な公共施設

市が所有する公共施設のうち、盛岡市公共施設保有最適化・長寿命化実施計画に位置付けられている主要な公共施設で、中心拠点及び地域拠点に配置することが考えられる施設は、以下の通りです。

表 盛岡市公共施設保有最適化・長寿命化実施計画に位置付けられている主な施設

都市機能	施設名称	中期計画における具体の方向性
文化機能	市立図書館	旧盛岡地区、都南地区、玉山地区において、図書サービスが受けられるよう図書館を配置することとし、市立図書館は、今後の在り方について検討を行い、方向性を定めます。旧盛岡地区には、県立図書館や公民館図書室、地区活動センター図書室、地域文庫などがあることから、全市域を対象とした中央館機能の都南図書館への移転、県立図書館と機能重複しない地区図書館としての窓口機能の整備、既存公民館・地区活動センター等との連携した図書サービス等の提供などを含め、その在り方を検討し、方向性を定めます。（なお、中期計画策定後、「市立図書館の在り方について（平成30年6月4日 教育委員会）」において、「生涯学習の推進及び図書館サービスの充実を図るため、従来どおり旧盛岡市域、都南地域及び玉山地域の3地域にそれぞれ市の図書館を設置する体制を維持するものとし、旧盛岡市域における市立図書館は、中央館として現在地において存続させるものとする。」とされています）
	石川啄木記念館 玉山歴史民俗資料館	石川啄木記念館と玉山歴史民俗資料館との複合化の検討。PFI導入の可能性検討。
	原敬記念館	先人記念館と連携した施設の在り方の検討。

(3) 誘導施設の基本的な考え方

～ 略（変更なし）～

施設の整備状況の注釈を追加。

第8章 誘導施策

「都市機能誘導区域に誘導施設を維持・誘導するための施策」、及び「居住誘導区域における人口密度の維持を図るための施策」、「低未利用土地の有効活用と適正管理のための施策」を、誘導施策として設定します。

また、市域全体を見据え、この3つに加えて、「地域の魅力を活かしたまちづくりの促進に係る施策」と「利用しやすい地域公共交通網の形成に係る施策」を設定します。

さらに、本市の有する災害リスクの状況等を踏まえ、近年、頻発化・激甚化している水災害リスクへの対応等を中心に、防災まちづくりに向けた対策等を「防災指針編」に設定します。

1. 都市機能誘導区域に誘導施設を維持・誘導するための施策

都市機能誘導区域に誘導施設を維持・誘導するための施策を次のとおり設定します。

この施策については、その事業の内容を踏まえ、「①公共交通でアクセスしやすいにぎわい拠点の形成」、「②訪れやすい環境の整備」、「③歴史的まちなみの魅力の向上」、「④地域拠点の魅力向上」の4つに区分して記載します。

① 公共交通でアクセスしやすいにぎわい拠点の形成

施策	事業名	事業概要	出典
商店街の賑わいや魅力を楽しむ中心市街地の形成	(仮称)新盛岡バスセンター整備事業【完了(R4)】	平成28年に閉鎖した旧盛岡バスセンター所在地において、民間活力の導入を図りながら新たなバスセンターを整備します。「バスターミナル機能」と「賑わい機能」を持つ安全・安心な施設として整備し、バスターミナル機能を維持することで、中心市街地へ訪れやすい環境を作ると共に、河南地区を中心とした中心市街地の賑わい創出につなげます。	盛岡市地域公共交通網形成計画、中心市街地活性化つながるまちづくりプラン、みちのく盛岡広域連携都市圏ビジョン
	まち街なか出店等促進事業(空き店舗への出店の費用を補助)	中心市街地の商店街の空き店舗に出店する事業者や、空き店舗や商業施設内においてチャレンジショップ等を運営しようとする事業者に対し、改装費や開業時の仕入に係る費用等を補助します。 また、空き店舗を活用した短期のイベントを開催する事業者や団体、若しくは施設所有者に対し、事業実施等に係る費用等を補助します。 新規出店を支援する制度を整備し、商店街への新たな出店を促進します。	盛岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略、第2期中心市街地活性化つながるまちづくりプラン
	大規模小売店舗立地法特例区域の設定	大規模小売店舗立地法の手続きを適用除外とする「第一種特例区域」の継続を岩手県へ要請します。「第一種特例区域」の継続により、中心市街地の大規模小売店舗の迅速な出店を支援します。	第2期中心市街地活性化つながるまちづくりプラン

第8章 誘導施策

「都市機能誘導区域に誘導施設を維持・誘導するための施策」、及び「居住誘導区域における人口密度の維持を図るための施策」、「低未利用土地の有効活用と適正管理のための施策」を、誘導施策として設定します。

また、市域全体を見据え、この3つに加えて、「地域の魅力を活かしたまちづくりの促進に係る施策」と「利用しやすい地域公共交通網の形成に係る施策」を設定します。

さらに、本市の有する災害リスクの状況等を踏まえ、近年、頻発化・激甚化している水災害リスクへの対応等を中心に、防災まちづくりに向けた対策等を「防災指針編」に設定します。

1. 都市機能誘導区域に誘導施設を維持・誘導するための施策

都市機能誘導区域に誘導施設を維持・誘導するための施策を次のとおり設定します。

この施策については、その事業の内容を踏まえ、「①公共交通でアクセスしやすいにぎわい拠点の形成」、「②訪れやすい環境の整備」、「③歴史的まちなみの魅力の向上」、「④地域拠点の魅力向上」の4つに区分して記載します。

① 公共交通でアクセスしやすいにぎわい拠点の形成

施策	事業名	事業概要	出典
商店街の賑わいや魅力を楽しむ中心市街地の形成	(仮称)新盛岡バスセンター整備事業	平成28年に閉鎖した旧盛岡バスセンター所在地において、民間活力の導入を図りながら新たなバスセンターを整備します。「バスターミナル機能」と「賑わい機能」を持つ安全・安心な施設として整備し、バスターミナル機能を維持することで、中心市街地へ訪れやすい環境を作ると共に、河南地区を中心とした中心市街地の賑わい創出につなげます。	中心市街地活性化つながるまちづくりプラン
	まちなか出店促進事業(空き店舗への出店の費用を補助)	中心市街地の商店街の空き店舗に出店する事業者に対し、改装費や開業時の仕入に係る費用等を補助します。新規出店を支援する制度を整備し、商店街への新たな出店を促進します。	盛岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略、中心市街地活性化つながるまちづくりプラン
	大規模小売店舗立地法特例区域の設定	大規模小売店舗立地法の手続きを適用除外とする「第一種特例区域」の継続を岩手県へ要請します。「第一種特例区域」の継続により、中心市街地の大規模小売店舗の迅速な出店を支援します。	中心市街地活性化つながるまちづくりプラン

各計画の改定に伴う更新。事業完了年の追記。表現の見直し。

新 盛岡市立地適正化計画(変更素案) P122				旧				備考
施策	事業名	事業概要	出典	施策	事業名	事業概要	出典	各計画の改定に伴う更新。 事業完了年の追記。 表現の見直し。
	子育て応援プラザ運営事業	室内遊び場やイベントスペース、託児機能付きオフィス、カフェなどを備えた子育て応援施設を公民連携により運営します。	盛岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略 、盛岡市子ども・子育て支援事業計画、第2期中心市街地活性化つながるまちづくりプラン		子育て応援プラザ運営事業	室内遊び場やイベントスペース、託児機能付きオフィス、カフェなどを備えた子育て応援施設を公民連携により運営します。	盛岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略、盛岡市子ども・子育て支援事業計画、中心市街地活性化つながるまちづくりプラン	
	つどいの広場運営事業【完了(R4)】	子育て中の親子が、気軽に訪れ交流したり、子育て相談支援情報を得ることができる場(つどいの広場)を開設します。	盛岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略 、盛岡市子ども・子育て支援事業計画、中心市街地活性化つながるまちづくりプラン		つどいの広場運営事業	子育て中の親子が、気軽に訪れ交流したり、子育て相談支援情報を得ることができる場(つどいの広場)を開設します。	盛岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略、盛岡市子ども・子育て支援事業計画、中心市街地活性化つながるまちづくりプラン	
	中ノ橋通一丁目地区第一種市街地再開発事業【西街区事業完了(R6)】	事業区域は都市機能誘導区域の中心拠点【中心市街地】にあり、土地の共同化、建物の集約化により都市機能の更新と土地の高度利用、防災性の向上を図るとともに、隣接する肴町商店街や盛岡バスセンターと連携した施設整備を行うことにより、日常利用から来訪者の利用まで、多様な世代の交流拠点として賑わいの創出につなげます。さらに、災害時に必要な物資の備蓄などにより都市防災機能の向上につなげます。	第2期中心市街地活性化つながるまちづくりプラン		中ノ橋通一丁目地区第一種市街地再開発事業	事業区域は都市機能誘導区域の中心拠点【中心市街地】にあり、土地の共同化、建物の集約化により都市機能の更新と土地の高度利用、防災性の向上を図るとともに、隣接する肴町商店街や盛岡バスセンターと連携した施設整備を行うことにより、日常利用から来訪者の利用まで、多様な世代の交流拠点として賑わいの創出につなげます。さらに、災害時に必要な物資の備蓄などにより都市防災機能の向上につなげます。	—	
② 訪れやすい環境の整備				② 訪れやすい環境の整備				
施策	事業名	事業概要	出典	施策	事業名	事業概要	出典	
歩行者や自転車が安心して快適に移動できる環境形成	ひとにやさしいみちづくり事業	中心市街地活性化区域内を中心として、橋梁や既存の融雪区間と連続するように歩道への融雪施設を整備します。安全な冬季歩行者空間の確保により、中心市街地の暮らしやすさにつなげます。	第2期中心市街地活性化つながるまちづくりプラン、お城を中心としたまちづくり計画	歩行者や自転車が安心して快適に移動できる環境形成	ひとにやさしいみちづくり事業	中心市街地活性化区域内を中心として、橋梁や既存の融雪区間と連続するように歩道への融雪施設を整備します。安全な冬季歩行者空間の確保により、中心市街地の暮らしやすさにつなげます。	中心市街地活性化つながるまちづくりプラン	
	自転車走行空間整備事業	自転車利用者が安全で快適に走行できるよう自転車の走行空間を効果的・効率的に整備し、自転車の利用促進を図ります。	第2期中心市街地活性化つながるまちづくりプラン、自転車ネットワーク計画、自転車活用推進計画		自転車走行空間整備事業	自転車利用者が安全で快適に走行できるよう自転車の走行空間を効果的・効率的に整備し、自転車の利用促進を図ります。	中心市街地活性化つながるまちづくりプラン、自転車ネットワーク計画	
	自転車駐車場整備事業	中心市街地に自転車駐車場を設置します。自転車駐車場を整備することで、歩道上へ乱雑に駐輪している放置自転車を減少させ、歩行環境や景観の向上を図り、訪れやすく、安全安心な中心市街地の形成を目指します。併せて、地域のニーズに応じた自転車駐車場の整備を検討し、自転車利用者の利便性向上及び公共の場所としての機能確保を図ります。	第2期中心市街地活性化つながるまちづくりプラン、自転車活用推進計画		自転車駐車場整備事業	中心市街地に自転車駐車場を設置します。自転車駐車場を整備することで、歩道上へ乱雑に駐輪している放置自転車を減少させ、歩行者環境や景観の向上を図り、訪れやすく、安全安心な中心市街地の形成を目指します。	中心市街地活性化つながるまちづくりプラン	

新 盛岡市立地適正化計画（変更素案） P123				旧				備考
施策	事業名	事業概要	出典	施策	事業名	事業概要	出典	
	シェアサイクル（自転車レンタル）事業	民間による自転車レンタル事業です。ユーザーは無人でレンタルが可能で、街に複数ある貸し出し所から目的地付近まで乗ることができ、決済は使用後にアプリで自動で行われます。バスや電車だと届かなかった最後の1-2キロに対応できるとともに、 肴町を中心に 、盛岡駅前地区や河南地区など中心市街地を結ぶ新たな手段として街の回遊性の向上を図ります。また、ヨーロッパ、中国ではメジャーなモデルであり、観光客への普及も目指します。	第2期中心市街地活性化つながるまちづくりプラン		シェアサイクル（自転車レンタル）事業	民間による自転車レンタル事業です。ユーザーは無人でレンタルが可能で、街に複数ある貸し出し所から目的地付近まで乗ることができ、決済は使用後にアプリで自動で行われます。バスや電車だと届かなかった最後の1-2キロに対応できるとともに、肴町を中心に、街の回遊性の向上を図ります。また、ヨーロッパ、中国ではメジャーなモデルであり、観光客への普及も目指します。	中心市街地活性化つながるまちづくりプラン	各計画の改定に伴う更新。事業完了年の追記。表現の見直し。
	【再掲】中ノ橋通一丁目地区第一種市街地再開発事業 【西街区事業完了（R6）】	事業区域は都市機能誘導区域の中心拠点【中心市街地】にあり、土地の共同化、建物の集約化により都市機能の更新と土地の高度利用、防災性の向上を図るとともに、隣接する肴町商店街や盛岡バスセンターと連携した施設整備を行うことにより、日常利用から来訪者の利用まで、多様な世代の交流拠点として賑わいの創出につなげます。さらに、災害時に必要な物資の備蓄などにより都市防災機能の向上につなげます。	第2期中心市街地活性化つながるまちづくりプラン	【再掲】中ノ橋通一丁目地区第一種市街地再開発事業	事業区域は都市機能誘導区域の中心拠点【中心市街地】にあり、土地の共同化、建物の集約化により都市機能の更新と土地の高度利用、防災性の向上を図るとともに、隣接する肴町商店街や盛岡バスセンターと連携した施設整備を行うことにより、日常利用から来訪者の利用まで、多様な世代の交流拠点として賑わいの創出につなげます。さらに、災害時に必要な物資の備蓄などにより都市防災機能の向上につなげます。	—		
中心市街地への自動車によるアクセスの改善	市道岩手公園開運橋線（菜園工区）整備事業	菜園において、歩道の拡幅、融雪施設の設置及び電線類の地中化整備を実施します。①歩道整備工事（高質舗装・融雪施設）L=330m②電線類地中化工事 積雪寒冷地である市の歩行者の安全を確保することで、中心市街地の暮らしやすさにつなげます。	第2期中心市街地活性化つながるまちづくりプラン	中心市街地への自動車によるアクセスの改善	市道岩手公園開運橋線（菜園工区）整備事業	菜園において、歩道の拡幅、融雪施設の設置及び電線類の地中化整備を実施します。①歩道整備工事（高質舗装・融雪施設）L=330m②電線類地中化工事 積雪寒冷地である市の歩行者の安全を確保することで、中心市街地の暮らしやすさにつなげます。	中心市街地活性化つながるまちづくりプラン	
	耐震対策緊急促進事業（耐震改修） 【完了（R2）】	中心市街地の耐震強度の基準を満たさない要緊急安全確認大規模建築物に対し、耐震補強設計費及び耐震改修工事費を助成します。施設の耐震性をアピールすることで、安全性の発信と集客力の向上を目指しにぎわいにつなげます。	中心市街地活性化つながるまちづくりプラン		耐震対策緊急促進事業（耐震改修）	中心市街地の耐震強度の基準を満たさない要緊急安全確認大規模建築物に対し、耐震補強設計費及び耐震改修工事費を助成します。施設の耐震性をアピールすることで、安全性の発信と集客力の向上を目指しにぎわいにつなげます。	中心市街地活性化つながるまちづくりプラン	
	（都）明治橋大沢川原線（大通工区）整備事業 【完了（R3）】	盛岡南新都市地区から中心市街地へのアクセスを阻害しているボトルネック交差点等を4車線化する事業を実施します。①都心環状道路と主要地方道を連絡する市街地幹線道路として161m区間を整備②現況幅員12mを25m、4車線に拡幅③歩道融雪整備④電線類の地中化 アクセス性と併せて防災機能も向上され、大通・映画館通り・菜園通りを通過する自動車の削減を図ることで、自転車や歩行者が訪れやすい、安全安心な中心市街地の形成を目指します。	中心市街地活性化つながるまちづくりプラン		（都）明治橋大沢川原線（大通工区）整備事業	盛岡南新都市地区から中心市街地へのアクセスを阻害しているボトルネック交差点等を4車線化する事業を実施します。①都心環状道路と主要地方道を連絡する市街地幹線道路として161m区間を整備②現況幅員12mを25m、4車線に拡幅③歩道融雪整備④電線類の地中化 アクセス性と併せて防災機能も向上され、大通・映画館通り・菜園通りを通過する自動車の削減を図ることで、自転車や歩行者が訪れやすい、安全安心な中心市街地の形成を目指します。	中心市街地活性化つながるまちづくりプラン	

新 盛岡市立地適正化計画（変更素案） P124				旧				備考
施策	事業名	事業概要	出典	施策	事業名	事業概要	出典	
	(都)盛岡駅南大通内丸線(大沢川原工区)整備事業 【完了(R2)】	盛岡駅西口地区や盛岡南新都市地区から中心市街地へのアクセスを阻害している一方通行を4車線化する事業を実施します。①都心環状道路として220m区間を整備②現況幅員8mを28m、4車線に拡幅③歩道融雪整備④電線類の地中化アクセス性と併せて防災機能も向上され、大通・映画館通り・菜園通りを通過する自動車の削減を図ることで、自転車や歩行者が訪れやすい、安全安心な中心市街地が形成されるとともに、広い道路を利用したイベント等が開催可能となり、中心市街地の賑わい作りにつなげます。	中心市街地活性化つながるまちづくりプラン		(都)盛岡駅南大通線(大沢川原工区)整備事業	盛岡駅西口地区や盛岡南新都市地区から中心市街地へのアクセスを阻害している一方通行を4車線化する事業を実施します。①都心環状道路として220m区間を整備②現況幅員8mを28m、4車線に拡幅③歩道融雪整備④電線類の地中化アクセス性と併せて防災機能も向上され、大通・映画館通り・菜園通りを通過する自動車の削減を図ることで、自転車や歩行者が訪れやすい、安全安心な中心市街地が形成されるとともに、広い道路を利用したイベント等が開催可能となり、中心市街地の賑わい作りにつなげます。	中心市街地活性化つながるまちづくりプラン	各計画の改定に伴う更新。 事業完了年の追記。 新規事業の追加。
	(都)盛岡駅内丸線(大沢川原Ⅱ工区)整備事業	もりおか交通戦略においては、快適で安全に歩いて楽しむ中心市街地形成戦略を支えるため、中心市街地を囲む都心環状道路を計画しています。 大通・菜園地区を囲む路線の一部である盛岡駅内丸線を引き続き4車線で整備することで、通過交通を減らし、歩行者・自転車優先の交通環境を作ります。	第2期中心市街地活性化つながるまちづくりプラン、もりおか交通戦略(第二期)、岩手県道路事業実施計画、盛岡市国土強靱化地域計画、盛岡市都市計画道路整備プログラム		(都)盛岡駅本宮線(杜の大橋)整備事業	盛岡駅西口地区や盛岡南新都市地区と中心市街地とを結ぶ骨格となる幹線道路であり、現在2車線となっている区間を4車線化する事業を実施します。 ①二つの中心拠点をつなぐ公共交通軸として杜の大橋を含む919m区間を整備②現況幅員11mを23m、4車線に拡幅③歩道融雪整備二つの中心拠点間を連絡する交通が円滑化され、公共交通を利用した人の往来が活性化されることで、中心拠点の賑わい作りにつなげます。	岩手県道路事業実施計画	
	(都)盛岡駅本宮線(杜の大橋)整備事業	盛岡駅西口地区や盛岡南新都市地区と中心市街地とを結ぶ骨格となる幹線道路であり、現在2車線となっている区間を4車線化する事業を実施します。 ①二つの中心拠点をつなぐ公共交通軸として杜の大橋を含む919m区間を整備②現況幅員11mを23m、4車線に拡幅③歩道融雪整備二つの中心拠点間を連絡する交通が円滑化され、公共交通を利用した人の往来が活性化されることで、中心拠点の賑わい作りにつなげます。	岩手県道路事業実施計画					

新 盛岡市立地適正化計画(変更素案) P124~P125				旧				備考
③ 歴史的まちなみの魅力の向上				③ 歴史的まちなみの魅力の向上				各計画の改定に伴う更新。 事業完了年の追記。
施策	事業名	事業概要	出典	施策	事業名	事業概要	出典	
城下町の魅力を発信する	盛岡城跡保存整備事業	史跡盛岡城跡保存管理活用計画及び史跡盛岡城跡整備基本計画に基づき、史跡の保存・活用を行うため、史跡整備に関する設計、石垣修復、遺構整備、環境整備等を実施します。史跡の保存・活用をすることで、盛岡城跡公園及び中心市街地の魅力の発信につなげます。	第2期 中心市街地活性化つながるまちづくりプラン、歴史的風致維持向上計画	城下町の魅力を発信する	盛岡城跡保存整備事業	史跡盛岡城跡保存管理計画及び史跡盛岡城跡整備基本計画に基づき、史跡の保存・活用を行うため、史跡整備に関する設計、石垣修復、遺構整備、環境整備等を実施します。史跡の保存・活用をすることで、盛岡城跡公園及び中心市街地の魅力の発信につなげます。	中心市街地活性化つながるまちづくりプラン、歴史的風致維持向上計画	
	お城を中心としたまちづくり事業(歴史的風致維持向上計画)	史跡盛岡城跡保存管理活用計画及び史跡盛岡城跡整備基本計画、歴史的風致維持向上計画に基づき、鶴ヶ池、亀ヶ池周辺の環境整備等を実施します。盛岡城跡公園を中心として、史跡の保存・活用をすることで、盛岡城跡公園及び中心市街地の魅力の発信につなげます。	第2期 中心市街地活性化つながるまちづくりプラン		お城を中心としたまちづくり事業(歴史的風致維持向上計画)	史跡盛岡城跡保存管理計画及び史跡盛岡城跡整備基本計画、歴史的風致維持向上計画に基づき、鶴ヶ池、亀ヶ池周辺の環境整備等を実施します。盛岡城跡公園を中心として、史跡の保存・活用をすることで、盛岡城跡公園及び中心市街地の魅力の発信につなげます。	中心市街地活性化つながるまちづくりプラン	
	紺屋町番屋改修事業【完了(R3)】	市の景観重要建造物である「紺屋町番屋」を、将来に渡り良好な状態で保存するために、大規模な改修を行いません。建物を良好な状態にすることにより、景観に配慮した街並みの形成を図り、地区全体の魅力を高めま	中心市街地活性化つながるまちづくりプラン、歴史的風致維持向上計画		紺屋町番屋改修事業	市の景観重要建造物である「紺屋町番屋」を、将来に渡り良好な状態で保存するために、大規模な改修を行いません。建物を良好な状態にすることにより、景観に配慮した街並みの形成を図り、地区全体の魅力を高めま	中心市街地活性化つながるまちづくりプラン	
歴史的建造物の維持保全	旧第九十銀行保存修理事業	重要文化財である旧第九十銀行本店本館を適切に維持管理するとともに、建物修復整備を行います。また、建造物周辺の門柱等の修景整備等を行います。	歴史的風致維持向上計画	歴史的建造物の維持保全	旧第九十銀行保存修理事業	重要文化財である旧第九十銀行本店本館を適切に維持管理するとともに、建物修復整備を行います。また、建造物周辺の門柱等の修景整備等を行います。	歴史的風致維持向上計画	
	歴史的風致形成建造物保存整備事業	景観重要建造物に指定されている紺屋町番屋、市指定文化財である石川啄木新婚の家について、歴史的風致形成建造物に指定した上で、維持保全と利活用の推進を図るため、建物の改修を行います。	歴史的風致維持向上計画		歴史的風致形成建造物保存整備事業	景観重要建造物に指定されている紺屋町番屋、市指定文化財である石川啄木新婚の家について、歴史的風致形成建造物に指定した上で、維持保全と利活用の推進を図るため、建物の改修を行います。	歴史的風致維持向上計画	
	歴史的風致形成建造物維持管理事業	市所有の景観重要建造物である「旧宣教師館」、「明治橋際の御蔵」、「盛岡ふれあい覆馬場プラザ」、保護庭園「一ノ倉邸」について、歴史的風致形成建造物に指定した上で、保存修理等を行うとともに、適切かつ円滑な維持管理と建物の公開・活用等を積極的に推進します。	歴史的風致維持向上計画		歴史的風致形成建造物維持管理事業	市所有の景観重要建造物である「旧宣教師館」、「明治橋際の御蔵」、「盛岡ふれあい覆馬場プラザ」、保護庭園「一ノ倉邸」について、歴史的風致形成建造物に指定した上で、保存修理等を行うとともに、適切かつ円滑な維持管理と建物の公開・活用等を積極的に推進します。	歴史的風致維持向上計画	
	歴史的風致形成建造物修理・修景事業	歴史的風致形成建造物に指定した建造物の外観等の保全に係る修理・修景整備を行う建物所有者に対し、事業に係る経費の助成を行います。	歴史的風致維持向上計画		歴史的風致形成建造物修理・修景事業	歴史的風致形成建造物に指定した建造物の外観等の保全に係る修理・修景整備を行う建物所有者に対し、事業に係る経費の助成を行います。	歴史的風致維持向上計画	
	【再掲】盛岡城跡保存整備事業	史跡盛岡城跡保存管理活用計画及び史跡盛岡城跡整備基本計画に基づき、史跡の保存・活用を行うため、史跡整備に関する設計、石垣修復、遺構整備、環境整備等を実施します。史跡の保存・活用をすることで、盛岡城跡公園及び中心市街地の魅力の発信につなげま	第2期 中心市街地活性化つながるまちづくりプラン、歴史的風致維持向上計画		【再掲】盛岡城跡保存整備事業	史跡盛岡城跡保存管理計画及び史跡盛岡城跡整備基本計画に基づき、史跡の保存・活用を行うため、史跡整備に関する設計、石垣修復、遺構整備、環境整備等を実施します。史跡の保存・活用をすることで、盛岡城跡公園及び中心市街地の魅力の発信につなげま	中心市街地活性化つながるまちづくりプラン、歴史的風致維持向上計画	

新				盛岡市立地適正化計画（変更素案） P125				旧				備考
④ 地域拠点の魅力向上				④ 地域拠点の魅力向上				④ 地域拠点の魅力向上				盛岡市総合計画実施計画の記載の削除。 事業完了年の追記。
施策	事業名	事業概要	出典	施策	事業名	事業概要	出典	施策	事業名	事業概要	出典	
地域拠点の魅力向上	玉山歴史民俗資料館・石川啄木記念館整備事業 【完了 (R6)】	玉山地域の歴史や民俗・文化を後世に伝え、郷土の先人である石川啄木を研究し、新たな魅力を発信するための拠点施設として、また、玉山地域内に点在する観光や文化の情報発信拠点として、博物館施設を整備します。	盛岡市総合計画 実施計画 盛岡市公共施設 保有最適化・長 寿命化計画	地域拠点の魅力向上	玉山歴史民俗資料館・石川啄木記念館整備事業	玉山地域の歴史や民俗・文化を後世に伝え、郷土の先人である石川啄木を研究し、新たな魅力を発信するための拠点施設として、また、玉山地域内に点在する観光や文化の情報発信拠点として、博物館施設を整備します。	盛岡市総合計画 実施計画					

2. 居住誘導区域における人口密度の維持を図るための施策

居住誘導区域における人口密度の維持を図るための施策を次のとおり設定します。
この施策については、その事業の内容を踏まえ、「①安心して利便性の高い住まいの供給」、「②歴史的な趣のある居住環境の形成」、「③若者や子育て世代の定住を促進」、「④安心して子どもを産み育てられる環境整備」、「⑤安心安全な市街地の形成」「⑥空き家等対策の推進」の6つに区分して記載します。

① 安心して利便性の高い住まいの供給

施策	事業名	事業概要	出典
まちなか居住の促進	中央通三丁目地区優良建築物等整備事業【完了 (R2)】	①敷地の共同化②店舗及び共同住宅の建設を実施します。土地の高度利用及び防災性の向上が図られると共に、中心市街地においてまちなか居住を推進することで、周辺商業施設での購買機会の増加及び回遊人口の増加につながります。	中心市街地活性化つながるまちづくりプラン
	肴町地区優良再開発型優良建築物等整備事業	肴町商店街に隣接する区域について、老朽化した住宅や低層の中小小売店舗が多く高度利用がされていない状況の解決のため、優良建築物等整備事業を実施する事業者に対して、全体事業費の一部を補助するもの。	第2期中心市街地活性化つながるまちづくりプラン
	【再掲】中ノ橋通一丁目地区第一種市街地再開発事業【西街区事業完了 (R6)】	事業区域は都市機能誘導区域の中心拠点【中心市街地】にあり、土地の共同化、建物の集約化により都市機能の更新と土地の高度利用、防災性の向上を図るとともに、隣接する肴町商店街や盛岡バスセンターと連携した施設整備を行うことにより、日常利用から来訪者の利用まで、多様な世代の交流拠点として賑わいの創出につながります。さらに、災害時に必要な物資の備蓄などにより都市防災機能の向上につながります。	第2期中心市街地活性化つながるまちづくりプラン
安心して利便性の高い住まいの供給	市税の減免制度	優良再開発型優良建築物等整備事業により建築された建築物及び同事業によらないが同事業の要件に適合し建築された建築物に対し、盛岡市市税条例の規定に基づく固定資産税及び都市計画税の減免を行います。これにより、再開発型整備事業が促進されることによる市街地の活性化やまちなか居住の推進につながります。	第2期中心市街地活性化つながるまちづくりプラン
高齢者が安心して居住できる住まいの供給	サービス付き高齢者向け住宅の供給促進	民間事業者との連携のもと、サービス付き高齢者向け住宅の周知を促進します。	盛岡市住宅マスタープラン

2. 居住誘導区域における人口密度の維持を図るための施策

居住誘導区域における人口密度の維持を図るための施策を次のとおり設定します。
この施策については、その事業の内容を踏まえ、「①安心して利便性の高い住まいの供給」、「②歴史的な趣のある居住環境の形成」、「③若者や子育て世代の定住を促進」、「④安心して子どもを産み育てられる環境整備」、「⑤安心安全な市街地の形成」「⑥空き家等対策の推進」の6つに区分して記載します。

① 安心して利便性の高い住まいの供給

施策	事業名	事業概要	出典
まちなか居住の促進	中央通三丁目地区優良建築物等整備事業	①敷地の共同化②店舗及び共同住宅の建設を実施します。土地の高度利用及び防災性の向上が図られると共に、中心市街地においてまちなか居住を推進することで、周辺商業施設での購買機会の増加及び回遊人口の増加につながります。	中心市街地活性化つながるまちづくりプラン
	【再掲】中ノ橋通一丁目地区第一種市街地再開発事業	事業区域は都市機能誘導区域の中心拠点【中心市街地】にあり、土地の共同化、建物の集約化により都市機能の更新と土地の高度利用、防災性の向上を図るとともに、隣接する肴町商店街や盛岡バスセンターと連携した施設整備を行うことにより、日常利用から来訪者の利用まで、多様な世代の交流拠点として賑わいの創出につながります。さらに、災害時に必要な物資の備蓄などにより都市防災機能の向上につながります。	—
安心して利便性の高い住まいの供給	市税の減免制度	優良再開発型優良建築物等整備事業により建築された建築物及び同事業によらないが同事業の要件に適合し建築された建築物に対し、盛岡市市税条例の規定に基づく固定資産税及び都市計画税の減免を行います。これにより、再開発型整備事業が促進されることによる市街地の活性化やまちなか居住の推進につながります。	中心市街地活性化つながるまちづくりプラン
高齢者が安心して居住できる住まいの供給	サービス付き高齢者向け住宅の供給促進	民間事業者との連携のもと、サービス付き高齢者向け住宅の周知を促進します。	盛岡市住宅マスタープラン

各計画の改定に伴う更新。
事業完了年の追記。
新規事業の追加。

新 盛岡市立地適正化計画（変更素案） P127				旧				備考
施策	事業名	事業概要	出典	施策	事業名	事業概要	出典	
	スマートウェルネス住宅等推進事業	①サービス付き高齢者向け住宅整備事業 （「サービス付き高齢者向け住宅」に併設される高齢者生活支援施設の供給促進のため、都市機能誘導区域において一定の要件を満たす事業については補助限度額の引き上げ等を行い、整備を支援します。） ②スマートウェルネス拠点整備事業 （高齢者等の居住の安定確保や健康の維持・増進の取組みの促進等を目的として住宅団地に併設される生活支援・交流施設の供給促進のため、都市機能誘導区域において一定の要件を満たす事業については補助限度額の引き上げ等を行い、整備を支援します。）	—		スマートウェルネス住宅等推進事業	①サービス付き高齢者向け住宅整備事業 （「サービス付き高齢者向け住宅」に併設される高齢者生活支援施設の供給促進のため、都市機能誘導区域において一定の要件を満たす事業については補助限度額の引き上げ等を行い、整備を支援します。） ②スマートウェルネス拠点整備事業 （高齢者等の居住の安定確保や健康の維持・増進の取組みの促進等を目的として住宅団地に併設される生活支援・交流施設の供給促進のため、都市機能誘導区域において一定の要件を満たす事業については補助限度額の引き上げ等を行い、整備を支援します。）	—	各計画の改定に伴う更新。
② ～ （略）変更なし ～				② ～ （略）変更なし ～				
③ 若者や子育て世代の定住を促進				③ 若者や子育て世代の定住を促進				
施策	事業名	事業概要	出典	施策	事業名	事業概要	出典	
子育て世代の定住促進	空き家等バンク制度・空き家等購入費補助金	空き家等の有効活用を通して、子育て世代の住み替えによる住環境の改善を図ります。また、空き家等購入費補助金については、子育て世帯への補助額の加算を行い、子育て世代による空き家の利活用の促進を図ります。	盛岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略 盛岡市空き家等対策計画	子育て世代の定住促進	空き家等バンク制度・空き家等購入費補助金	空き家等の有効活用を通して、子育て世代の住み替えによる住環境の改善を図ります。また、空き家等購入費補助金については、子育て世帯への補助額の加算を行い、子育て世代による空き家の利活用の促進を図ります。	盛岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略	
④ 安心して子どもを産み育てられる環境整備				④ 安心して子どもを産み育てられる環境整備				
施策	事業名	事業概要	出典	施策	事業名	事業概要	出典	
安心して子どもを産み育てられる環境整備	地域子育て支援センター事業	子育てに対する保護者の身体的、精神的負担を解消するため、育児のノウハウを有する保育園をはじめ関係機関が連携して、電話・来所による子育て相談などの子育て支援事業を総合的に実施します。（8園で実施）	盛岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略 盛岡市子ども計画	安心して子どもを産み育てられる環境整備	地域子育て支援センター事業	子育てに対する保護者の身体的、精神的負担を解消するため、育児のノウハウを有する保育園をはじめ関係機関が連携して、電話・来所による子育て相談などの子育て支援事業を総合的に実施します。（8園で実施）	盛岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略	

新 盛岡市立地適正化計画（変更素案） P128				旧				備考
⑤ 安心安全な市街地の形成				⑤ 安心安全な市街地の形成				各計画の改定に伴う更新。 盛岡市総合計画実施計画の記載の削除。 事業完了年の追記。 表現の見直し。
施策	事業名	事業概要	出典	施策	事業名	事業概要	出典	
地域コミュニティ活動の推進	地域拠点施設整備事業	市内32の福祉推進会の区域ごとに、児童から高齢者までの世代が利用可能な集会機能や健康増進等の機能を有する地域拠点施設の整備を推進します。 地域拠点施設は、既存の地域コミュニティの中核となっている施設又将来的に中核とする施設で、地区ごとに必要な機能を集約し、拠点化を図ります。	盛岡市公共施設保有最適化・長寿寿命化中期計画	地域コミュニティ活動の推進	地域拠点施設整備事業	市内32の福祉推進会の区域ごとに、児童から高齢者までの世代が利用可能な集会機能や健康増進等の機能を有する地域拠点施設の整備を推進します。 地域拠点施設は、既存の地域コミュニティの中核となっている施設又将来的に中核とする施設で、地区ごとに必要な機能を集約し、拠点化を図ります。	盛岡市公共施設保有最適化・長寿寿命化中期計画	
	低未利用土地を活用した地域コミュニティの公共的空間の創出に向けた検討	低未利用土地を活用した地域コミュニティの公共的空間の創出に向けた検討を行います。	—		低未利用土地を活用した地域コミュニティの公共的空間の創出に向けた検討	低未利用土地を活用した地域コミュニティの公共的空間の創出に向けた検討を行います。	—	
危険箇所の解消	都市基盤河川改良事業	盛岡南地区都市開発整備事業など、沿川の市街地化による雨水流出量の増加に対応するため、一級河川南川の改修を進めます。	盛岡市総合計画実施計画 盛岡市地域防災計画	危険箇所の解消	都市基盤河川改良事業	盛岡南地区都市開発整備事業など、沿川の市街地化による雨水流出量の増加に対応するため、一級河川南川の改修を進めます。	盛岡市総合計画実施計画	
地域防災力の強化	洪水、内水氾濫に対する迅速・的確な対応体制の構築	河川の洪水、内水氾濫を警戒、防御するとともに、被害の軽減を図るため、盛岡市水防計画に基づき、水防事務の調整及び円滑な実施を行います。	盛岡市水防計画	地域防災力の強化	洪水に対する迅速・的確な対応体制の構築	河川の洪水を警戒、防御するとともに、被害の軽減を図るため、盛岡市水防計画に基づき、水防事務の調整及び円滑な実施を行います。	盛岡市水防計画	
既成市街地の再整備	土地区画整理事業・生活環境整備事業	良好な住宅地の形成と道路・公園等公共施設の整備を一体的に行うため、土地区画整理事業（太田地区、都南中央第三地区、道明地区）を実施するほか、道路等の生活環境整備を実施します。	盛岡市総合計画実施計画 —	既成市街地の再整備	土地区画整理事業・生活環境整備事業	良好な住宅地の形成と道路・公園等公共施設の整備を一体的に行うため、土地区画整理事業（太田地区、都南中央第三地区、道明地区）を実施するほか、道路等の生活環境整備を実施します。	盛岡市総合計画実施計画	
	優良建築物等整備事業 【再掲】中央通三丁目地区優良建築物等整備事業 【完了（R2）】	中央通三丁目地区等において、土地利用の共同化・高度化などに寄与する優良な建築物の整備を行う事業者は、整備費の一部を補助します。 ①敷地の共同化②店舗及び共同住宅の建設を実施します。土地の高度利用及び防災性の向上が図られると共に、中心市街地においてまちなか居住を推進することで、周辺商業施設での購買機の増加及び回遊人口の増加につなげます。	盛岡市総合計画実施計画、中心市街地活性化つながるまちづくりプラン		優良建築物等整備事業	中央通三丁目地区等において、土地利用の共同化・高度化などに寄与する優良な建築物の整備を行う事業者は、整備費の一部を補助します。	盛岡市総合計画実施計画	
	【再掲】自転車走行空間整備事業	自転車利用者が安全で快適に走行できるよう自転車の走行空間を効果的・効率的に整備し、自転車の利用促進を図ります。	第2期中心市街地活性化つながるまちづくりプラン、自転車ネットワーク計画、自転車活用推進計画		【再掲】自転車走行空間整備事業	自転車利用者が安全で快適に走行できるよう自転車の走行空間を効果的・効率的に整備し、自転車の利用促進を図ります。	中心市街地活性化つながるまちづくりプラン、自転車ネットワーク計画	

新 盛岡市立地適正化計画（変更素案） P129～131				旧				備考
施策	事業名	事業概要	出典	施策	事業名	事業概要	出典	
	【再掲】 中ノ橋通一丁目地区第一種市街地再開発事業 【西街区事業完了（R6）】	事業区域は都市機能誘導区域の中心拠点【中心市街地】にあり、土地の共同化、建物の集約化により都市機能の更新と土地の高度利用、防災性の向上を図るとともに、隣接する肴町商店街や盛岡バスセンターと連携した施設整備を行うことにより、日常利用から来訪者の利用まで、多様な世代の交流拠点として賑わいの創出につなげます。 さらに、災害時に必要な物資の備蓄などにより都市防災機能の向上につなげます。	第2期中心市街地活性化つながるまちづくりプラン		【再掲】 中ノ橋通一丁目地区第一種市街地再開発事業	事業区域は都市機能誘導区域の中心拠点【中心市街地】にあり、土地の共同化、建物の集約化により都市機能の更新と土地の高度利用、防災性の向上を図るとともに、隣接する肴町商店街や盛岡バスセンターと連携した施設整備を行うことにより、日常利用から来訪者の利用まで、多様な世代の交流拠点として賑わいの創出につなげます。 さらに、災害時に必要な物資の備蓄などにより都市防災機能の向上につなげます。	—	各計画の改定に伴う更新。 事業完了年の追記。 新規事業の追加。
	【再掲】肴町地区優良再開発型優良建築物等整備事業	肴町商店街に隣接する区域について、老朽化した住宅や低層の中小小売店舗が多く高度利用がされていない状況の解決のため、優良建築物等整備事業を実施する事業者に対して、全体事業費の一部を補助するもの。	第2期中心市街地活性化つながるまちづくりプラン					
⑥ 空き家等対策の推進				⑥ 空き家等対策の推進				
施策	事業名	事業概要	出典	施策	事業名	事業概要	出典	
空き家対策の推進	空き家等対策推進事業	周辺の生活環境に影響を及ぼしている空き家・空き地の所有者等に対して、適正管理に係る助言、指導、勧告等を行い、所有者等の責任において是正措置がとられるよう働きかけるとともに、人の生命、財産等に著しい危険が切迫していると認められる場合は、応急措置等必要最小限度の措置をとります。また、地域資源である空き家等の有効活用を図るため、空き家等の所有者等に対し空き家等バンクへの登録を働きかけ、空き家等バンク制度を活用した空き家等情報の発信を行い、空き家等の利用促進を進めます。また、空き家等購入費補助金により、空き家等の購入を通じて地域の活性化を図ります。	盛岡市空き家等対策計画	空き家対策の推進	空き家等対策推進事業	周辺の生活環境に影響を及ぼしている空き家・空き地の所有者等に対して、適正管理に係る助言、指導、勧告等を行い、所有者等の責任において是正措置がとられるよう働きかけるとともに、人の生命、財産等に著しい危険が切迫していると認められる場合は、応急措置等必要最小限度の措置をとります。また、地域資源である空き家等の有効活用を図るため、空き家等の所有者等に対し空き家等バンクへの登録を働きかけ、空き家等バンク制度を活用した空き家等情報の発信を行い、空き家等の利用促進を進めます。また、空き家等購入費補助金により、空き家等の購入を通じて地域の活性化を図ります。	—	
3. 低未利用土地の有効活用と適正管理のための施策 ～ 略（変更なし）～				3. 低未利用土地の有効活用と適正管理のための施策 ～ 略（変更なし）～				

4. 地域の魅力を活かしたまちづくりの促進に係る施策

地域の魅力を活かしたまちづくりの促進を図るための施策を次のとおり設定します。
この施策については、その事業の内容を踏まえ、「①地域コミュニティ活動の推進」、「②地元への愛着の形成、移住・定住の促進」、「③空き家等対策の推進」、「④良好な居住環境の形成」の4つに区分して記載します。

① ～ （略）変更なし ～

② 地元への愛着の形成、移住・定住の促進

施策	事業名	事業概要	出典
地元への愛着の形成、移住・定住の促進	お試し居住事業	市への移住・定住の意向がある者などを対象に、「ゲストハウス型の交流拠点」などを活用し、ボランティア活動やワーキングホリデーを組み合わせながら、盛岡の日常の暮らしや仕事を体験する機会を創出します。 また、インターンシップ、起業支援、事業承継など就労や起業の機会と結びつけることや、CCRCを視野に入れたアプローチなどを検討しながら、移住を意識した居住体験を支援する取組を行います。	盛岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略 —
	地域おこし協力隊活用事業	「地域おこし協力隊員」として委嘱され、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を移動し、生活の拠点を移した隊員が、地域おこしの支援や地域協力活動を行いながら、その地域への定住・定着を促します。	—

③ 空き家等対策の推進

施策	事業名	事業概要	出典
空き家等対策の推進	【再掲】 空き家等対策推進事業	周辺の生活環境に影響を及ぼしている空き家・空き地の所有者等に対して、適正管理に係る助言、指導、勧告等を行い、所有者等の責任において是正措置がとられるよう働きかけるとともに、人の生命、財産等に著しい危険が切迫していると認められる場合は、応急措置等必要最小限度の措置をとります。また、地域資源である空き家等の有効活用を図るため、空き家等の所有者等に対し空き家等バンクへの登録を働きかけ、空き家等バンク制度を活用した空き家等情報の発信を行い、空き家等の利用促進を進めます。また、空き家等購入費補助金により、空き家等の購入を通じて地域の活性化を図ります。	盛岡市空き家等対策計画

④ 良好な居住環境の形成

施策	事業名	事業概要	出典
良好な居住環境の形成	生活環境整備事業	良好な住宅地の形成を図るため、道路等の生活環境整備を実施します。	盛岡市総合計画実施計画 —

4. 地域の魅力を活かしたまちづくりの促進に係る施策

地域の魅力を活かしたまちづくりの促進を図るための施策を次のとおり設定します。
この施策については、その事業の内容を踏まえ、「①地域コミュニティ活動の推進」、「②地元への愛着の形成、移住・定住の促進」、「③空き家等対策の推進」、「④良好な居住環境の形成」の4つに区分して記載します。

① ～ （略）変更なし ～

② 地元への愛着の形成、移住・定住の促進

施策	事業名	事業概要	出典
地元への愛着の形成、移住・定住の促進	お試し居住事業	市への移住・定住の意向がある者などを対象に、「ゲストハウス型の交流拠点」などを活用し、ボランティア活動やワーキングホリデーを組み合わせながら、盛岡の日常の暮らしや仕事を体験する機会を創出します。 また、インターンシップ、起業支援、事業承継など就労や起業の機会と結びつけることや、CCRCを視野に入れたアプローチなどを検討しながら、移住を意識した居住体験を支援する取組を行います。	盛岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略
	地域おこし協力隊活用事業	「地域おこし協力隊員」として委嘱され、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を移動し、生活の拠点を移した隊員が、地域おこしの支援や地域協力活動を行いながら、その地域への定住・定着を促します。	—

③ 空き家等対策の推進

施策	事業名	事業概要	出典
空き家等対策の推進	【再掲】 空き家等対策推進事業	周辺の生活環境に影響を及ぼしている空き家・空き地の所有者等に対して、適正管理に係る助言、指導、勧告等を行い、所有者等の責任において是正措置がとられるよう働きかけるとともに、人の生命、財産等に著しい危険が切迫していると認められる場合は、応急措置等必要最小限度の措置をとります。また、地域資源である空き家等の有効活用を図るため、空き家等の所有者等に対し空き家等バンクへの登録を働きかけ、空き家等バンク制度を活用した空き家等情報の発信を行い、空き家等の利用促進を進めます。また、空き家等購入費補助金により、空き家等の購入を通じて地域の活性化を図ります。	—

④ 良好な居住環境の形成

施策	事業名	事業概要	出典
良好な居住環境の形成	生活環境整備事業	良好な住宅地の形成を図るため、道路等の生活環境整備を実施します。	盛岡市総合計画実施計画

各計画の改定に伴う更新。
盛岡市総合計画実施計画の記載の削除。
事業完了年の追記。

新 盛岡市立地適正化計画（変更素案） P133～P134				旧				備考																																															
<p>⑤ 適正な用途規制の転換</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施策</th> <th>事業名</th> <th>事業概要</th> <th>出典</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適正な用途規制の転換</td> <td>用途地域等の見直し 【完了 (R3)】</td> <td>みたけ地区の工業地域や前潟地区の準工業地域について、土地利用の実態や将来の見通しを踏まえ、適正な用途地域等の見直しを行います。</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>				施策	事業名	事業概要	出典	適正な用途規制の転換	用途地域等の見直し 【完了 (R3)】	みたけ地区の工業地域や前潟地区の準工業地域について、土地利用の実態や将来の見通しを踏まえ、適正な用途地域等の見直しを行います。	—	<p>⑤ 適正な用途規制の転換</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施策</th> <th>事業名</th> <th>事業概要</th> <th>出典</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適正な用途規制の転換</td> <td>用途地域等の見直し</td> <td>みたけ地区の工業地域や前潟地区の準工業地域について、土地利用の実態や将来の見通しを踏まえ、適正な用途地域等の見直しを行います。</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>				施策	事業名	事業概要	出典	適正な用途規制の転換	用途地域等の見直し	みたけ地区の工業地域や前潟地区の準工業地域について、土地利用の実態や将来の見通しを踏まえ、適正な用途地域等の見直しを行います。	—	<p>各計画の改定に伴う更新。 盛岡市総合計画実施計画の記載の削除。 事業完了年の追記。</p>																															
施策	事業名	事業概要	出典																																																				
適正な用途規制の転換	用途地域等の見直し 【完了 (R3)】	みたけ地区の工業地域や前潟地区の準工業地域について、土地利用の実態や将来の見通しを踏まえ、適正な用途地域等の見直しを行います。	—																																																				
施策	事業名	事業概要	出典																																																				
適正な用途規制の転換	用途地域等の見直し	みたけ地区の工業地域や前潟地区の準工業地域について、土地利用の実態や将来の見通しを踏まえ、適正な用途地域等の見直しを行います。	—																																																				
<p>5. 利用しやすい地域公共交通網の形成に係る施策</p> <p>利用しやすい地域公共交通網の形成を図るための施策を次のとおり設定します。 この施策については、その事業の内容を踏まえ、「①公共交通の利用促進に関する施策」、「②利用しやすい公共交通関連施設の整備」の2つに区分して記載します。</p> <p>① 公共交通の利用促進に関する施策</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施策</th> <th>事業名</th> <th>事業概要</th> <th>出典</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公共交通の利用促進</td> <td>公共交通利用促進対策事業（ソフト施策）</td> <td>公共交通の利用促進を図るため、鉄道とバスとのアクセス強化を図るとともに、モビリティ・マネジメントなどにより、マイカー利用者などへの公共交通利用の働きかけなどを行います。</td> <td>盛岡市総合計画実施計画 盛岡市地域公共交通網形成計画</td> </tr> <tr> <td></td> <td>公共交通利用促進対策事業（ハード整備）</td> <td>公共交通の利用促進を図るため、公共交通の結節強化とバスの定時性・速達性の向上を目指した交通結節点整備及び公共交通軸の4車線化整備を図ります。</td> <td>盛岡市地域公共交通網形成計画、もりおか交通戦略（第二期）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>JR 田沢湖線新駅整備事業 【完了 (R5)】</td> <td>JR 田沢湖線の新駅設置可能性検討結果に基づき、前潟地区への新駅的具体化を進め、需要に応じた鉄道とバスの役割分担による公共交通の利用促進を図ります。また、土地利用の実態や将来の見通しを踏まえ、適正な用途地域等の見直しを行います。</td> <td>盛岡市地域公共交通網形成計画、もりおか交通戦略（第二期）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>バスロケーションシステム更新整備事業 【完了 (R4)】</td> <td>バスロケーションシステムの更新整備を目指します。更新により、利用しやすいシステム構築をめざすことで、中心市街地へ訪れやすい環境が整うとともに、バスの利用者の増加を見込みます。</td> <td>中心市街地活性化つながるまちづくりプラン、盛岡市地域公共交通網形成計画</td> </tr> <tr> <td></td> <td>都心循環バス運行事業</td> <td>盛岡駅を基点に5つの商店街を結ぶ循環路線を走るでんでんむし（1乗車130円）をバス事業者が運行しています。現在も、都市部でのバス網密度やバス停間隔等を向上させる都心循環バスとして運行されており、市民の足として利用されているほか、市外、県外の観光客等にも利用され、訪れやすい中心市街地の形成に寄与しています。</td> <td>第2期中心市街地活性化つながるまちづくりプラン</td> </tr> </tbody> </table>				施策	事業名	事業概要	出典	公共交通の利用促進	公共交通利用促進対策事業（ソフト施策）	公共交通の利用促進を図るため、鉄道とバスとのアクセス強化を図るとともに、モビリティ・マネジメントなどにより、マイカー利用者などへの公共交通利用の働きかけなどを行います。	盛岡市総合計画実施計画 盛岡市地域公共交通網形成計画		公共交通利用促進対策事業（ハード整備）	公共交通の利用促進を図るため、公共交通の結節強化とバスの定時性・速達性の向上を目指した交通結節点整備及び公共交通軸の4車線化整備を図ります。	盛岡市地域公共交通網形成計画、もりおか交通戦略（第二期）		JR 田沢湖線新駅整備事業 【完了 (R5)】	JR 田沢湖線の新駅設置可能性検討結果に基づき、前潟地区への新駅的具体化を進め、需要に応じた鉄道とバスの役割分担による公共交通の利用促進を図ります。また、土地利用の実態や将来の見通しを踏まえ、適正な用途地域等の見直しを行います。	盛岡市地域公共交通網形成計画、もりおか交通戦略（第二期）		バスロケーションシステム更新整備事業 【完了 (R4)】	バスロケーションシステムの更新整備を目指します。更新により、利用しやすいシステム構築をめざすことで、中心市街地へ訪れやすい環境が整うとともに、バスの利用者の増加を見込みます。	中心市街地活性化つながるまちづくりプラン、盛岡市地域公共交通網形成計画		都心循環バス運行事業	盛岡駅を基点に5つの商店街を結ぶ循環路線を走るでんでんむし（1乗車130円）をバス事業者が運行しています。現在も、都市部でのバス網密度やバス停間隔等を向上させる都心循環バスとして運行されており、市民の足として利用されているほか、市外、県外の観光客等にも利用され、訪れやすい中心市街地の形成に寄与しています。	第2期中心市街地活性化つながるまちづくりプラン	<p>5. 利用しやすい地域公共交通網の形成に係る施策</p> <p>利用しやすい地域公共交通網の形成を図るための施策を次のとおり設定します。 この施策については、その事業の内容を踏まえ、「①公共交通の利用促進に関する施策」、「②利用しやすい公共交通関連施設の整備」の2つに区分して記載します。</p> <p>① 公共交通の利用促進に関する施策</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施策</th> <th>事業名</th> <th>事業概要</th> <th>出典</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公共交通の利用促進</td> <td>公共交通利用促進対策事業（ソフト施策）</td> <td>公共交通の利用促進を図るため、鉄道とバスとのアクセス強化を図るとともに、モビリティ・マネジメントなどにより、マイカー利用者などへの公共交通利用の働きかけなどを行います。</td> <td>盛岡市総合計画実施計画</td> </tr> <tr> <td></td> <td>公共交通利用促進対策事業（ハード整備）</td> <td>公共交通の利用促進を図るため、公共交通の結節強化とバスの定時性・速達性の向上を目指した交通結節点整備及び公共交通軸の4車線化整備を図ります。</td> <td>もりおか交通戦略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>JR 田沢湖線新駅整備事業</td> <td>JR 田沢湖線の新駅設置可能性検討結果に基づき、前潟地区への新駅的具体化を進め、需要に応じた鉄道とバスの役割分担による公共交通の利用促進を図ります。また、土地利用の実態や将来の見通しを踏まえ、適正な用途地域等の見直しを行います。</td> <td>盛岡市地域公共交通網形成計画、もりおか交通戦略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>バスロケーションシステム更新整備事業</td> <td>バスロケーションシステムの更新整備を目指します。更新により、利用しやすいシステム構築をめざすことで、中心市街地へ訪れやすい環境が整うとともに、バスの利用者の増加を見込みます。</td> <td>中心市街地活性化つながるまちづくりプラン、盛岡市地域公共交通網形成計画</td> </tr> <tr> <td></td> <td>都心循環バス運行事業</td> <td>盛岡駅を基点に5つの商店街を結ぶ循環路線を走る100円バス（でんでんむし）を運行します。現在も、都市部でのバス網密度やバス停間隔等を向上させる都心循環バスとして運行されており、市民の足として利用されているほか、市外、県外の観光客等にも利用され、訪れやすい中心市街地の形成に寄与しています。</td> <td>中心市街地活性化つながるまちづくりプラン</td> </tr> </tbody> </table>				施策	事業名	事業概要	出典	公共交通の利用促進	公共交通利用促進対策事業（ソフト施策）	公共交通の利用促進を図るため、鉄道とバスとのアクセス強化を図るとともに、モビリティ・マネジメントなどにより、マイカー利用者などへの公共交通利用の働きかけなどを行います。	盛岡市総合計画実施計画		公共交通利用促進対策事業（ハード整備）	公共交通の利用促進を図るため、公共交通の結節強化とバスの定時性・速達性の向上を目指した交通結節点整備及び公共交通軸の4車線化整備を図ります。	もりおか交通戦略		JR 田沢湖線新駅整備事業	JR 田沢湖線の新駅設置可能性検討結果に基づき、前潟地区への新駅的具体化を進め、需要に応じた鉄道とバスの役割分担による公共交通の利用促進を図ります。また、土地利用の実態や将来の見通しを踏まえ、適正な用途地域等の見直しを行います。	盛岡市地域公共交通網形成計画、もりおか交通戦略		バスロケーションシステム更新整備事業	バスロケーションシステムの更新整備を目指します。更新により、利用しやすいシステム構築をめざすことで、中心市街地へ訪れやすい環境が整うとともに、バスの利用者の増加を見込みます。	中心市街地活性化つながるまちづくりプラン、盛岡市地域公共交通網形成計画		都心循環バス運行事業	盛岡駅を基点に5つの商店街を結ぶ循環路線を走る100円バス（でんでんむし）を運行します。現在も、都市部でのバス網密度やバス停間隔等を向上させる都心循環バスとして運行されており、市民の足として利用されているほか、市外、県外の観光客等にも利用され、訪れやすい中心市街地の形成に寄与しています。	中心市街地活性化つながるまちづくりプラン
施策	事業名	事業概要	出典																																																				
公共交通の利用促進	公共交通利用促進対策事業（ソフト施策）	公共交通の利用促進を図るため、鉄道とバスとのアクセス強化を図るとともに、モビリティ・マネジメントなどにより、マイカー利用者などへの公共交通利用の働きかけなどを行います。	盛岡市総合計画実施計画 盛岡市地域公共交通網形成計画																																																				
	公共交通利用促進対策事業（ハード整備）	公共交通の利用促進を図るため、公共交通の結節強化とバスの定時性・速達性の向上を目指した交通結節点整備及び公共交通軸の4車線化整備を図ります。	盛岡市地域公共交通網形成計画、もりおか交通戦略（第二期）																																																				
	JR 田沢湖線新駅整備事業 【完了 (R5)】	JR 田沢湖線の新駅設置可能性検討結果に基づき、前潟地区への新駅的具体化を進め、需要に応じた鉄道とバスの役割分担による公共交通の利用促進を図ります。また、土地利用の実態や将来の見通しを踏まえ、適正な用途地域等の見直しを行います。	盛岡市地域公共交通網形成計画、もりおか交通戦略（第二期）																																																				
	バスロケーションシステム更新整備事業 【完了 (R4)】	バスロケーションシステムの更新整備を目指します。更新により、利用しやすいシステム構築をめざすことで、中心市街地へ訪れやすい環境が整うとともに、バスの利用者の増加を見込みます。	中心市街地活性化つながるまちづくりプラン、盛岡市地域公共交通網形成計画																																																				
	都心循環バス運行事業	盛岡駅を基点に5つの商店街を結ぶ循環路線を走るでんでんむし（1乗車130円）をバス事業者が運行しています。現在も、都市部でのバス網密度やバス停間隔等を向上させる都心循環バスとして運行されており、市民の足として利用されているほか、市外、県外の観光客等にも利用され、訪れやすい中心市街地の形成に寄与しています。	第2期中心市街地活性化つながるまちづくりプラン																																																				
施策	事業名	事業概要	出典																																																				
公共交通の利用促進	公共交通利用促進対策事業（ソフト施策）	公共交通の利用促進を図るため、鉄道とバスとのアクセス強化を図るとともに、モビリティ・マネジメントなどにより、マイカー利用者などへの公共交通利用の働きかけなどを行います。	盛岡市総合計画実施計画																																																				
	公共交通利用促進対策事業（ハード整備）	公共交通の利用促進を図るため、公共交通の結節強化とバスの定時性・速達性の向上を目指した交通結節点整備及び公共交通軸の4車線化整備を図ります。	もりおか交通戦略																																																				
	JR 田沢湖線新駅整備事業	JR 田沢湖線の新駅設置可能性検討結果に基づき、前潟地区への新駅的具体化を進め、需要に応じた鉄道とバスの役割分担による公共交通の利用促進を図ります。また、土地利用の実態や将来の見通しを踏まえ、適正な用途地域等の見直しを行います。	盛岡市地域公共交通網形成計画、もりおか交通戦略																																																				
	バスロケーションシステム更新整備事業	バスロケーションシステムの更新整備を目指します。更新により、利用しやすいシステム構築をめざすことで、中心市街地へ訪れやすい環境が整うとともに、バスの利用者の増加を見込みます。	中心市街地活性化つながるまちづくりプラン、盛岡市地域公共交通網形成計画																																																				
	都心循環バス運行事業	盛岡駅を基点に5つの商店街を結ぶ循環路線を走る100円バス（でんでんむし）を運行します。現在も、都市部でのバス網密度やバス停間隔等を向上させる都心循環バスとして運行されており、市民の足として利用されているほか、市外、県外の観光客等にも利用され、訪れやすい中心市街地の形成に寄与しています。	中心市街地活性化つながるまちづくりプラン																																																				

新 盛岡市立地適正化計画（変更素案） P134～P137				旧				備考
								各計画の改定に伴う更新。 事業完了年の追記。
施策	事業名	事業概要	出典	施策	事業名	事業概要	出典	
	ノンステップバス等導入促進事業	ノンステップバス等の導入促進を図るため、対象となる車両の購入に対する補助金を交付します。路線バスのバリアフリー化により、高齢者、身体障害者等の市民が路線バスを利用する際の利便性及び安全性の向上を図るとともに、市民の路線バスの利用を促進し、訪れやすい中心市街地の形成を目指します。	第2期中心市街地活性化つながるまちづくりプラン、盛岡市地域公共交通網形成計画		ノンステップバス等導入促進事業	ノンステップバス等の導入促進を図るため、対象となる車両の購入に対する補助金を交付します。路線バスのバリアフリー化により、高齢者、身体障害者等の市民が路線バスを利用する際の利便性及び安全性の向上を図るとともに、市民の路線バスの利用を促進し、訪れやすい中心市街地の形成を目指します。	中心市街地活性化つながるまちづくりプラン、盛岡市地域公共交通網形成計画	
	まちなか・おでかけバス事業／玉山地域列車おでかけきっぷ	70歳以上の市民がバス・鉄道を優待できるバス・切符を発行します。公共交通の利用促進と高齢者への生活経済対策を目的として実施し、訪れやすい中心市街地の形成を目指します。	第2期中心市街地活性化つながるまちづくりプラン、盛岡市地域公共交通網形成計画		まちなか・おでかけバス事業	70歳以上の市民がバス・鉄道を優待できるバス・切符を発行します。公共交通の利用促進と高齢者への生活経済対策を目的として実施し、訪れやすい中心市街地の形成を目指します。	中心市街地活性化つながるまちづくりプラン、盛岡市地域公共交通網形成計画	
	都南地区バス路線再編事業【完了（R4）】	廃止予定となっている既存の都南バスターミナルの機能を、JR東北本線岩手飯岡駅に移転し、鉄道と路線バスの結節を強化しつつ、岩手飯岡駅を交通の拠点とした都南地区のバス路線の再編を実施します。	盛岡市地域公共交通網形成計画、もりおか交通戦略（第2期）		都南地区バス路線再編事業	廃止予定となっている既存の都南バスターミナルの機能を、JR東北本線岩手飯岡駅に移転し、鉄道と路線バスの結節を強化しつつ、岩手飯岡駅を交通の拠点とした都南地区のバス路線の再編を実施します。	盛岡市地域公共交通網形成計画、もりおか交通戦略	
② 利用しやすい公共交通関連施設の整備				② 利用しやすい公共交通関連施設の整備				
施策	事業名	事業概要	出典	施策	事業名	事業概要	出典	
利用しやすい公共交通関連施設の整備	【再掲】（仮称）新盛岡バスセンター整備事業【完了（R4）】	平成28年に閉鎖した旧盛岡バスセンター所在地において、民間活力の導入を図りながら新たなバスセンターを整備します。「バスターミナル機能」と「賑わい機能」を持つ安全・安心な施設として整備し、バスターミナル機能を維持することで、中心市街地へ訪れやすい環境を作ると共に、河南地区を中心とした中心市街地の賑わい創出につなげます。	盛岡市地域公共交通網形成計画、中心市街地活性化つながるまちづくりプラン、みちのく盛岡広域連携都市圏ビジョン	利用しやすい公共交通関連施設の整備	【再掲】（仮称）新盛岡バスセンター整備事業	平成28年に閉鎖した旧盛岡バスセンター所在地において、民間活力の導入を図りながら新たなバスセンターを整備します。「バスターミナル機能」と「賑わい機能」を持つ安全・安心な施設として整備し、バスターミナル機能を維持することで、中心市街地へ訪れやすい環境を作ると共に、河南地区を中心とした中心市街地の賑わい創出につなげます。	中心市街地活性化つながるまちづくりプラン	
	（仮称）複合交通センター基本計画策定事業	盛岡駅西口地区の（仮称）複合交通センター用地を圏域内外の交通アクセス拠点として整備するために、必要な施設・規模等についての調査・研究を踏まえ、構想を策定します。	—		（仮称）複合交通センター基本計画策定事業	盛岡駅西口地区の（仮称）複合交通センター用地を圏域内外の交通アクセス拠点として整備するために、必要な施設・規模等についての調査・研究を踏まえ、構想を策定します。	みちのく盛岡広域連携都市圏ビジョン	
	岩手飯岡駅東西自由通路整備事業【完了（R5）】	東西往来の円滑化や駅利用の利便性向上を図るため、東西自由通路及び自由通路と一体となった橋上駅を整備します。通路から東西広場の昇降は階段のほかエレベーターを整備する予定です。	—		岩手飯岡駅東西自由通路整備事業	東西往来の円滑化や駅利用の利便性向上を図るため、東西自由通路及び自由通路と一体となった橋上駅を整備します。通路から東西広場の昇降は階段のほかエレベーターを整備する予定です。	—	
	【再掲】JR田沢湖線新駅整備事業【完了（R5）】	JR田沢湖線の新駅設置可能性検討結果に基づき、前潟地区への新駅的具体化を進め、需要に応じた鉄道とバスの役割分担による公共交通の利用促進を図ります。また、土地利用の実態や将来の見通しを踏まえ、適正な用途地域等の見直しを行います。	盛岡市地域公共交通網形成計画、もりおか交通戦略（第2期）		【再掲】JR田沢湖線新駅整備事業	JR田沢湖線の新駅設置可能性検討結果に基づき、前潟地区への新駅的具体化を進め、需要に応じた鉄道とバスの役割分担による公共交通の利用促進を図ります。また、土地利用の実態や将来の見通しを踏まえ、適正な用途地域等の見直しを行います。	盛岡市地域公共交通網形成計画、もりおか交通戦略	
6. 届出制度 ～ 略（変更なし）～				6. 届出制度 ～ 略（変更なし）～				

第9章 目標と期待される効果

「コンパクト・プラス・ネットワーク」の都市構造の実現を目指して、実施する各種施策の進捗やその効果等を把握し、より効果的に計画を運用していくために、平成27年（2015年）を基準として、概ね10年後の令和7年（2025年）、及び20年後の令和17年（2035年）を目標年次と定め、「定量的な目標値」及び「期待される定量的な効果」をそれぞれ設定します。

1. 定量的な目標値

（1）居住誘導区域の人口密度

居住誘導区域の人口は124,462人で、市街化区域の人口の約47%を占め、人口密度は55人/haとなっています。令和17年（2035年）には、全ての地域で人口が減少すると予想されます。このため、立地適正化計画としては、居住誘導区域の人口密度維持への取り組みを推進することにより、居住誘導区域の人口減少を国立社会保障・人口問題研究所が想定する減少数の半分程度に抑えることを目指します。

	平成27年 (2015年)	令和7年 (2025年)	令和17年 (2035年)
目標① 居住誘導区域の人口密度	54.6人/ha	53.9人/ha	52.7人/ha

※居住誘導区域の人口密度は、当初策定時の人口密度により算出しています。

表 居住誘導区域の人口【趨勢】

	面積 (ha)	人口(人)			人口密度(人/ha)		
		平成27年 (2015)	令和7年 (2025)	令和17年 (2035)	平成27年 (2015)	令和7年 (2025)	令和17年 (2035)
都心居住区域	383	29,244	28,237	26,138	76.4	73.7	68.2
公共交通沿線居住区域	1,807	93,078	90,747	87,779	51.5	50.2	48.6
居住環境形成区域	88	2,140	1,964	1,632	24.3	22.3	18.5
居住誘導区域計	2,278	124,462	120,948	115,549	54.6	53.1	50.7
下段：市街化区域に占める割合	44%	47%	47%	48%			
一般居住区域	2,606	133,787	130,325	123,057	51.3	50.0	47.2
その他の市街化区域(※)	346	4,382	4,158	3,790	12.7	12.0	11.0
市街化区域	5,230	262,631	255,431	242,396	50.2	48.8	46.3
市街化調整区域	39,340	34,363	31,143	25,920	0.9	0.8	0.7
都市計画区域	44,570	296,994	286,574	268,316	—	—	—
都市計画区域外	637	524	392	—	—	—	—
行政区域	297,631	287,098	268,708	—	—	—	—

居住誘導区域の人口を維持

表 居住誘導区域の人口【目標】

	面積 (ha)	人口(人)			人口密度(人/ha)		
		平成27年 (2015)	令和7年 (2025)	令和17年 (2035)	平成27年 (2015)	令和7年 (2025)	令和17年 (2035)
都心居住区域	383	29,244	28,740	27,691	76.4	75.0	72.3
公共交通沿線居住区域	1,807	93,078	91,912	90,428	51.5	50.9	50.0
居住環境形成区域	88	2,140	2,052	1,886	24.3	23.3	21.4
居住誘導区域計	2,278	124,462	122,705	120,005	54.6	53.9	52.7
下段：市街化区域に占める割合	44%	47%	48%	50%			
一般居住区域	2,606	133,787	128,568	118,601	51.3	49.3	45.5
その他の市街化区域(※)	346	4,382	4,158	3,790	12.7	12.0	11.0
市街化区域	5,230	262,631	255,431	242,396	50.2	48.8	46.3
市街化調整区域	39,340	34,363	31,143	25,920	0.9	0.8	0.7
都市計画区域	44,570	296,994	286,574	268,316	—	—	—
都市計画区域外	637	524	392	—	—	—	—
行政区域	297,631	287,098	268,708	—	—	—	—

※その他の市街化区域
土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害危険箇所、特別用途地区・地区計画のうち住宅の建築が制限されている区域、みたけ地区を除く工業地域、県営総合運動公園。

第9章 目標と期待される効果

「コンパクト・プラス・ネットワーク」の都市構造の実現を目指して、実施する各種施策の進捗やその効果等を把握し、より効果的に計画を運用していくために、平成27年（2015年）を基準として、概ね10年後の令和7年（2025年）、及び20年後の令和17年（2035年）を目標年次と定め、「定量的な目標値」及び「期待される定量的な効果」をそれぞれ設定します。

1. 定量的な目標値

（1）居住誘導区域の人口密度

居住誘導区域の人口は124,462人で、市街化区域の人口の約47%を占め、人口密度は55人/haとなっています。令和17年（2035年）には、全ての地域で人口が減少すると予想されます。このため、立地適正化計画としては、居住誘導区域の人口密度維持への取り組みを推進することにより、居住誘導区域の人口減少を国立社会保障・人口問題研究所が想定する減少数の半分程度に抑えることを目指します。

	平成27年 (2015年)	令和7年 (2025年)	令和17年 (2035年)
目標① 居住誘導区域の人口密度	54.6人/ha	53.9人/ha	52.7人/ha

表 居住誘導区域の人口【趨勢】

	面積 (ha)	人口(人)			人口密度(人/ha)		
		平成27年 (2015)	令和7年 (2025)	令和17年 (2035)	平成27年 (2015)	令和7年 (2025)	令和17年 (2035)
都心居住区域	383	29,244	28,237	26,138	76.4	73.7	68.2
公共交通沿線居住区域	1,807	93,078	90,747	87,779	51.5	50.2	48.6
居住環境形成区域	88	2,140	1,964	1,632	24.3	22.3	18.5
居住誘導区域計	2,278	124,462	120,948	115,549	54.6	53.1	50.7
下段：市街化区域に占める割合	44%	47%	47%	48%			
一般居住区域	2,606	133,787	130,325	123,057	51.3	50.0	47.2
その他の市街化区域(※)	346	4,382	4,158	3,790	12.7	12.0	11.0
市街化区域	5,230	262,631	255,431	242,396	50.2	48.8	46.3
市街化調整区域	39,340	34,363	31,143	25,920	0.9	0.8	0.7
都市計画区域	44,570	296,994	286,574	268,316	—	—	—
都市計画区域外	637	524	392	—	—	—	—
行政区域	297,631	287,098	268,708	—	—	—	—

居住誘導区域の人口を維持

表 居住誘導区域の人口【目標】

	面積 (ha)	人口(人)			人口密度(人/ha)		
		平成27年 (2015)	令和7年 (2025)	令和17年 (2035)	平成27年 (2015)	令和7年 (2025)	令和17年 (2035)
都心居住区域	383	29,244	28,740	27,691	76.4	75.0	72.3
公共交通沿線居住区域	1,807	93,078	91,912	90,428	51.5	50.9	50.0
居住環境形成区域	88	2,140	2,052	1,886	24.3	23.3	21.4
居住誘導区域計	2,278	124,462	122,705	120,005	54.6	53.9	52.7
下段：市街化区域に占める割合	44%	47%	48%	50%			
一般居住区域	2,606	133,787	128,568	118,601	51.3	49.3	45.5
その他の市街化区域(※)	346	4,382	4,158	3,790	12.7	12.0	11.0
市街化区域	5,230	262,631	255,431	242,396	50.2	48.8	46.3
市街化調整区域	39,340	34,363	31,143	25,920	0.9	0.8	0.7
都市計画区域	44,570	296,994	286,574	268,316	—	—	—
都市計画区域外	637	524	392	—	—	—	—
行政区域	297,631	287,098	268,708	—	—	—	—

※その他の市街化区域
土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害危険箇所、特別用途地区・地区計画のうち住宅の建築が制限されている区域、みたけ地区を除く工業地域、県営総合運動公園。

注釈の追加。

新 盛岡市立地適正化計画（変更素案） P139～P141	旧	備考
<p>(2) ～ (5)</p> <p>～ 略（変更なし）～</p> <p>2. 期待される定量的な効果</p> <p>～ 略（変更なし）～</p>	<p>(2) ～ (5)</p> <p>～ 略（変更なし）～</p> <p>2. 期待される定量的な効果</p> <p>～ 略（変更なし）～</p>	

第10章 施策の達成状況に関する評価方法

～ 略（変更なし）～

参 考

1. 盛岡市立地適正化計画検討協議会

会議名称	開催日
第1回検討協議会	平成30年8月30日
第2回検討協議会	平成31年1月9日
第3回検討協議会	平成31年4月24日
第4回検討協議会	令和元年8月2日
第5回検討協議会	令和3年2月2日
第6回検討協議会	令和4年3月24日
第7回検討協議会	令和4年11月8日
第8回検討協議会	令和5年1月31日
第9回検討協議会	令和6年1月29日
第10回検討協議会	令和7年2月4日

2. 庁内検討会

会議名称	開催日
第1回連絡調整担当者会議	平成29年10月31日
第1回策定検討会議	平成29年11月10日
第2回連絡調整担当者会議	平成29年12月22日
第2回策定検討会議	平成30年1月19日
第3回連絡調整担当者会議	平成30年2月23日
第3回策定検討会議	平成30年3月27日
第4回連絡調整担当者会議	平成30年7月6日
第4回策定検討会議	平成30年7月13日
第1回分科ワーキンググループ会議	平成30年9月13日
第5回連絡調整担当者会議	平成30年10月12日
第5回策定検討会議	平成30年10月18日
第1回防災指針庁内検討会	令和4年1月20日
第2回防災指針庁内検討会	令和4年3月9日
盛岡市立地適正化計画評価検証に係る関係課長会議	令和7年1月9日

第10章 施策の達成状況に関する評価方法

～ 略（変更なし）～

参 考

1. 盛岡市立地適正化計画検討協議会

会議名称	開催日
第1回検討協議会	平成30年8月30日
第2回検討協議会	平成31年1月9日
第3回検討協議会	平成31年4月24日
第4回検討協議会	令和元年8月2日
第5回検討協議会	令和3年2月2日
第6回検討協議会	令和4年3月24日
第7回検討協議会	令和4年11月8日
第8回検討協議会	令和5年1月31日

2. 庁内検討会

会議名称	開催日
第1回連絡調整担当者会議	平成29年10月31日
第1回策定検討会議	平成29年11月10日
第2回連絡調整担当者会議	平成29年12月22日
第2回策定検討会議	平成30年1月19日
第3回連絡調整担当者会議	平成30年2月23日
第3回策定検討会議	平成30年3月27日
第4回連絡調整担当者会議	平成30年7月6日
第4回策定検討会議	平成30年7月13日
第1回分科ワーキンググループ会議	平成30年9月13日
第5回連絡調整担当者会議	平成30年10月12日
第5回策定検討会議	平成30年10月18日
第1回防災指針庁内検討会	令和4年1月20日
第2回防災指針庁内検討会	令和4年3月9日

開催した会議の追加。

開催した会議の追加。

新 盛岡市立地適正化計画（変更素案） P146～P147	旧	備考																																		
<p>3. 関係機関協議</p> <table border="1" data-bbox="246 283 1157 703"> <thead> <tr> <th>会議名称</th> <th>開催日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東北地方整備局協議</td> <td>平成30年7月30日</td> </tr> <tr> <td>国土交通省キャラバンコンサルティング</td> <td>平成30年9月27日</td> </tr> <tr> <td>東北地方整備局協議</td> <td>平成30年12月20日</td> </tr> <tr> <td>東北地方整備局協議</td> <td>令和元年5月24日</td> </tr> <tr> <td>国土交通省コンサルティング</td> <td>令和元年7月22日</td> </tr> <tr> <td>令和4年度 立地適正化計画・都市再生整備計画地方説明会（国土交通省個別相談会）</td> <td>令和4年6月14日</td> </tr> <tr> <td>東北地方整備局協議（防災指針打合せ）</td> <td>令和4年10月3日</td> </tr> <tr> <td>東北地方整備局協議（評価検証打合せ）</td> <td>令和6年12月19日</td> </tr> </tbody> </table> <p>4. 説明会</p> <p style="text-align: center;">～ 略（変更なし）～</p> <p>5. パブリックコメント</p> <p style="text-align: center;">～ 略（変更なし）～</p> <p>【出典等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 電子地形図 25,000（国土地理院）を加工して作成 <p>該当頁：8、11、12、13、15、16、17、19、20、21、22、23、24、25、26、27、28、29、30、31、32、33、34、35、36、37、38、46、48、49、50、52、53、54、55、60、61、63、64、65、66、89、95、97、98、100、102、103、106、107、108、109、110 101、102、105、106、107、108、109、110</p>	会議名称	開催日	東北地方整備局協議	平成30年7月30日	国土交通省キャラバンコンサルティング	平成30年9月27日	東北地方整備局協議	平成30年12月20日	東北地方整備局協議	令和元年5月24日	国土交通省コンサルティング	令和元年7月22日	令和4年度 立地適正化計画・都市再生整備計画地方説明会（国土交通省個別相談会）	令和4年6月14日	東北地方整備局協議（防災指針打合せ）	令和4年10月3日	東北地方整備局協議（評価検証打合せ）	令和6年12月19日	<p>3. 関係機関協議</p> <table border="1" data-bbox="1412 275 2332 651"> <thead> <tr> <th>会議名称</th> <th>開催日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東北地方整備局協議</td> <td>平成30年7月30日</td> </tr> <tr> <td>国土交通省キャラバンコンサルティング</td> <td>平成30年9月27日</td> </tr> <tr> <td>東北地方整備局協議</td> <td>平成30年12月20日</td> </tr> <tr> <td>東北地方整備局協議</td> <td>令和元年5月24日</td> </tr> <tr> <td>国土交通省コンサルティング</td> <td>令和元年7月22日</td> </tr> <tr> <td>令和4年度 立地適正化計画・都市再生整備計画地方説明会（国土交通省個別相談会）</td> <td>令和4年6月14日</td> </tr> <tr> <td>東北地方整備局協議（防災指針打合せ）</td> <td>令和4年10月3日</td> </tr> </tbody> </table> <p>4. 説明会</p> <p style="text-align: center;">～ 略（変更なし）～</p> <p>5. パブリックコメント</p> <p style="text-align: center;">～ 略（変更なし）～</p> <p>【出典等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 電子地形図 25,000（国土地理院）を加工して作成 <p>該当頁：8、11、12、13、15、16、17、19、20、21、22、23、24、25、26、27、28、29、30、31、32、33、34、35、36、37、38、46、48、49、50、52、53、54、55、60、61、63、64、65、66、89、95、97、98、100、102、103、106、107、108、109、110</p>	会議名称	開催日	東北地方整備局協議	平成30年7月30日	国土交通省キャラバンコンサルティング	平成30年9月27日	東北地方整備局協議	平成30年12月20日	東北地方整備局協議	令和元年5月24日	国土交通省コンサルティング	令和元年7月22日	令和4年度 立地適正化計画・都市再生整備計画地方説明会（国土交通省個別相談会）	令和4年6月14日	東北地方整備局協議（防災指針打合せ）	令和4年10月3日	<p>開催した会議の追加。</p> <p>100頁の削除に伴う更新。</p>
会議名称	開催日																																			
東北地方整備局協議	平成30年7月30日																																			
国土交通省キャラバンコンサルティング	平成30年9月27日																																			
東北地方整備局協議	平成30年12月20日																																			
東北地方整備局協議	令和元年5月24日																																			
国土交通省コンサルティング	令和元年7月22日																																			
令和4年度 立地適正化計画・都市再生整備計画地方説明会（国土交通省個別相談会）	令和4年6月14日																																			
東北地方整備局協議（防災指針打合せ）	令和4年10月3日																																			
東北地方整備局協議（評価検証打合せ）	令和6年12月19日																																			
会議名称	開催日																																			
東北地方整備局協議	平成30年7月30日																																			
国土交通省キャラバンコンサルティング	平成30年9月27日																																			
東北地方整備局協議	平成30年12月20日																																			
東北地方整備局協議	令和元年5月24日																																			
国土交通省コンサルティング	令和元年7月22日																																			
令和4年度 立地適正化計画・都市再生整備計画地方説明会（国土交通省個別相談会）	令和4年6月14日																																			
東北地方整備局協議（防災指針打合せ）	令和4年10月3日																																			

変更の経緯

盛岡市立地適正化計画 変更箇所一覧（第1回変更）

第1回変更 (令和3年3月) 該当ページ番号	該当箇所	変更内容
P118~119	第8章 誘導施策 1. 都市機能誘導区域に誘導施設を維持・誘導するための施策 ①公共交通でアクセスしやすいにぎわい拠点の形成	『施策：商店街の賑わいや魅力を楽しむ中心市街地の形成』に『中ノ橋通一丁目地区第一種市街地再開発事業』を記載（事業名、事業概要、出典）。
P119~120	第8章 誘導施策 1. 都市機能誘導区域に誘導施設を維持・誘導するための施策 ②訪れやすい環境の整備	『施策：歩行者や自転車が安心して快適に移動できる環境形成』に『中ノ橋通一丁目地区第一種市街地再開発事業』を記載（事業名、事業概要、出典）。
P123	第8章 誘導施策 2. 居住誘導区域における人口密度の維持を図るための施策 ①安心して利便性の高い住まいの供給	『施策：まちなか居住の推進』に『中ノ橋通一丁目地区第一種市街地再開発事業』を記載（事業名、事業概要、出典）。
P125	第8章 誘導施策 2. 居住誘導区域における人口密度の維持を図るための施策 ⑤安心安全な市街地の形成	『施策：既成市街地の再整備』に『中ノ橋通一丁目地区第一種市街地再開発事業』を記載（事業名、事業概要、出典）。

盛岡市立地適正化計画 変更内容（第2回変更）

変更内容
令和2年6月に都市再生特別措置法が一部改正され、頻発化・激甚化する自然災害への対応として、災害に強いまちづくりと併せて都市のコンパクト化を進めるため、立地適正化計画の中に都市の防災に関する機能を確保するための「防災指針」を定めることが位置付けられた。 その対応として、令和2年3月に当初策定（令和3年3月、第1回変更）した「盛岡市立地適正化計画」に「防災指針編」を追加する変更を行ったものである。

盛岡市立地適正化計画 変更内容（第3回変更）

変更内容
当初策定から概ね5年が経過するため、都市再生特別措置法第84条第1項に基づく調査、分析及び評価を行い、計画変更の方向性を確認の上、評価結果のとりまとめを行ったことから、その結果を踏まえた変更を行うものである。

変更の経緯

盛岡市立地適正化計画 変更箇所一覧（第1回変更）

第1回変更 (令和3年3月) 該当ページ番号	該当箇所	変更内容
P118~119	第8章 誘導施策 1. 都市機能誘導区域に誘導施設を維持・誘導するための施策 ①公共交通でアクセスしやすいにぎわい拠点の形成	『施策：商店街の賑わいや魅力を楽しむ中心市街地の形成』に『中ノ橋通一丁目地区第一種市街地再開発事業』を記載（事業名、事業概要、出典）。
P119~120	第8章 誘導施策 1. 都市機能誘導区域に誘導施設を維持・誘導するための施策 ②訪れやすい環境の整備	『施策：歩行者や自転車が安心して快適に移動できる環境形成』に『中ノ橋通一丁目地区第一種市街地再開発事業』を記載（事業名、事業概要、出典）。
P123	第8章 誘導施策 2. 居住誘導区域における人口密度の維持を図るための施策 ①安心して利便性の高い住まいの供給	『施策：まちなか居住の推進』に『中ノ橋通一丁目地区第一種市街地再開発事業』を記載（事業名、事業概要、出典）。
P125	第8章 誘導施策 2. 居住誘導区域における人口密度の維持を図るための施策 ⑤安心安全な市街地の形成	『施策：既成市街地の再整備』に『中ノ橋通一丁目地区第一種市街地再開発事業』を記載（事業名、事業概要、出典）。

盛岡市立地適正化計画 変更内容（第2回変更）

変更内容
令和2年6月に都市再生特別措置法が一部改正され、頻発化・激甚化する自然災害への対応として、災害に強いまちづくりと併せて都市のコンパクト化を進めるため、立地適正化計画の中に都市の防災に関する機能を確保するための「防災指針」を定めることが位置付けられた。 その対応として、令和2年3月に当初策定（令和3年3月、第1回変更）した「盛岡市立地適正化計画」に「防災指針編」を追加する変更を行ったものである。

第3回変更内容の追記。

新	旧	備考
<div data-bbox="368 1014 1127 1545" style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>盛岡市立地適正化計画 (第3回変更) 令和〇年 〇月 発行</p> <p>盛岡市都市整備部都市計画課 〒020-8532 盛岡市津志田 14 地割 37 番地 2 盛岡市役所都南分庁舎</p> <p>電話 019-601-2718 (土地利用計画係直通) ファクス 019-637-1919 (都南分庁舎共通) E-mail toshikeikaku@city.morioka.iwate.jp URL https://www.city.morioka.iwate.jp/</p> </div>	<div data-bbox="1546 1005 2306 1537" style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>盛岡市立地適正化計画 (第2回変更) 令和5年 3月 発行</p> <p>盛岡市都市整備部都市計画課 〒020-8532 盛岡市津志田 14 地割 37 番地 2 盛岡市役所都南分庁舎</p> <p>電話 019-601-2718 (土地利用計画係直通) ファクス 019-637-1919 (都南分庁舎共通) E-mail toshikeikaku@city.morioka.iwate.jp URL https://www.city.morioka.iwate.jp/</p> </div>	

新	旧	備考
<div data-bbox="181 491 1279 747" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="584 928 881 995" data-label="Section-Header"> <p>防災指針編</p> </div> <div data-bbox="658 1199 804 1341" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="445 1383 1012 1598" data-label="Text"> <p>令和5(2023)年3月 (令和〇年〇月 第1回変更) 盛岡市</p> </div>	<div data-bbox="1359 491 2457 747" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="1760 928 2056 995" data-label="Section-Header"> <p>防災指針編</p> </div> <div data-bbox="1834 1199 1979 1341" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="1706 1383 2101 1530" data-label="Text"> <p>令和5(2023)年3月 盛岡市</p> </div>	

新 盛岡市立地適正化計画 防災指針編(変更素案) P1~P67	旧	備考
<p style="text-align: center;">目 次</p>	<p style="text-align: center;">目 次</p>	
<p style="text-align: center;">～ 略(変更なし)～</p>	<p style="text-align: center;">～ 略(変更なし)～</p>	
<p>第1章 盛岡市立地適正化計画防災指針の概要</p> <p style="text-align: center;">～ 略(変更なし)～</p>	<p>第1章 盛岡市立地適正化計画防災指針の概要</p> <p style="text-align: center;">～ 略(変更なし)～</p>	
<p>第2章 災害リスク等の分析及び課題整理</p>	<p>第2章 災害リスク等の分析及び課題整理</p>	
<p>(1) 災害ハザード情報等の収集・整理</p> <p style="text-align: center;">～ 略(変更なし)～</p>	<p>(1) 災害ハザード情報等の収集・整理</p> <p style="text-align: center;">～ 略(変更なし)～</p>	
<p>(2) マクロ分析</p>	<p>(2) マクロ分析</p>	
<p>⑥土砂災害(特別)警戒区域 土砂災害危険箇所</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>・居住誘導区域内においては、土砂災害(特別)警戒区域はみられません。</p> </div>	<p>⑥土砂災害(特別)警戒区域 土砂災害危険箇所</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>・居住誘導区域内においては、土砂災害(特別)警戒区域はみられません。</p> </div>	<p>「土砂災害危険箇所」の削除。</p>
<p style="text-align: center;">～ 略(変更なし)～</p>	<p style="text-align: center;">～ 略(変更なし)～</p>	
<p>第3章 防災指針の取組方針</p> <p style="text-align: center;">～ 略(変更なし)～</p>	<p>第3章 防災指針の取組方針</p> <p style="text-align: center;">～ 略(変更なし)～</p>	
<p>第4章 防災まちづくりに向けた対策</p>	<p>第4章 防災まちづくりに向けた対策</p>	
<p>(1) 防災まちづくりに向けた居住誘導区域における市域での対策</p> <p style="text-align: center;">～ 略(変更なし)～</p>	<p>(1) 防災まちづくりに向けた居住誘導区域における市域での対策</p> <p style="text-align: center;">～ 略(変更なし)～</p>	

（２）防災まちづくりに向けた居住誘導区域における各地区別の対策

（２）防災まちづくりに向けた居住誘導区域における各地区別の対策

① 玉山地区

① 玉山地区

◎対策（居住誘導区域を対象） ～ （略）変更なし ～

◎対策（居住誘導区域を対象） ～ （略）変更なし ～

◎実施時期の目標（居住誘導区域を対象）

◎実施時期の目標（居住誘導区域を対象）

方針	種別	対策内容	事業主体	実施時期の目標		
				短期 (5年間) (～R7)	中期 (10年間) (R8～R12)	長期 (20年間) (R13～)
リスク回避	土地利用 (洪水) 【L2】	居住誘導区域の見直し 【完了 (R5.3)】	市	本改訂と あわせて 実施		
		・家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食、氾濫流)を居住誘導区域に設定しないこととします。				
リスク低減	ハード (洪水) 【L1】 【L2】	北上川河川改修の推進	県	→		
		・河川の改修、護岸整備、河道掘削について、県へ要望します。				
		松川河川改修の推進	県	→		
		・河川の改修、護岸整備、河道掘削について、県へ要望します。				
	要配慮者施設への止水板の設置対策の検討	市	→			
	・浸水深3.0m未満の区域における要配慮者施設への止水板の設置対策の検討を行い、建築物の浸水防止を図り、人的被害の回避に取組み、居住誘導します。					
	ソフト (洪水) 【L1】 【L2】	避難訓練の実施	国・ 県・市	→		
		・あらゆる関係者間での避難訓練の実施により、避難経路や避難場所を確認し、災害に備えます。				
		マイタイムラインの作成	市	→		
	・要配慮者等の安全確保を図る体制づくりとして、個別避難計画を作成し避難経路や避難場所を確認し、災害に備えます。					
(融雪型 火山泥 流)	3D都市モデル事業の推進 【完了 (R4～6)】	市	→			
	・災害リスクの可視化を行い、災害リスクの高い場所を周知し、避難行動を促します。					
ソフト (全ての 災害)	災害リスクエリアにおける防災指針の周知	市	→			
・災害リスクの高い地域の居住者を対象に防災指針の内容を周知し、これを継続して行い、防災意識の向上を図り、避難行動を促します。						

→ 実施 - - - 検討

方針	種別	対策内容	事業主体	実施時期の目標		
				短期 (5年)	中期 (10年)	長期 (20年)
リスク回避	土地利用 (洪水) 【L2】	居住誘導区域の見直し	市	防災指針編 の策定に あわせて実 施		
		・家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食、氾濫流)を居住誘導区域に設定しないこととします。				
リスク低減	ハード (洪水) 【L1】 【L2】	北上川河川改修の推進	県	→		
		・河川の改修、護岸整備、河道掘削について、県へ要望します。				
		松川河川改修の推進	県	→		
		・河川の改修、護岸整備、河道掘削について、県へ要望します。				
	要配慮者施設への止水板の設置対策の検討	市	→			
	・浸水深3.0m未満の区域における要配慮者施設への止水板の設置対策の検討を行い、建築物の浸水防止を図り、人的被害の回避に取組み、居住誘導します。					
	ソフト (洪水) 【L1】 【L2】	避難訓練の実施	国・ 県・市	→		
		・あらゆる関係者間での避難訓練の実施により、避難経路や避難場所を確認し、災害に備えます。				
		マイタイムラインの作成	市	→		
	・要配慮者等の安全確保を図る体制づくりとして、個別避難計画を作成し避難経路や避難場所を確認し、災害に備えます。					
(融雪型 火山泥 流)	3D都市モデル事業の推進	市	→			
	・災害リスクの可視化を行い、災害リスクの高い場所を周知し、避難行動を促します。					
ソフト (全ての 災害)	災害リスクエリアにおける防災指針の周知	市	→			
・災害リスクの高い地域の居住者を対象に防災指針の内容を周知し、これを継続して行い、防災意識の向上を図り、避難行動を促します。						

→ 実施 - - - 検討

事業完了年の追記。

事業完了年の追記。

② 西地区

◎対策（居住誘導区域を対象） ～ （略）変更なし ～

◎実施時期の目標（居住誘導区域を対象）

方針	種別	対策内容	事業主体	実施時期の目標		
				短期 (5年間) (～R7)	中期 (10年間) (R8～R12)	長期 (20年間) (R13～)
リスク回避	土地利用 (洪水) 【L2】	居住誘導区域、都市機能誘導区域の見直し 【完了 (R5.3)】	市	本改訂とあわせて実施		
		<ul style="list-style-type: none"> ・家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食、氾濫流)を居住誘導区域に設定しないこととします。(中心市街地を除く) ・河岸侵食エリアを都市機能誘導区域に設定しないこととします。 				
リスク低減	ハード (洪水) 【L1】 【L2】	北上川河川改修の推進	国	---	---	→
		<ul style="list-style-type: none"> ・夕顔瀬地区の堤防整備について、国へ要望します。 				
		木賊川河川改修の推進	県	---	---	→
		<ul style="list-style-type: none"> ・河川の改修、護岸整備等(遊水地含む)について、県へ要望します。 				
		要配慮者施設への止水板の設置対策の検討				
	<ul style="list-style-type: none"> ・浸水深3.0m未満の区域における要配慮者施設への止水板の設置対策の検討を行い、建築物の浸水防止を図り、人的被害の回避に取組み、居住誘導します。 	市	---	---	→	
	広域避難道路の整備					
	<ul style="list-style-type: none"> ・滝沢市との広域避難を促進するため(都)厨川元村線の整備に着手します。 	市	---	---	→	
	公共交通軸(青山)の4車線化整備					
	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時でも緊急指定道路としての機能を果たし、公共交通機関を確保するため、(都)上堂鶴飼線、向中野安倍館線の事業化について、県へ要望します。 					県
公共交通軸(盛南)の4車線化整備						
<ul style="list-style-type: none"> ・災害時でも公共交通機関を確保するため、(都)盛岡駅本宮線(杜の大橋)の整備促進について、県へ要望します。 	県	---	---	→		

→ 実施 - - - 検討

② 西地区

◎対策（居住誘導区域を対象） ～ （略）変更なし ～

◎実施時期の目標（居住誘導区域を対象）

方針	種別	対策内容	事業主体	実施時期の目標		
				短期 (5年)	中期 (10年)	長期 (20年)
リスク回避	土地利用 (洪水) 【L2】	居住誘導区域、都市機能誘導区域の見直し	市	防災指針編の策定にあわせて実施		
		<ul style="list-style-type: none"> ・家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食、氾濫流)を居住誘導区域に設定しないこととします。(中心市街地を除く) ・河岸侵食エリアを都市機能誘導区域に設定しないこととします。 				
リスク低減	ハード (洪水) 【L1】 【L2】	北上川河川改修の推進	国	---	---	→
		<ul style="list-style-type: none"> ・夕顔瀬地区の堤防整備について、国へ要望します。 				
		木賊川河川改修の推進	県	---	---	→
		<ul style="list-style-type: none"> ・河川の改修、護岸整備等について、県へ要望します。 				
		要配慮者施設への止水板の設置対策の検討				
	<ul style="list-style-type: none"> ・浸水深3.0m未満の区域における要配慮者施設への止水板の設置対策の検討を行い、建築物の浸水防止を図り、人的被害の回避に取組み、居住誘導します。 	市	---	---	→	
	広域避難道路の整備					
	<ul style="list-style-type: none"> ・滝沢市との広域避難を促進するため(都)厨川元村線の整備に着手します。 	市	---	---	→	
	公共交通軸(青山)の4車線化整備					
	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時でも緊急指定道路としての機能を果たし、公共交通機関を確保するため、(都)上堂鶴飼線、向中野安倍館線の事業化について、県へ要望します。 					県
公共交通軸(盛南)の4車線化整備						
<ul style="list-style-type: none"> ・災害時でも公共交通機関を確保するため、(都)盛岡駅本宮線(杜の大橋)の整備促進について、県へ要望します。 	県	---	---	→		

→ 実施 - - - 検討

事業完了年の追記。

方針	種別	対策内容	事業主体	実施時期の目標		
				短期 (5年間) (~R7)	中期 (10年間) (R8~R12)	長期 (20年間) (R13~)
リスク低減	ソフト (洪水) 【L1】 【L2】 (融雪型 火山泥 流)	避難訓練の実施 ・あらゆる関係者間での避難訓練の実施により、避難経路や避難場所を確認し、災害に備えます。	国・ 県・市	→		
		マイタイムラインの作成 ・要配慮者等の安全確保を図る体制づくりとして、個別避難計画を作成し避難経路や避難場所を確認し、災害に備えます。	市	→		
		3D都市モデル事業の推進 【完了 (R4~6)】 ・災害リスクの可視化を行い、災害リスクの高い場所を周知し、避難行動を促します。	市	→		
		民間ビルとの避難協定の推進 ・中心市街地における民間の高層ビルとの避難協定を増やし、災害時において垂直避難を容易にできる体制を整え、人的被害を回避します。	市	→		
	ソフト (全ての 災害)	災害リスクエリアにおける防災指針の周知 ・災害リスクの高い地域の居住者を対象に防災指針の内容を周知し、これを継続して行い、防災意識の向上を図り、避難行動を促します。	市	→		

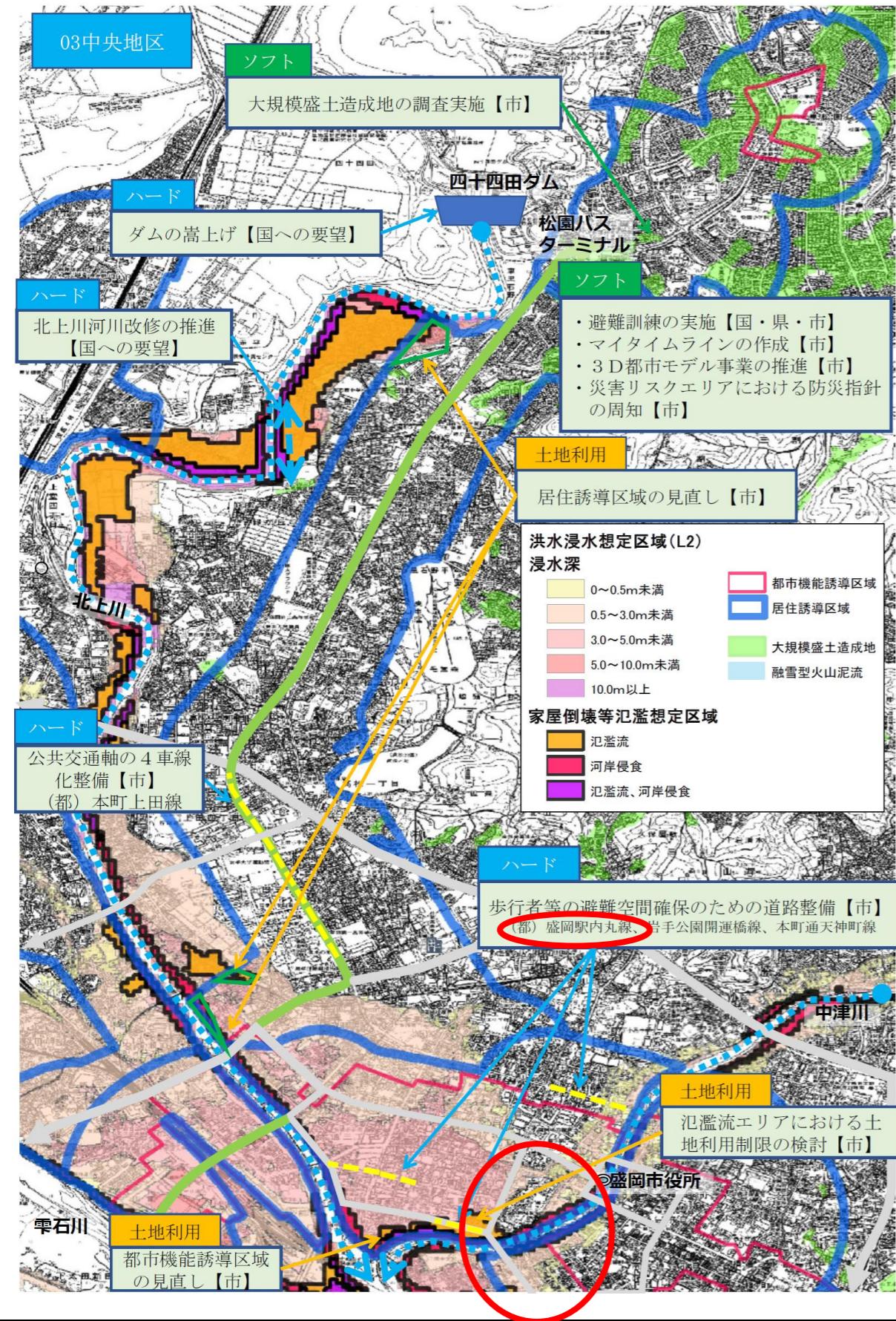
→ 実施 - - -> 検討

方針	種別	対策内容	事業主体	実施時期の目標		
				短期 (5年)	中期 (10年)	長期 (20年)
リスク低減	ソフト (洪水) 【L1】 【L2】 (融雪型 火山泥 流)	避難訓練の実施 ・あらゆる関係者間での避難訓練の実施により、避難経路や避難場所を確認し、災害に備えます。	国・ 県・市	→		
		マイタイムラインの作成 ・要配慮者等の安全確保を図る体制づくりとして、個別避難計画を作成し避難経路や避難場所を確認し、災害に備えます。	市	→		
		3D都市モデル事業の推進 ・災害リスクの可視化を行い、災害リスクの高い場所を周知し、避難行動を促します。	市	→		
		民間ビルとの避難協定の推進 ・中心市街地における民間の高層ビルとの避難協定を増やし、災害時において垂直避難を容易にできる体制を整え、人的被害を回避します。	市	- - -> →		
	ソフト (全ての 災害)	災害リスクエリアにおける防災指針の周知 ・災害リスクの高い地域の居住者を対象に防災指針の内容を周知し、これを継続して行い、防災意識の向上を図り、避難行動を促します。	市	→		

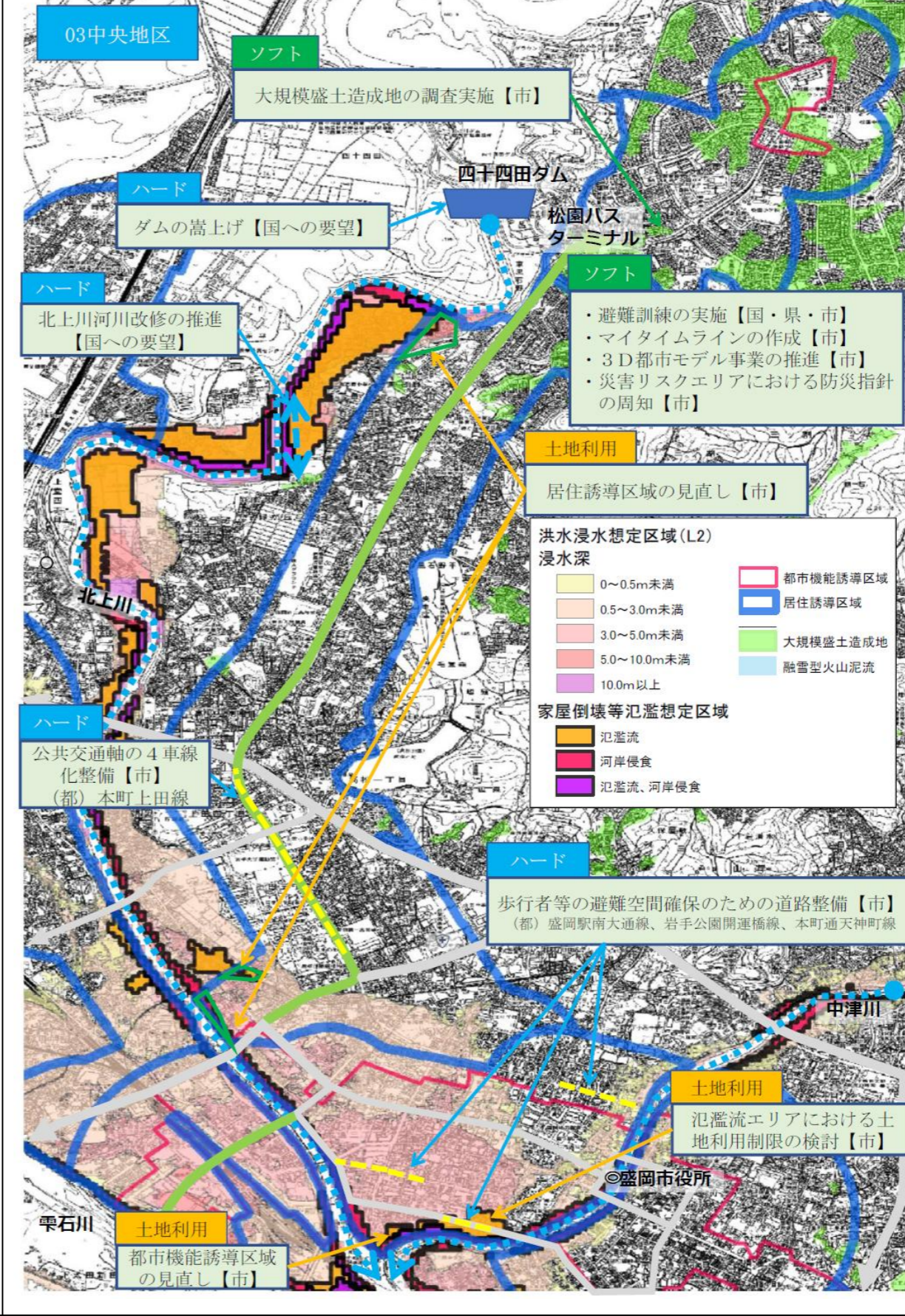
→ 実施 - - -> 検討

事業完了年の追記。

③ 中央地区
◎対策(居住誘導区域を対象)



③ 中央地区
◎対策(居住誘導区域を対象)



都市計画道路の名称変更に伴う更新。
「もりおか交通戦略(第二期)計画書」の都心環状道路の改定に伴う更新。

◎実施時期の目標（居住誘導区域を対象）

方針	種別	対策内容	事業主体	実施時期の目標		
				短期 (5年間) (~R7)	中期 (10年間) (R8~ R12)	長期 (20年間) (R13~)
リスク回避	土地利用 (洪水) 【L2】	居住誘導区域、都市機能誘導区域の見直し 【完了 (R5.3)】	市	本改訂とあわせて実施		
		・家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食、氾濫流)を居住誘導区域に設定しないこととします。(中心市街地を除く) ・河岸侵食エリアを都市機能誘導区域に設定しないこととします。				
		土地利用制限の検討	市			
		・氾濫流エリアにおける地区計画の策定、用途地域の変更等の土地利用制限について検討し、建築物等の強靱化を図ることにより人的被害の回避に取組み、居住誘導します。			→	→
リスク低減	ハード (洪水) 【L1】 【L2】	四十四田ダムの嵩上げ	国			
		・四十四田ダムの嵩上げ及び関連する御所ダムの操作方法の変更により治水機能の増強を図ることについて、国へ要望します。		→	→	
		北上川河川改修の推進	国	→	→	
	ハード (全ての災害)	要配慮者施設への止水板の設置対策の検討	市			
		・浸水深3.0m未満の区域における要配慮者施設への止水板の設置対策の検討を行い、建築物の浸水防止を図り、人的被害の回避に取組み、居住誘導します。		→	→	
		歩行者等の避難空間確保のための道路整備	市	→	→	
ハード (全ての災害)	公共交通軸（松園）の4車線化整備	市				
	・災害時でも緊急指定道路としての機能を果たし、公共交通機関を確保するため、(都)本町上田線の事業化を検討します。		→	→		

→ 実施 - - - 検討

◎実施時期の目標（居住誘導区域を対象）

方針	種別	対策内容	事業主体	実施時期の目標		
				短期 (5年)	中期 (10年)	長期 (20年)
リスク回避	土地利用 (洪水) 【L2】	居住誘導区域、都市機能誘導区域の見直し	市	防災指針編の策定にあわせて実施		
		・家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食、氾濫流)を居住誘導区域に設定しないこととします。(中心市街地を除く) ・河岸侵食エリアを都市機能誘導区域に設定しないこととします。				
リスク低減	ハード (洪水) 【L1】 【L2】	土地利用制限の検討	市			
		・氾濫流エリアにおける地区計画の策定、用途地域の変更等の土地利用制限について検討し、建築物等の強靱化を図ることにより人的被害の回避に取組み、居住誘導します。		→	→	
		四十四田ダムの嵩上げ	国	→	→	
	ハード (全ての災害)	北上川河川改修の推進	国	→	→	
		要配慮者施設への止水板の設置対策の検討	市			
		・浸水深3.0m未満の区域における要配慮者施設への止水板の設置対策の検討を行い、建築物の浸水防止を図り、人的被害の回避に取組み、居住誘導します。		→	→	
ハード (全ての災害)	歩行者等の避難空間確保のための道路整備	市				
	・避難計画が効果的に発揮されるように、徒歩での避難がしやすい避難空間の確保のため、(都)盛岡駅南大通線、岩手公園開運橋線、本町通天神町線の整備に着手します。		→	→		
ハード (全ての災害)	公共交通軸（松園）の4車線化整備	市				
	・災害時でも緊急指定道路としての機能を果たし、公共交通機関を確保するため、(都)本町上田線の事業化を検討します。		→	→		

→ 実施 - - - 検討

事業完了年の追記。

都市計画道路名称変更に伴う更新。

方針	種別	対策内容	事業主体	実施時期の目標		
				短期 (5年間) (~R7)	中期 (10年間) (R8~R12)	長期 (20年間) (R13~)
リスク低減	ソフト (洪水) 【L1】 【L2】	避難訓練の実施 ・あらゆる関係者間での避難訓練の実施により、避難経路や避難場所を確認し、災害に備えます。	国・県・市	→		
		マイタイムラインの作成 ・要配慮者等の安全確保を図る体制づくりとして、個別避難計画を作成し避難経路や避難場所を確認し、災害に備えます。	市	→		
		3D都市モデル事業の推進 【完了 (R4~6)】 ・災害リスクの可視化を行い、災害リスクの高い場所を周知し、避難行動を促します。	市	→		
	民間ビルとの避難協定の推進 ・中心市街地における民間の高層ビルとの避難協定を増やし、災害時において垂直避難を容易にできる体制を整え、人的被害を回避します。	市	→			
	大規模盛土造成地の調査実施 ・宅地耐震化推進事業による大規模盛土造成地を対象とした第二次スクリーニング調査を実施し、活動崩落の安全性を確認します（居住誘導区域内14箇所）。	市	→			
	災害リスクエリアにおける防災指針の周知 ・災害リスクの高い地域の居住者を対象に防災指針の内容を周知し、これを継続して行い、防災意識の向上を図り、避難行動を促します。	市	→			
	ソフト (その他)					

→ 実施 - - - → 検討

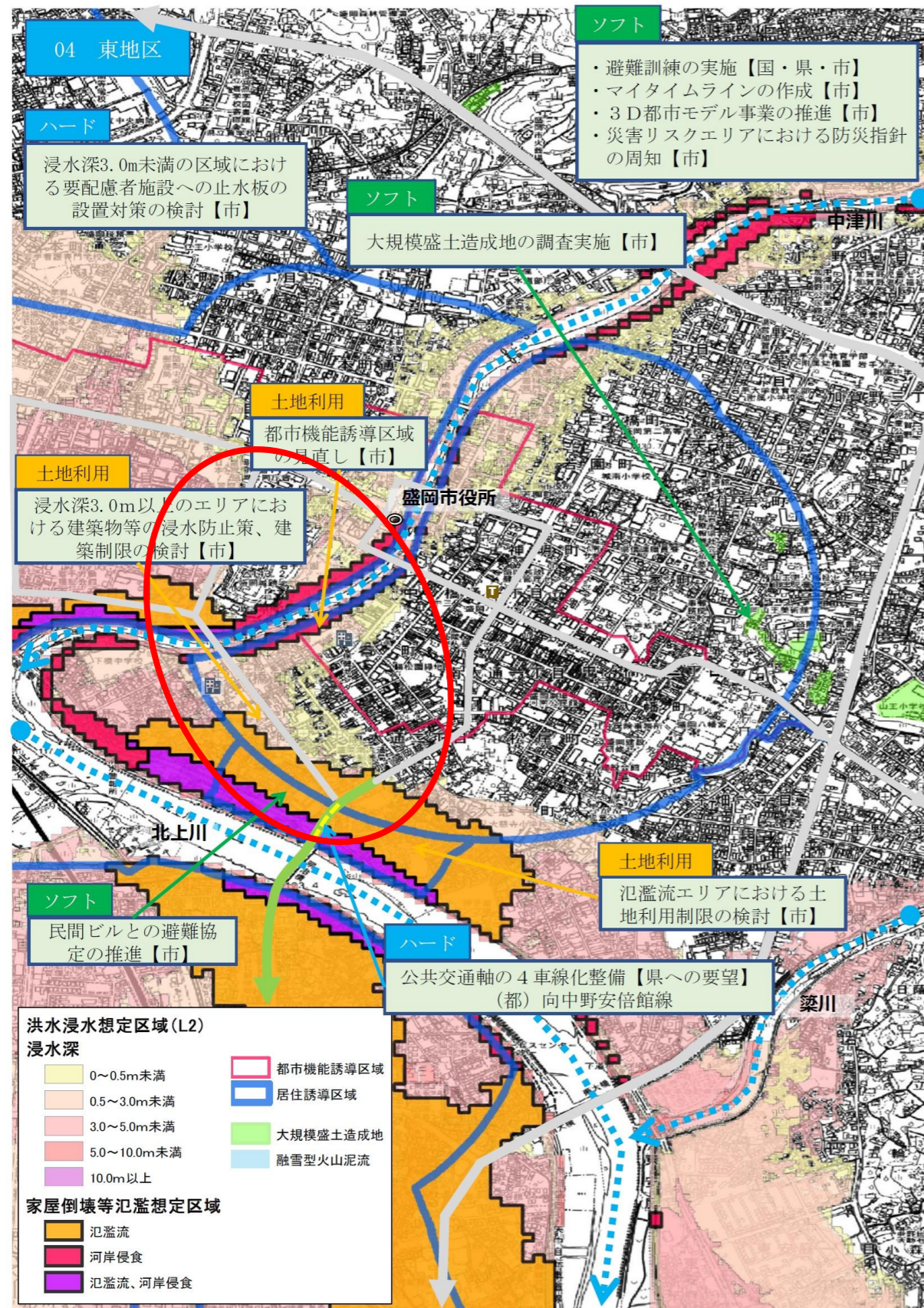
方針	種別	対策内容	事業主体	実施時期の目標		
				短期 (5年)	中期 (10年)	長期 (20年)
リスク低減	ソフト (洪水) 【L1】 【L2】	避難訓練の実施 ・あらゆる関係者間での避難訓練の実施により、避難経路や避難場所を確認し、災害に備えます。	国・県・市	→		
		マイタイムラインの作成 ・要配慮者等の安全確保を図る体制づくりとして、個別避難計画を作成し避難経路や避難場所を確認し、災害に備えます。	市	→		
		3D都市モデル事業の推進 ・災害リスクの可視化を行い、災害リスクの高い場所を周知し、避難行動を促します。	市	→		
	民間ビルとの避難協定の推進 ・中心市街地における民間の高層ビルとの避難協定を増やし、災害時において垂直避難を容易にできる体制を整え、人的被害を回避します。	市	→			
	大規模盛土造成地の調査実施 ・宅地耐震化推進事業による大規模盛土造成地を対象とした第二次スクリーニング調査を実施し、活動崩落の安全性を確認します（居住誘導区域内14箇所）。	市	→			
	災害リスクエリアにおける防災指針の周知 ・災害リスクの高い地域の居住者を対象に防災指針の内容を周知し、これを継続して行い、防災意識の向上を図り、避難行動を促します。	市	→			
	ソフト (その他)					

→ 実施 - - - → 検討

事業完了年の追記。

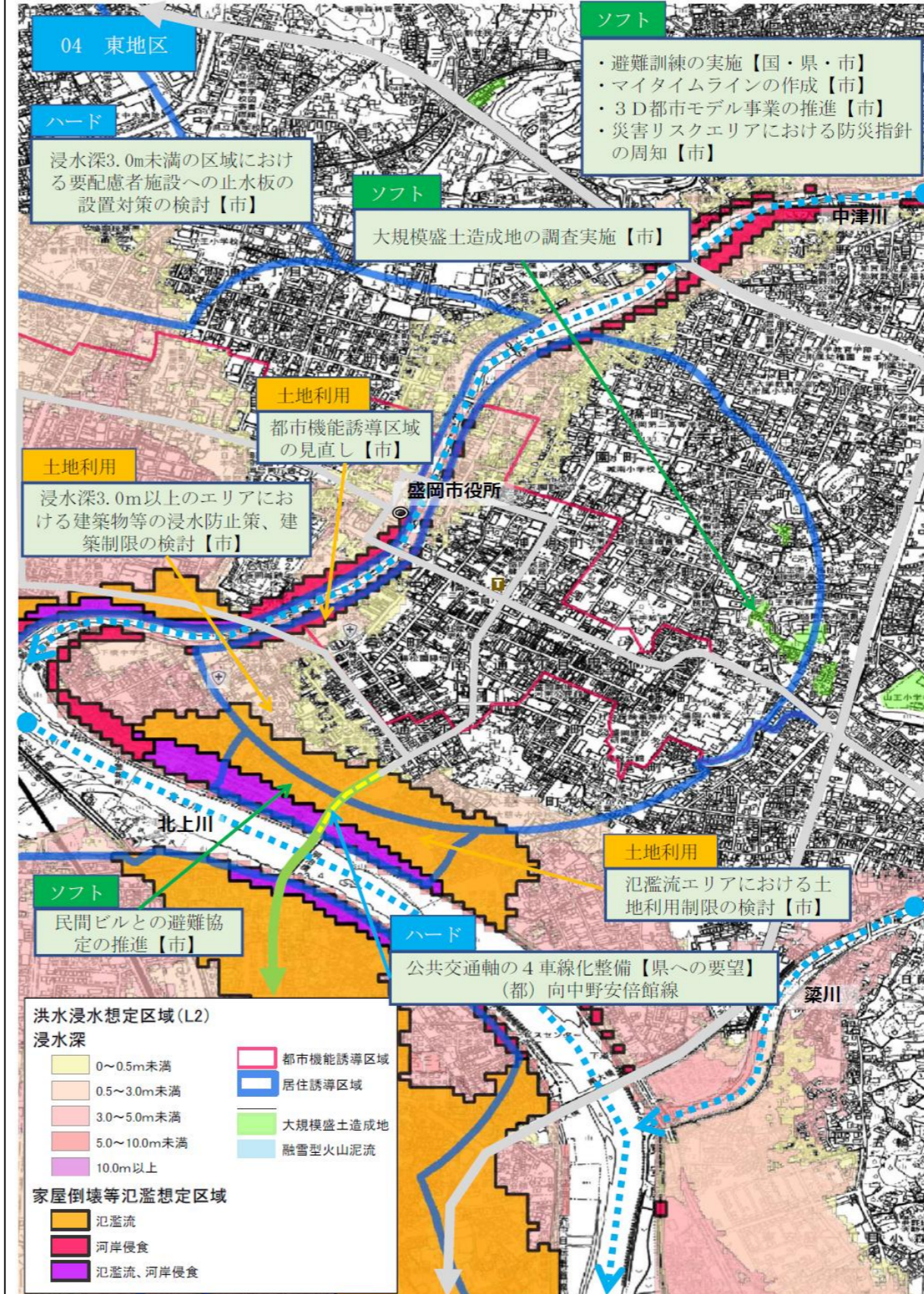
④ 東地区

◎対策 (居住誘導区域を対象)



④ 東地区

◎対策 (居住誘導区域を対象)



「もりおか交通戦略(第二期)計画書」の都心環状道路の改定に伴う更新。

◎実施時期の目標 (居住誘導区域を対象)

方針	種別	対策内容	事業主体	実施時期の目標		
				短期 (5年間) (~R7)	中期 (10年間) (R8~R12)	長期 (20年間) (R13~)
リスク回避	土地利用 (洪水) 【L2】	都市機能誘導区域の見直し 【完了 (R5.3)】	市	防災指針編 の策定に 本改訂と あわせて 実施		
		・家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)を都市機能誘導区域に設定しないこととします。				
		土地利用制限の検討				
リスク低減	ハード (洪水) 【L1】 【L2】	・氾濫流エリアにおける地区計画の策定、用途地域の変更等の土地利用制限について検討し、建築物等の強靱化を図ることにより人的被害の回避に取組み、居住誘導します。	市		→	
		建築物等の浸水防止策、建築制限の検討				
		・浸水深3.0m以上の洪水浸水想定区域内において、災害時において垂直避難を容易にできるよう、地区計画の策定や建築物の浸水防止策等について検討し、建築物の強靱化を図ることにより、人的被害の回避に取組み、居住誘導します。			→	
リスク低減	ハード (全ての災害)	要配慮者施設への止水板の設置対策の検討	市		→	
		・浸水深3.0m未満の区域における要配慮者施設への止水板の設置対策の検討を行い、建築物の浸水防止を図り、人的被害の回避に取組み、居住誘導します。				
		公共交通軸(都南)の4車線化整備	県		→	
		・災害時でも、公共交通機関を確保するため、(都)向中野安倍館線(明治橋袂北側付近)の事業化について、県へ要望します。				

→ 実施 - - - 検討

◎実施時期の目標 (居住誘導区域を対象)

方針	種別	対策内容	事業主体	実施時期の目標		
				短期 (5年)	中期 (10年)	長期 (20年)
リスク回避	土地利用 (洪水) 【L2】	都市機能誘導区域の見直し	市	防災指針編 の策定に あわせて 実施		
		・家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)を都市機能誘導区域に設定しないこととします。				
		土地利用制限の検討				
リスク低減	ハード (洪水) 【L1】 【L2】	・氾濫流エリアにおける地区計画の策定、用途地域の変更等の土地利用制限について検討し、建築物等の強靱化を図ることにより人的被害の回避に取組み、居住誘導します。	市		→	
		建築物等の浸水防止策、建築制限の検討				
		・浸水深3.0m以上の洪水浸水想定区域内において、災害時において垂直避難を容易にできるよう、地区計画の策定や建築物の浸水防止策等について検討し、建築物の強靱化を図ることにより、人的被害の回避に取組み、居住誘導します。			→	
リスク低減	ハード (全ての災害)	要配慮者施設への止水板の設置対策の検討	市		→	
		・浸水深3.0m未満の区域における要配慮者施設への止水板の設置対策の検討を行い、建築物の浸水防止を図り、人的被害の回避に取組み、居住誘導します。				
		公共交通軸(都南)の4車線化整備	県		→	
		・災害時でも、公共交通機関を確保するため、(都)向中野安倍館線(明治橋袂北側付近)の事業化について、県へ要望します。				

→ 実施 - - - 検討

事業完了年の追記。

方針	種別	対策内容	事業主体	実施時期の目標		
				短期 (5年間) (~R7)	中期 (10年間) (R8~R12)	長期 (20年間) (R13~)
リスク低減	ソフト (洪水) 【L1】 【L2】	避難訓練の実施 ・あらゆる関係者間での避難訓練の実施により、避難経路や避難場所を確認し、災害に備えます。	国・ 県・市	→		
		マイタイムラインの作成 ・要配慮者等の安全確保を図る体制づくりとして、個別避難計画を作成し避難経路や避難場所を確認し、災害に備えます。	市	→		
		3D都市モデル事業の推進 【完了 (R4~6)】 ・災害リスクの可視化を行い、災害リスクの高い場所を周知し、避難行動を促します。	市	→		
		民間ビルとの避難協定の推進 ・中心市街地（清水町、鉾屋町エリア）における民間の高層ビルとの避難協定を増やし、災害時において垂直避難を容易にできる体制を整え、人的被害を回避します。	市	→		
		大規模盛土造成地の調査実施 ・宅地耐震化推進事業による大規模盛土造成地を対象とした第二次スクリーニング調査を実施し、滑動崩落の安全性を確認します（居住誘導区域内14箇所）。	市	→		
	ソフト (その他)	災害リスクエリアにおける防災指針の周知 ・災害リスクの高い地域の居住者を対象に防災指針の内容を周知し、これを継続して行い、防災意識の向上を図り、避難行動を促します。	市	→		

→ 実施 - - - 検討

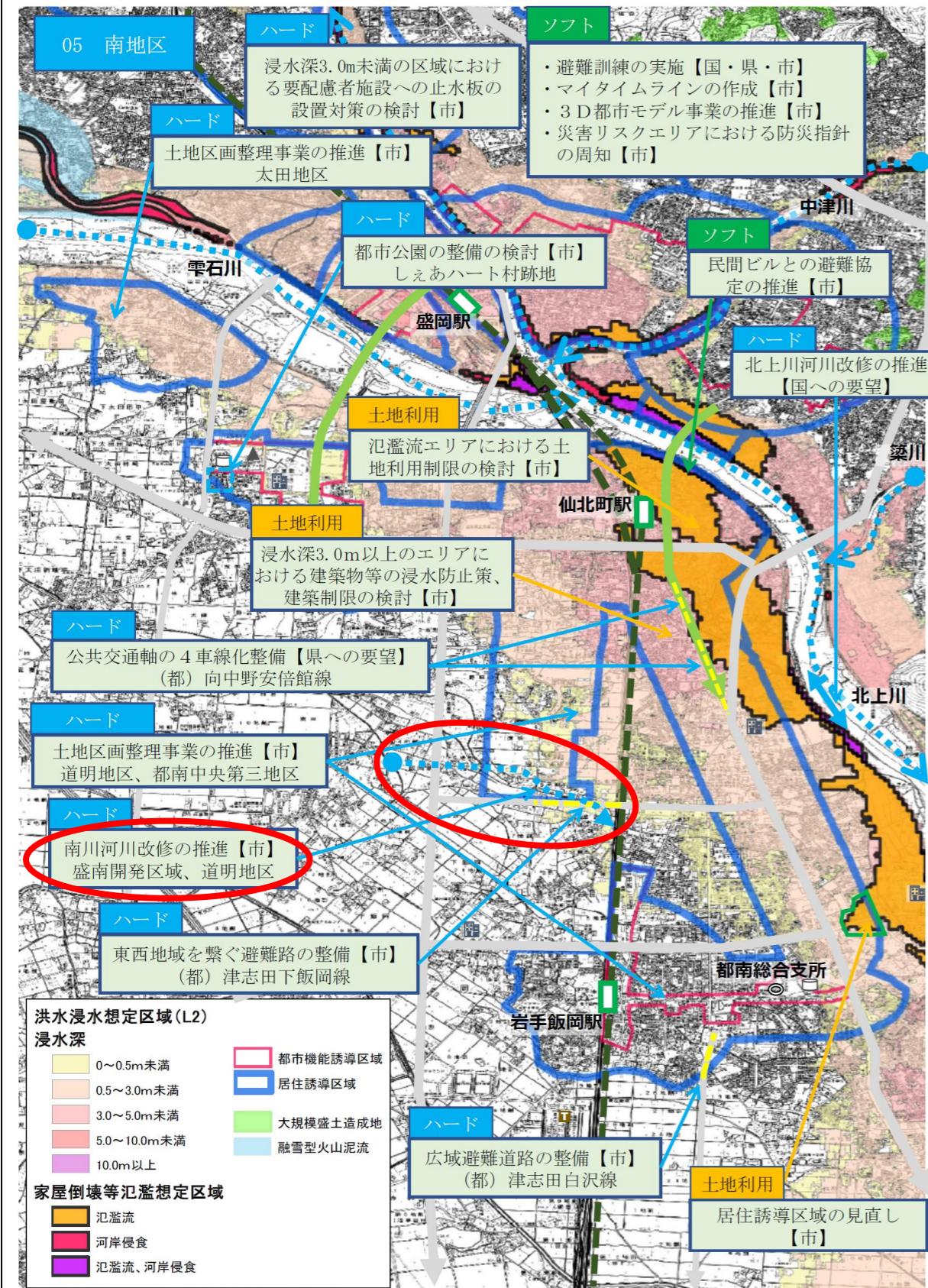
方針	種別	対策内容	事業主体	実施時期の目標		
				短期 (5年)	中期 (10年)	長期 (20年)
リスク低減	ソフト (洪水) 【L1】 【L2】	避難訓練の実施 ・あらゆる関係者間での避難訓練の実施により、避難経路や避難場所を確認し、災害に備えます。	国・ 県・市	→		
		マイタイムラインの作成 ・要配慮者等の安全確保を図る体制づくりとして、個別避難計画を作成し避難経路や避難場所を確認し、災害に備えます。	市	→		
		3D都市モデル事業の推進 ・災害リスクの可視化を行い、災害リスクの高い場所を周知し、避難行動を促します。	市	→		
		民間ビルとの避難協定の推進 ・中心市街地（清水町、鉾屋町エリア）における民間の高層ビルとの避難協定を増やし、災害時において垂直避難を容易にできる体制を整え、人的被害を回避します。	市	- - - →		
		大規模盛土造成地の調査実施 ・宅地耐震化推進事業による大規模盛土造成地を対象とした第二次スクリーニング調査を実施し、滑動崩落の安全性を確認します（居住誘導区域内14箇所）。	市	→		
	ソフト (全ての災害)	災害リスクエリアにおける防災指針の周知 ・災害リスクの高い地域の居住者を対象に防災指針の内容を周知し、これを継続して行い、防災意識の向上を図り、避難行動を促します。	市	→		

→ 実施 - - - 検討

事業完了年の追記。

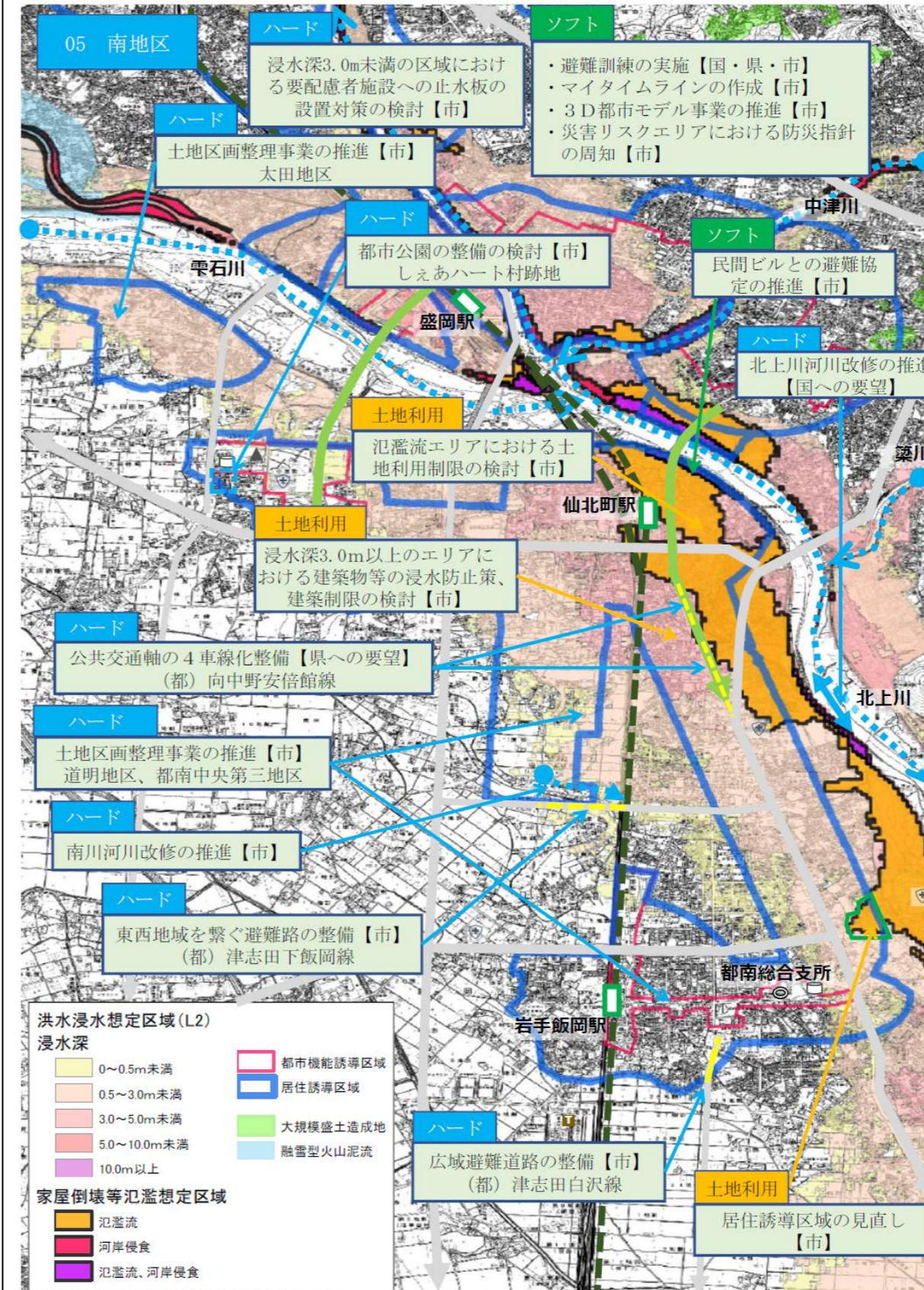
⑤ 南地区

◎対策(居住誘導区域を対象)



⑤ 南地区

◎対策(居住誘導区域を対象)



新規事業区間の追加。

◎実施時期の目標（居住誘導区域を対象）

方針	種別	対策内容	事業主体	実施時期の目標		
				短期 (5年間) (~R7)	中期 (10年間) (R8~R12)	長期 (20年間) (R13~)
リスク回避	土地利用 (洪水) 【L2】	居住誘導区域の見直し 【完了 (R5.3)】 ・三本柳地域において、家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)を居住誘導区域に設定しないこととします。	市	防災指針編の策定に本改訂とあわせて実施		
		土地利用制限の検討 ・氾濫流エリアにおける地区計画の策定、用途地域の変更等の土地利用制限について検討し、建築物等の強靱化を図ることにより人的被害の回避に取組み、居住誘導します。	市		----->	
		建築物等の浸水防止策、建築制限の検討 ・浸水深3.0m以上の洪水浸水想定区域内において、災害時において垂直避難を容易にできるよう、地区計画の策定や建築物の浸水防止策等について検討し、建築物の強靱化を図ることにより、人的被害の回避に取組み、居住誘導します。	市		----->	
		北上川河川改修の推進 ・津志田地区の堤防整備について、国へ要望します。	国		----->	
リスク低減	ハード (洪水) 【L1】 【L2】	南川河川改修の推進 ・南川の改修工事(道明地区)により洪水リスクを低減します。	市		----->	
		南川河川改修の推進 ・南川の改修工事(盛南開発区域)により洪水リスクを低減します。	市		----->	
		要配慮者施設への止水板の設置対策の検討 ・浸水深3.0m未満の区域における要配慮者施設への止水板の設置対策の検討を行い、建築物の浸水防止を図り、人的被害の回避に取組み、居住誘導します。	市		----->	
		広域避難道路の整備 【完了 (R6.3)】 ・矢巾町との広域避難を促進するため(都)津志田白沢線の整備を促進します。	市		----->	
リスク低減	ハード (全ての災害)	公共交通軸(都南)の4車線化整備 ・災害時でも緊急指定道路としての機能を果たし、公共交通機関を確保するため、(都)向中野安倍館線(仙北地域)の事業化について、県へ要望します。	県		----->	

-----> 実施 - - - - -> 検討

◎実施時期の目標（居住誘導区域を対象）

方針	種別	対策内容	事業主体	実施時期の目標		
				短期 (5年) (5年)	中期 (10年) (10年)	長期 (20年) (20年)
リスク回避	土地利用 (洪水) 【L2】	居住誘導区域の見直し ・三本柳地域において、家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)を居住誘導区域に設定しないこととします。	市	防災指針編の策定にあわせて実施		
		土地利用制限の検討 ・氾濫流エリアにおける地区計画の策定、用途地域の変更等の土地利用制限について検討し、建築物等の強靱化を図ることにより人的被害の回避に取組み、居住誘導します。	市		----->	
		建築物等の浸水防止策、建築制限の検討 ・浸水深3.0m以上の洪水浸水想定区域内において、災害時において垂直避難を容易にできるよう、地区計画の策定や建築物の浸水防止策等について検討し、建築物の強靱化を図ることにより、人的被害の回避に取組み、居住誘導します。	市		----->	
		北上川河川改修の推進 ・津志田地区の堤防整備について、国へ要望します。	国		----->	
リスク低減	ハード (洪水) 【L1】 【L2】	南川河川改修の推進 ・南川の改修工事により洪水リスクを低減します。	市		----->	
		要配慮者施設への止水板の設置対策の検討 ・浸水深3.0m未満の区域における要配慮者施設への止水板の設置対策の検討を行い、建築物の浸水防止を図り、人的被害の回避に取組み、居住誘導します。	市		----->	
		広域避難道路の整備 ・矢巾町との広域避難を促進するため(都)津志田白沢線の整備を促進します。	市		----->	
		公共交通軸(都南)の4車線化整備 ・災害時でも緊急指定道路としての機能を果たし、公共交通機関を確保するため、(都)向中野安倍館線(仙北地域)の事業化について、県へ要望します。	県		----->	

-----> 実施 - - - - -> 検討

事業完了年の追記。

新規事業地区の追加。

新規事業の追加。

方針	種別	対策内容	事業主体	実施時期の目標			
				短期 (5年間) (~R7)	中期 (10年間) (R8~R12)	長期 (20年間) (R13~)	
リスク低減	ハード (全ての災害)	土地区画整理事業の推進 ・太田地区、道明地区、都南中央第三地区の基盤整備事業を推進し、避難計画が効果的に発揮されるように、徒歩での避難がしやすい避難空間の確保に取り組みます。	市	→			
		東西地域を繋ぐ避難道路の整備 ・仙北地域から盛南地域への避難を促進するため（都）津志田下飯岡線の整備に着手し、避難空間の確保に取り組みます。	市	→	→	→	
		都市公園の整備の検討 ・もりおか復興推進しえあハート村跡地へ避難空間の確保等の視点から都市公園の整備を検討します。	市	- - -	→	→	
	ソフト (洪水) 【L1】 【L2】	避難訓練の実施 ・あらゆる関係者間での避難訓練の実施により、避難経路や避難場所を確認し、災害に備えます。	国・ 県・市	→	→	→	
		マイタイムラインの作成 ・要配慮者等の安全確保を図る体制づくりとして、個別避難計画を作成し避難経路や避難場所を確認し、災害に備えます。	市	→	→	→	
		3D都市モデル事業の推進 【完了（R4~6）】 ・災害リスクの可視化を行い、災害リスクの高い場所を周知し、避難行動を促します。	市	→	→	→	
		民間ビルとの避難協定の推進 ・中心市街地（仙北地域）における民間の高層ビルとの避難協定を増やし、災害時において垂直避難を容易にできる体制を整え、人的被害を回避します。	市	→	→	→	
		ソフト (全ての災害)	災害リスクエリアにおける防災指針の周知 ・災害リスクの高い地域の居住者を対象に防災指針の内容を周知し、これを継続して行い、防災意識の向上を図り、避難行動を促します。	市	→	→	→

→ 実施 - - - 検討

方針	種別	対策内容	事業主体	実施時期の目標			
				短期 (5年)	中期 (10年)	長期 (20年)	
リスク低減	ハード (全ての災害)	土地区画整理事業の推進 ・太田地区、道明地区、都南中央第三地区の基盤整備事業を推進し、避難計画が効果的に発揮されるように、徒歩での避難がしやすい避難空間の確保に取り組みます。	市	→			
		東西地域を繋ぐ避難道路の整備 ・仙北地域から盛南地域への避難を促進するため（都）津志田下飯岡線の整備に着手し、避難空間の確保に取り組みます。	市	→	→	→	
		都市公園の整備の検討 ・もりおか復興推進しえあハート村跡地へ避難空間の確保等の視点から都市公園の整備を検討します。	市	- - -	→	→	
	ソフト (洪水) 【L1】 【L2】	避難訓練の実施 ・あらゆる関係者間での避難訓練の実施により、避難経路や避難場所を確認し、災害に備えます。	国・ 県・市	→	→	→	
		マイタイムラインの作成 ・要配慮者等の安全確保を図る体制づくりとして、個別避難計画を作成し避難経路や避難場所を確認し、災害に備えます。	市	→	→	→	
		3D都市モデル事業の推進 ・災害リスクの可視化を行い、災害リスクの高い場所を周知し、避難行動を促します。	市	→	→	→	
		民間ビルとの避難協定の推進 ・中心市街地（仙北地域）における民間の高層ビルとの避難協定を増やし、災害時において垂直避難を容易にできる体制を整え、人的被害を回避します。	市	→	→	→	
		ソフト (全ての災害)	災害リスクエリアにおける防災指針の周知 ・災害リスクの高い地域の居住者を対象に防災指針の内容を周知し、これを継続して行い、防災意識の向上を図り、避難行動を促します。	市	→	→	→

→ 実施 - - - 検討

事業完了年の追記。

新 盛岡市立地適正化計画 防災指針編 (変更素案) P82	旧	備考
<p>(3) 防災まちづくりの目標値</p> <p>～ 略 (変更なし) ～</p> <p>【出典等】</p> <p>～ 略 (変更なし) ～</p> <div data-bbox="368 1184 1127 1755" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p style="text-align: center;">盛岡市立地適正化計画 防災指針編 (第1回変更) 令和〇年 〇月 発行</p> <p>盛岡市都市整備部都市計画課 〒020-8532 盛岡市津志田 14 地割 37 番地 2 盛岡市役所都南分庁舎 電話 019-601-2718 (土地利用計画係直通) ファクス 019-637-1919 (都南分庁舎共通) E-mail toshikeikaku@city.morioka.iwate.jp URL https://www.city.morioka.iwate.jp/</p> </div>	<p>(3) 防災まちづくりの目標値</p> <p>～ 略 (変更なし) ～</p> <p>【出典等】</p> <p>～ 略 (変更なし) ～</p> <div data-bbox="1546 1176 2306 1707" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p style="text-align: center;">盛岡市立地適正化計画 防災指針編 令和5年 3月 発行</p> <p>盛岡市都市整備部都市計画課 〒020-8532 盛岡市津志田 14 地割 37 番地 2 盛岡市役所都南分庁舎 電話 019-601-2718 (土地利用計画係直通) ファクス 019-637-1919 (都南分庁舎共通) E-mail toshikeikaku@city.morioka.iwate.jp URL https://www.city.morioka.iwate.jp/</p> </div>	